

債権管理訴訟の手引

平成22年3月

法務省大臣官房財産訟務管理官

序 用

訟務資料649-620

平成22年3月

債権管理訴訟の手引

法務省大臣官房財産訟務管理官

は し が き

法務省大臣官房財産訟務管理官室の所掌事務の二本柱は、国有財産訴訟と債権管理訴訟である。いずれも、いわゆる事務官主任事件として、上席訟務官あるいは訟務官が中心となってその処理を担当しているところである。

国有財産訴訟に関する資料としては、国有財産訴訟事務提要（訟務資料428-406）及び国有財産訴訟の手引（第3版）（訟務資料611-582）が刊行されているが、債権管理訴訟に関する資料としては、新版債権管理事務提要（第一部ないし第四部）のみであり、国有財産訴訟の手引のような初心者向けの資料の発刊が各局から要望されていたところである。

そこで、本書は、国有財産訴訟の手引の姉妹本として、債権管理訴訟に関する法律上・立証上の問題点について、実務的観点から、訟務初心者にも分かり易いように一問一答式により解説をしたものである。

本書を既刊の「新版債権管理事務提要」（第一部ないし第四部）等とともに今後の執務の参考資料として役立てていただければ幸いである。

平成22年3月

法務省大臣官房財産訟務管理官室

凡 例

1 本書で用いた判例集等の略語は、次のとおりである。

(1) 判例集・雑誌

民録	大審院民事判決録
民集	最高裁判所民事判例集
集民	最高裁判所裁判集民事
行集	行政事件裁判例集
高民集	高等裁判所民事判例集
下級民集	下級裁判所民事裁判例集
訟月	訟務月報
訟時	訟務時報
判時	判例時報
判タ	判例タイムズ
民研	民事研修・みんけん

(2) 文献

辯論	福田淳一編・債権管理法講義
会計法精解	福田淳一編・(平成19年改訂版) 会計法精解
詳解	元山哲太著・債権管理法詳解
提要(一部)	新版債権管理事務提要(第一部)
権限法解説	訟務資料623-594 (逐条解説 法務大臣権限法【第2版】)

(3) 法令等

権限法	国の利害に関係ある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律
債管法	国の債権の管理等に関する法律
債管法施行令	国の債権の管理等に関する法律施行令
債管規則	債権管理事務取扱規則
民訴法	民事訴訟法
民訴規則	民事訴訟規則

刑訴法	刑事訴訟法
行訴法	行政事件訴訟法
自賠法	自動車損害賠償保障法
非訟法	非訟事件手続法
民執法	民事執行法
民保法	民事保全法
不登法	不動産登記法
不登令	不動産登記令
不登規則	不動産登記規則
商登法	商業登記法
旧破産法	平成18年12月15日法律第109号による改正前の破産法
物管法	物品管理法
予決令	予算決算及び会計令
民特法	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法
組織犯罪処罰法	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律
麻薬特例法	国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律
訟務基本通達	国の債権についての訟務事務処理要領について（平成16年1月16日法務省訟財第50号訟務総括審議官通達）
財務基本通達	国の債権の管理等に関する法律及びこれに基づく命令の実施について（昭和32年蔵計第105号大蔵大臣通達）

2. 裁判例について、括弧書き及び注において記載する場合は、次の例により略記した。

最判（二小）昭57.3.12民集36巻3号329ページ

東京高判昭63.2.25訟月34巻10号1997ページ

債権管理訴訟の手引

総目次

第1章 債権管理の基本構造	1
第1 関係法令	1
第2 所管省庁	6
第3 国の債権	15
第4 債権管理機関	27
第2章 債権管理手続	33
第1 一般的準則	33
第2 調査確認及び記載又は記録（債権の把握）	38
第3 納入の告知・督促（履行の請求）	43
第4 強制履行の請求等	51
第5 履行延期・利率引下げ・免除	62
第6 徴収停止・みなし消滅	73
第7 弁済・相殺	82
第8 消滅時効	89
第9 債務者の複数・変更	105
第3章 訴訟総論	113
第1 事件処理方針	113
第2 訴えの提起	122
第3 裁判上の和解（和解に代わる決定を含む。）	126
第4 即決和解・再和解	132
第5 執行・保全	137
第6 配当要求等	152
第4章 各種債権管理訴訟	161
第1 自動車損害賠償保障法関係	161

第2 貸付料関係	174
第3 調達契約関係	192
第4 刑事徴収金関係	201
第5 渉外関係	207
第6 その他の訴訟	213

裁判例年月日別索引

事項索引

法令索引

細 目 次

第1章 債権管理の基本構造	1
第1 関係法令	1
問1 国の債権管理のための法令にはどのようなものがあるか。	1
問2 債管法は何のために設けられているのか。	3
問3 債管法と権限法とはどのような関係にあるのか。	4
問4 債管法その他国の会計法令に違反して行われた行為に法的効力は認められるか。	5
第2 所管省庁	6
問5 債管法において、財務大臣はどのような権限を有するか。	6
問6 債管法において、「各省各庁の長」とはどのような機関を指し、どのような権限を有するか。	7
問7 各省各庁の長が、債権管理に関して、財務大臣との事前協議を要求されるのはどのような場合か。	9
問8 各省各庁の長と財務大臣との債権管理に関する包括協議は、どのような基準の下に行われているか。また、その基準は訟務事務と関係するか。	10
問9 法務大臣が争訟事件の処理について債管法の適用を受ける例外的な場合とはどのような場合か。	12
問10 法務大臣が争訟事件の処理に関し、あらかじめ財務大臣の意見を求めなければならない場合とはどのような場合か。	12
問11 法務大臣と財務大臣とのいわゆる「包括協議」とはどのようなものか。	13
第3 国の債権	15
問12 国の債権にはどのようなものがあるか。	15
問13 「歳入金債権」、「歳入外債権」とは何か。	16
問14 「公法上の債権」、「私法上の債権」とは何か。	17

問15 国の債権は強制徴収の方法からどのように分けられるか。	21
問16 債管法はどのような債権を適用対象としているか。	22
問17 債管法の適用が除外される金銭債権にはどのようなものがあるか。	23
問18 延滞金とは何か。	25
問19 延納利息とは何か。	26
第4 債権管理機関	27
問20 国の債権については、どのような機関が管理に関する事務を行うのか。	27
問21 債管法において、国の債権を管理する「歳入徴収官等」にはどのような機関があるか。	28
問22 歳入徴収官等の行うべき事務から除外される事務にはどのようなものがあるか。	30
問23 歳入徴収官等は、債権管理を行うために、債務者の住所や資力等に関し、どのような資料を収集することができるか。	32
第2章 債権管理手続	33
第1 一般的準則	33
問24 国の債権は基本的にどのような準則の下で管理されるべきこととされているか。	33
問25 国の債権はいつから管理が開始されるか。	33
問26 国の債権は、どのような手続を踏んで回収すべきか。	34
問27 債管法において、歳入徴収官等は、国の債権を免除したり、国の債権の履行期限を延期するなど内容を変更することができるか。	35
問28 国の債権管理はどのような場合に終了するか。	35
第2 調査確認及び記載又は記録（債権の把握）	38
問29 歳入徴収官等は、どのようなときに債権の調査確認及び記載又は記録をすべきこととされているか。	38
問30 歳入徴収官等は、少額な債権を多数有している場合など、費用対効果の観点から合理的な理由があるときは、債権の調査確認	

及び記載又は記入をしないことができるか。	40
問31 債権の調査確認及び記載又は記録は、どのような事項について行われるか。	41
第3 納入の告知・督促（履行の請求）	43
問32 納入の告知とは何か。	43
問33 納入告知書とは何か。納付書とどのような点で異なるのか。	44
問34 督促とは何か。督促はどのように行うのか。	46
問35 納入の告知や督促は必ず行わなければならないか。	47
問36 債管法に基づく納入の告知や督促は行政処分か。	48
問37 納入の告知によって消滅時効は中断するか。督促についてはどうか。	49
問38 再度の納入の告知によって再度時効は確定的に中断するか。再度の督促には時効中断効があるか。	50
第4 強制履行の請求等	51
問39 歳入徴収官等は、債務者に対して納入の告知をし、督促をしても、その履行がない場合、債管法上どのような措置を執るべきこととされているか。	51
問40 強制履行の請求等は必ず行わなければならないか。	53
問41 歳入徴収官等は、督促からどの程度の期間が経過すれば強制履行の請求等を行うことができるのか。	54
問42 歳入徴収官等が訟務部局に対し、債務者に対する訴えの提起や支払督促の申立てを依頼するのはどのような場合か。	55
問43 歳入徴収官等が訟務部局に対し、民事執行手続を執ることを依頼するのはどのような場合か。	56
問44 歳入徴収官等が訟務部局に対し、民事保全手続を執ることを依頼するのはどのような場合か。	57
問45 歳入徴収官等が訟務部局に対し、配当要求その他債権の申出手続を依頼するのはどのような場合か。	57
問46 問45の場合、歳入徴収官等が、自ら裁判所に対し、配当要求や債	

権届出をすることはできないのか。……………	59
問47 歳入徴収官等が債管法15条, 17条, 18条2項ないし5項により訟務部局に対して各種の手續を依頼する場合は, どのような手續を執ることとされているか。……………	59
問48 歳入徴収官等が訟務部局に対し, 債権者代位訴訟, 詐害行為取消訴訟の提起を依頼するのはどのような場合か。……………	60
第5 履行延期・利率引下げ・免除……………	62
問49 履行延期の特約とは何か。……………	62
問50 国の債権について履行延期の特約等を行うことができるのはどのような場合か。……………	63
問51 履行延期の特約等に代わる和解とは何か。……………	66
問53 利率引下げの特約とは何か。……………	68
問54 国の債権の元本相当額を免除できるのはどのような場合か。……………	69
問55 国の債権の延滞金や延納利息を免除できるのはどのような場合か。……………	71
問56 歳入徴収官等が履行延期の特約等をする場合, 財務大臣との協議は必要か。利率引下げ, 免除の場合はどうか。……………	72
第6 徴収停止・みなし消滅……………	73
問57 「徴収停止」とは何か。……………	73
問58 徴収停止の整理が認められるのはどのような場合か。……………	74
問59 「みなし消滅」とは何か。……………	75
問60 みなし消滅の整理が認められるのはどのような場合か。……………	76
問61 法人債務者が倒産したとき, 歳入徴収官等は, 徴収停止やみなし消滅の整理をすることができるか。……………	77
問62 債務者が不明である場合, 又は, 債務者の所在が不明である場合, 徴収停止やみなし消滅の処理をすることができるか。……………	79

問63 債権金額が少額であることを理由に徴収停止の処理をすることができるのはどのような場合か。……………	80
問64 歳入徴収官等が徴収停止をする場合, 財務大臣との協議は必要か。みなし消滅をする場合はどうか。……………	82
第7 弁済・相殺……………	82
問65 国の債権の弁済の受領はどのような手續で行われるか。……………	82
問66 国の債権について, 元本, 利息(延納利息)及び遅延損害金(延滞金)の総額に満たない金額が弁済された場合, 充当順序はどうすべきか。……………	83
問67 国の債権について反対債務と相殺をしなければならないのはどのような場合か。また, 反対債務があっても相殺できない場合があるか。……………	85
問68 国の債権の相殺はどのような手續で行われるか。……………	86
問69 複数の自働債権と複数の受働債権とを一括して相殺することは可能か。……………	87
問70 債務者が破産した場合, 債権者である国は, 相殺によって破産手続によらずに債権を回収することができるか。……………	88
第8 消滅時効……………	89
問71 債権の消滅時効期間は, どのように定められているか。……………	89
問72 恩給の過誤払金の返還を請求する場合の消滅時効期間は何年と解すべきか。……………	92
問73 国の債権の消滅時効中断事由には, どのようなものがあるか。……………	93
問74 相手方が納入告知書を受領しなかった場合にも時効中断の効力はあるか。……………	96
問75 納入の告知により中断した消滅時効が再び進行を始めるのはどの時点か。……………	97
問76 債務額を明示しないまま債務の承認をした場合, 債務全額の消滅時効が中断したことになるか。……………	99
問77 国の債権について消滅時効の援用を要しないのはどのような場合	

か。国が時効利益を放棄できないのはどのような場合か	
問78 消滅時効完成後に債務者が債務承認書や履行延期申請書を提出した場合に何らかの効力はあるか。……………	102
問79 歳入徴収官等は、消滅時効の完成した債権の管理をどのように終了するのか。……………	103
第9 債務者の複数・変更……………	105
問80 債務者が複数いる場合、一方の債務者に生じた事由は他方の債務者にどのような効果を及ぼすか。……………	105
問81 共同相続などで債務者が複数あるときは、一部の債務者に対して納入の告知をすれば他の債務者との関係でも時効中断の効力を生じるか。……………	107
問82 債務者が死亡した場合、相続人との関係で徴収停止やみなし消滅の整理を行えることがあるか。……………	108
問83 国有地の貸付料債権について、債務者に共同相続が生じた場合、各相続人はどのような割合で債務を承継するのか。……………	110
問84 債務者が死亡し、複数の相続人のうち特定の相続人が、他の相続人の債務について免責的債務引受けを希望するときに、歳入徴収官等がこれに応じることは債管法において可能か。……………	110
問85 国との裁判上の和解が成立している債務者が死亡した場合には、当該債務の相続人に被相続人である債務者と国とが取り交わしている和解の効力は及ぶか。……………	111
第3章 訴訟総論……………	113
第1 事件処理方針……………	113
問86 歳入徴収官等から法務大臣に対して依頼される争訟手続の申立てにはどのようなものがあるのか。……………	113
問87 歳入徴収官等から各種争訟手続の依頼を受けた訟務部門は、どのように対応することとされているか。……………	115

問90 争訟事件の処理において、法務大臣は、国の債権を免除したり、債務者に期限の猶予を与えるなど、国の債権の内容を変更することができるか。……………	119
問91 争訟事件の処理において、法務大臣（指定代理人）は、国の債権の弁済を受領し、その債権を消滅させることができるか。相殺により国の債権を消滅させることについてはどうか。……………	120

第2 訴えの提起……………	122
問93 訴えを提起するのはどのような場合か。……………	122
問94 訴状にはどのような事項を記載するのか。……………	122

第3 裁判上の和解（和解に代わる決定を含む。）……………	126
問97 裁判上の和解にはどのようなものがあるのか。……………	126
問98 国の債権につき、法務大臣が裁判上の和解又は調停において譲歩できるのはどのような場合か。……………	126
問99 法務大臣が譲歩できる場合の要件である「法律上の争いがある場合」（債管法31条本文）とはどのような場合か。……………	127

問101 和解に代わる決定とはどのようなものか。……………	129
問103 裁判外で和解を締結することは可能か。……………	131

第4 即決和解・再和解……………132

問104 訴え提起前の和解（即決和解）とは何か。……………132

問106 訴え提起前の和解（即決和解）により履行期限を延期する場合、
どこまで譲歩することができるか。……………134

問107 裁判所での訴え提起前の和解（即決和解）の期日には、指定代理
人となった歳入徴収官等又はその所属庁の職員は出頭する必要があるか。……………135

問108 和解期日において訴え提起前の和解（即決和解）が不調に終わっ
た場合はどうなるのか。……………136

第5 執行・保全……………137

問109 民事執行手続にはどのような手続があるのか。……………137

問110 債務名義とは何か。……………138

問111 債務名義には具体的にどのようなものがあるか。……………139

問112 強制執行において配当金を受領した指定代理人は、配当金をどの
ように処理すべきか。……………142

問113 強制執行に係る費用はどのように回収することになるのか。……………143

問115 民事保全手続にはどのようなものがあるか。……………146

問116 仮差押え又は仮処分の申立てにおいては、どのような主張立証を
行うことになるのか。……………147

問117 「財産開示手続」とは何か。……………149

問118 財産開示手続の申立てをするには、どのような要件が必要か。……………150

第6 配当要求等……………152

問119 破産手続、民事再生手続、会社更生手続に権限法は適用されるか。

……………152

問120 法務大臣が更生計画案等に対して同意できるのはどのような場合
か。……………154

問121 会社更生法に基づく更生計画案等に対する同意の可否に当たり、
債管法30条に定める基準に該当するかは、具体的にどのように検
討するのか。……………155

問122 債務者が破産手続によって免責許可を受けた場合、債権管理はど
のようにするのか。……………157

問123 免責許可決定の効力が及ばない「破産者が悪意で加えた不法行為
に基づく損害賠償請求権」（破産法253条1項2号）に該当するの
はどのような場合か。……………157

第4章 各種債権管理訴訟……………161

第1 自動車損害賠償保障法関係……………161

問124 国を当事者とする自賠法に関する訴訟にはどのようなものがある
か。……………161

問125 自賠法3条に定める「自己のために自動車を運行の用に供する者」
であることは、どのように判断されるのか。複数人が同条の運行
供用者責任を負うことはあり得るか。……………164

問130 自賠訴訟において和解が成立した後、後遺障害が発生した場合にさらに損害賠償請求はできるか。 ……173	
第2 貸付料関係 ……174	
問131 国有地を貸し付けた場合の債権管理に関して適用される法令には何かがあるか。 ……174	
問132 国有地の貸付料債権に関する訴訟にはどのようなものがあるか。 ……175	
問133 未払となっている国有地の貸付料債権の支払を求める訴訟において当事者が主張立証すべき事項は何か。 ……177	
問134 国有地の貸付料債権の不存在確認が求められる訴訟において当事者が主張立証すべき事項は何か。 ……178	
問135 増減額賃料確認請求事件において、当事者が主張立証すべき事項は何か。 ……179	
問136 賃料の額に争いがあり、賃借人が適正と考える額の賃料のみを供託した場合、当該供託金の還付を受けた賃貸人は、争いのある残額について支払を求めることができるか。 ……182	
問137 問136の事案において、還付を受けない場合、供託金還付請求権が時効消滅することはないか。 ……183	
問138 賃料不払を理由として賃貸借契約を解除し、国有地の明渡しを求める訴訟において、当事者が主張立証すべき事項は何か。 ……186	

問139 建物所有目的の土地貸付事案において、賃貸人による借地借家法11条1項による地代等増額請求に賃借人が応じない場合、賃借人による公租公課相当額を下回る従前貸付料相当額の提供は、「債務の本旨」に従った弁済の提供といえるか。 ……188	
問140 建物所有目的の土地貸付事案において、賃料増額の可否について両当事者間に争いがある中、土地賃借人から、増額の可否及び額について合意に達するまでの間は従前貸付料額の支払を継続したい旨の口頭による申出があった場合、当該申出をもって民法493条ただし書に規定する「口頭の提供」がされたと認められるか。 ……190	
第3 調達契約関係 ……192	
問141 損害賠償額を立証する負担を軽減する目的で、国が締結する契約書に事前に違約金条項を設けることは債管法において禁止されているのか。 ……192	
問142 国が取引先等からの請求に基づき支払に応じた後、当該請求が過大請求であったことが判明した場合、どのような法的手段を執ることができるか。 ……194	
問143 国が発注者である工事請負契約について、工事完成前に、国が請負人の債務不履行を理由に契約を解除した場合において、請負人が破産したとき、国が債権者として届け出る債権には通常どのようなものがあるか。 ……196	
問144 国が締結した各種契約における違約金条項に関する訴訟上の主張立証責任は誰が負うのか。 ……200	
第4 刑事徴収金関係 ……201	
問145 国の債権について検察官からの依頼により訟務部局が行う強制執行手続にはどのようなものがあるか。 ……201	
問146 刑事徴収金に係る強制執行手続はどのように行われるか。 ……202	
問147 追徴保全の手続はどのようなものか。 ……203	

第5 渉外関係207

問150 債務者たる外国会社の外国裁判所における破産手続への債権届出
に権限法の適用があるか。207

問151 外国に住居所を有する債務者に対して強制履行の請求等をするこ
とはできないのか。209

問153 国有地を外国政府に貸し付けた場合の賃料債権について、一般の
債権と同様に強制履行を請求することができるか。211

第6 その他の訴訟213

問154 犯罪被害者給付金制度に基づき、被害者等に給付金が支給された
場合、国は、当該犯罪の加害者に対して、支給に係る額を請求す
ることはできるか。213

問155 行政代執行に要した費用として債権管理訴訟によらずに徴収でき
る費用の範囲はどこまでか。213

第 1 章

債権管理の基本構造

第1章 債権管理の基本構造

第1 関係法令

問1 国の債権管理のための法令にはどのようなものがあるか。

答 国の財政に関する基本法である財政法の下、債管法とその下位法令に
国の債権に関する管理の一般的基準が設けられており、現金の管理等を定める
会計法とその下位法令の中にも債権の管理に関する規定がある。

解説

1 国の財産管理法の体系

国の債権は広義の国有財産（国有財産訴訟の手引・問1）である。

この広義の国有財産の管理については、憲法第7章の規定を受けて国の
予算その他財政の基本を規定する「財政法」が、9条1項において「国の
財産は、法律に基づく場合を除く外、これを交換しその他支払手段として
使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはなら
ない。」と規定するほか、2項において「国の財産は、常に良好の状態に
おいてこれを管理し、その所有の目的に応じて、最も効率的に、これを運
用しなければならない。」と規定している。そして、その下に、現金につ
いては会計法、狭義の国有財産については国有財産法、一般の動産につ
いては物管法というように、各種の財産に応じた財産管理法規が置かれ、国
の金銭債権の管理については債管法が置かれている（同手引・問5）。

2 債管法

債管法は、金銭の給付を目的とする国の権利、すなわち国の金銭債権に
ついて、その管理の一般的基準を定める財産管理法規である。同法とその
下位法令等は、以下のとおりである。

① 国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）

② 国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）

③ 債権管理事務取扱規則（昭和31年大蔵省令第86号）

また、その委任を受けて以下の告示が発出されている。

- ④ 国の債権の管理等に関する法律施行令第4条第1項第2号に規定する財務大臣の指定する者を定める告示（昭和32年大蔵省告示第6号）
- ⑤ 国の債権の管理等に関する法律施行令第4条第2項に規定する財務大臣の指定する債権を定める告示（平成10年大蔵省告示第87号）
- ⑥ 国の債権の管理等に関する法律施行令第10条第5項に規定する財務大臣が定める外国為替相場を定める告示（昭和32年大蔵省告示第7号）
- ⑦ 国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示（昭和32年大蔵省告示第8号）
- ⑧ 国の債権の管理等に関する法律施行令第37条第1項に規定する財務大臣が定める率を定める告示（昭和32年大蔵省告示第9号）

なお、実施面の運用については、次の通達が発せられている。

- ⑨ 国の債権の管理等に関する法律及びこれに基く命令の実施について（昭和32年蔵計第105号大蔵大臣通達）

3 会計法

会計法は、財政法の下、国の現金の管理等について定める法律であり、主として収入・支出の経理に関する手続作用について規定しているが、国の収入となるべき現金を国以外の者から収納するためには、法令又は契約関係に基づく権利が存在する必要がある。国は、その権利の内容に従って収入を実行していくことになる。

そのため、会計法の規定に基づく歳入の徴収及び収納に関する事務は、他面において債権の管理に関する行為としての性質を有することになり、会計法にも国の債権の管理に関する規定（会計法6条等）があるほか、国の債権を発生させる契約等に関する規定も置かれているなど、両者は密接な関係にある。なお、会計法とその下位法令は以下のとおりである。

- ① 会計法（昭和22年法律第35号）
- ② 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）
- ③ 歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号）

<参考文献>

- 福田淳一編・債権管理法講義3，4ページ
- 福田淳一編・（平成19年改訂版）会計法精解14，15，86，91～93ページ

問2 債管法は何のために設けられているのか。

答 債管法は、国の金銭債権について、管理の適正を期するため、その管理に関する事務の処理について、①必要な機関及び②手続を整えるとともに、③国の債権の内容の変更、免除等に関する一般的基準を設け、併せて、④国の債権の発生原因となる契約に関し、その内容とすべき基本的事項を定めるために設けられているものである。

解説 国の債権は、適正に管理されなければならないが、これが適正に管理されるためには、それぞれの取扱機関の恣意にゆだねるのではなく、一定の管理体制の下に制度化された管理が行われることが必要となる。

特に、金銭債権は、それ以外の債権とは異なり、反対給付を差し控えるという統制によって履行を確保することのできないものが多く、また、不履行の場合は他の債権（損害賠償債権）に転化することなく、直接の損害を生じる上に、発生から消滅に至るまで相当の期間にわたって財産として把握する観念がとかく乏しくなりがちなものであることから、その全過程を通じ責任ある機関により常時的確な管理を行う必要があると考えられた（問16）。

このような理由から、金銭債権に限っては、債管法という一般的な管理のための法律が制定され、債権管理の機関による管理の体制が設けられたものである。

そのため、債管法は、次の4つを基本的事項とする法律となっている（1条）。

- ① 債権管理の機関を法定することにより債権管理の権限と責任の所在を明確化したこと（第2章）
- ② 債権管理の基準を定め、債権の把握、取立て及び保全に関する手続の

的確な処理を図ることとしたこと（第3章）

- ③ 債権の内容の変更（履行延期の特約等、利率の引下げ、和解による譲歩等）又は減免に関する一般的基準を定め、債権の円滑かつ効率的な取立てを図ることとしたこと（第4章）
- ④ 債権の発生原因となる契約その他の行為の内容の基準を定め、その行為に基づいて発生する債権の発生後における管理事務の円滑化、適正化を図ることとしたこと（第5章）

<参考文献>

○福田淳一編・債権管理法講義1～3ページ、4～8ページ

問3 債管法と権限法とはどのような関係にあるのか。

答 債管法は財務省所管の法令であり、権限法は法務省所管の法令である。そして、権限法により法務大臣の権限に属する事項に関する事務は、債管法に定める「債権の管理に関する事務」から除外されているため（債管法2条2項1号）、一部の例外を除いて同法の適用はない。

解説 国の債権に関する訴訟事件又は非訟事件については、権限法により、所管省庁のいかんにかかわらず、すべて法務大臣が国を代表して事務を処理することとされている（同法1条）。そのため、債管法は、債権管理の過程において歳入徴収官等が法務大臣の権限に属する措置を必要とする場合には、法務大臣に対して、それぞれ当該措置のための手続を執ることを求めることとしている（問39、42～48、51、86、119）。

そして、債管法は、この訴訟等の事務の円滑な処理を確保するため、「法務大臣権限法により法務大臣の権限に属する事項に関する事務」を、債管法に定める「債権の管理に関する事務」から除外している（債管法2条2項1号）。したがって、上記訴訟等における法務大臣の職務の執行は、債管法上の機関として、また、同法の処理手続によって行われるものではない。

ただし、債管法30条（更生計画案等についての同意）、31条（和解又は調

停等）、38条3項（財務大臣への求意見等）は、直接訟務事務に係る条文であり、例えば裁判上の和解をする場合は31条の定めに従って行わなければならないという一定の制約があることに注意を要する（問9～11、90、98、99、102、106、120、121、127）。

なお、債権管理手続等に関しては、法律意見照会等で他省庁から質問を受けることが多いが（特に納入の告知等）、最終的な債管法の解釈権限は所管庁である財務省にあることに留意すべきである（問5）。

<参考文献>

○福田淳一編・債権管理法講義23ページ

問4 債管法其他国の会計法令に違反して行われた行為に法的効力は認められるか。

答 債管法其他国の会計法令に違反した行為は、そのことを理由として直ちに無効となるものではない。ただし、無効としなければ当該法令の趣旨を没却する結果となる特段の事情が認められる場合には、例外的に無効となる余地がある。

解説 債管法其他国の会計法令は、基本的に「国の会計機関」を名宛人としており、国内部の準則を定めたものであって、一部の規定を除き、私法上の行為の効力を定めた法律ではない。したがって、債管法其他国の会計法令に違反して行われた行為が、そのことを理由として、直ちに無効となるものではない。

ただし、最高裁昭和62年5月19日第三小法廷判決（民集41巻4号687ページ）は、普通地方公共団体が随意契約の制限に関する法令に違反して締結した契約の効力につき、最高裁平成16年1月15日第一小法廷判決（民集58巻1号156ページ）は、県といわゆる第3セクター方式により設立された株式会社との間で締結された協定が地方公務員法の服務義務や給与の基準を定めた規定に違反する場合につき、それぞれ、無効としなければ上記各法令の趣旨

を没却する結果となる特段の事情が認められる場合には例外的に私法上無効となる余地を認めている。

したがって、債管法その他国の会計法令に違反して行われた行為についても、上記のような特段の事情が認められる場合には私法上無効となる余地がある。

<参考文献>

○福田淳一編・(平成19年改訂版) 会計法精解11ページ

<参考判決>

○最高裁昭和62年5月19日第三小法廷判決・民集41巻4号687ページ

○最高裁平成16年1月15日第一小法廷判決・民集58巻1号156ページ

第2 所管省庁

問5 債管法において、財務大臣はどのような権限を有するか。

答 財務大臣は、債権の管理に関する事務について、これを総括する権限を有する(債管法9条)。

解説 国の債権管理は法定の債権管理の機関である歳入徴収官等によって行われるが(問2, 20, 21)、財務大臣は、財務行政の一般を総括する地位にあるため、債権の管理に関する事務についても、総括機関として、総括権限を有するものとされている(債管法9条)。

同条に規定する財務大臣の事務は、以下のとおりである。

(1) 制度の整備、事務処理手続の統一(9条1項)

債権管理に関する制度を整え、債権管理に関する事務処理手続を統一する。

(2) 報告の徴取(9条2項)

各省各庁の長に対しその管理する債権の内容及び所掌事務の処理状況に

関する報告を求める。

(3) 実地監査(9条2項)

担当の職員をして実地監査を行わせる。

(4) 各省各庁の長に対する措置の要求(9条2項)

閣議の決定を経て、債権の管理上必要な措置を求める。

また、債管法38条2項は、各省各庁の長が歳入徴収官等として自ら同条1項各号に掲げる徴収停止(債管法21条)、履行延期の特約等(債管法24条)の措置をし、又は、当該措置について歳入徴収官等に承認を与えるときは、原則として財務大臣に対する事前協議を必要としている(問7)。さらに、財務大臣は、各省各庁の長から送付された債権現在額報告書に基づいて、債権管理現在額総計算書を作成することとされている(債管法39, 40条)。これらはそれぞれ財務大臣の有する総括権限の具体的な発動の一つと位置づけられる。

<参考文献>

○福田淳一編・債権管理法講義48, 49, 248ページ

問6 債管法において、「各省各庁の長」とはどのような機関を指し、どのような権限を有するか。

答 債管法において、「各省各庁の長」とは、各省大臣のほか、衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長及び内閣総理大臣をいう(債管法2条3項、財政法20条2項)。

各省各庁の長は、各省各庁の所管に係る債権の管理に関する事務を、国の職員等に委任して行わせ(債管法5条)、委任を受けた者が債管法38条1項各号に掲げる徴収停止、履行延期の特約等の措置をする場合に、これを承認する権限(債管法38条2項本文)を有する。

解説 財政法において、国の財政は、内閣及び財務大臣の総括の下、「各省各庁の長」(財政法20条2項により、各省大臣のほか、衆議院議長、参議院

議長、最高裁判所長官、会計検査院長及び内閣総理大臣が含まれる。)が所掌に係る財務を管理すべきものであるが(予算作成に関し財政法17条及び20条2項、執行に関し同法31条~36条、決算に関し同法37条)、その事務の範囲が広いので、様々な会計機関に行わせることとされている。

国の債権管理についても、①法令の規定により他の機関が管理するとされている場合を除いては、②各省各庁の長が行うべきものであるが、債管法は、これを国の職員等に委任して行わせることを認めている(債管法5条。なお、債管法は、各省各庁の長とその委任を受けた者等をすべて「歳入徴収官等」と呼んでいる(問20、21)。

この委任により、債権管理に関する事務は歳入徴収官等の権能にゆだねられるが、債管法38条1項各号に掲げる徴収停止(債管法21条)、履行延期の特約等(債管法24条)の措置を行おうとする場合には、各省各庁における内部における債権の処理を統一し、調整を図るため、また債権管理において特に重大な措置として位置づけられるこれらの措置を、歳入徴収官等のみの判断にゆだねるべきでないことから、あらかじめ各省各庁の長の承認を受けることとされている(債管法38条1項本文)。

ただし、各省各庁の長が財務大臣と協議して定めた基準による場合(いわゆる包括協議による場合)には、個別の承認は不要である(債管法38条1項ただし書)(問7、8)。

<参考文献>

○元山哲太・債権管理法詳解512ページ

○福田淳一編・債権管理法講義245、246ページ

問7 各省各庁の長が、債権管理に関して、財務大臣との事前協議を要求されるのはどのような場合か。

答 債管法38条1項各号に掲げる以下の措置に関し、①各省各庁の包括的基準を定める場合と、②この基準に該当しない事案でこれらの措置をする場合であり、①を包括協議、②を個別協議という。

- ・債管法21条の規定による徴収停止(1号)
- ・債管法24条の規定による履行延期の特約又は処分(2号)
- ・債管法29条の規定による利率の引下げの特約(3号)
- ・債管法32条の規定による免除(4号)

解説

1 各省各庁の包括的基準を定めるに当たっての財務大臣への協議(債管法38条1項)

歳入徴収官等が、債管法38条1項各号に掲げる徴収停止(債管法21条)、履行延期の特約等(債管法24条)の措置をしようとするときは、あらかじめ各省各庁の長の承認を受けなければならないこととされているが(同法38条1項本文)、前記の措置をするごとに、一件一件、各省各庁の長の承認を求めることは非効率であるので、各省各庁の長が財務大臣と協議して定めた基準による場合には、個別の承認を受ける必要がないこととされている(同項ただし書)。したがって、各省各庁の長がこの一定の基準を定めるに当たっては、あらかじめ財務大臣と協議することが必要となる。

2 各省各庁の長の行う措置又は承認についての財務大臣への協議(債管法38条2項)

各省各庁の長が歳入徴収官等として自ら債管法38条1項各号に掲げる徴収停止(債管法21条)、履行延期の特約等(債管法24条)の措置をし、又は、当該措置について歳入徴収官等に承認を与えるときは、あらかじめ財務大臣に協議しなければならない(同法38条2項本文)。これは各省各庁

を通ずる国全体の債権の処理を統一し、各省各庁間の事務処理のバランスを確保するために必要な調整として行われるものである。ただし、この協議についても、あらかじめ財務大臣と協議して定めた一定の基準に該当するときは一件ごとの協議は要しないこととされている（同項ただし書）。

3 各省各庁の長と財務大臣との包括協議と個別協議

このように、債管法38条1項各号に掲げる徴収停止（債管法21条）、履行延期の特約等（債管法24条）の措置に関しては、①まず、各省各庁の包括的基準を定める場合に、各省各庁の長と財務大臣の協議が行われ、②この基準に該当しない事案については個別に協議が行われることになる。実務上、①を包括協議、②を個別協議という。

なお、上記の包括協議は、債権管理に関する債管法38条1項ただし書及び2項ただし書によるものであり、訟務事務において一般的に「包括協議」と呼ばれている債管法38条3項ただし書による協議（問11）とは異なるものである。

<参考文献>

○福田淳一編・債権管理法講義245～247ページ

問8 各省各庁の長と財務大臣との債権管理に関する包括協議は、どのような基準の下に行われているか。また、その基準は訟務事務と関係するか。

問9 法務大臣が争訟事件の処理について債管法の適用を受ける例外的な場合とはどのような場合か。

答 会社更生法等に基づく更生計画案等について同意をする場合（債管法30条）及び裁判上の和解又は民事調停法による調停等の場合（同法31条）である。

なお、法務大臣がこれらの規定により裁判上の和解等を行うときは、債管法38条3項により、財務大臣の意見を求めなければならないことに注意を要する。

解説 国の債権の管理に関する訴訟等の当事者等として行う法務大臣の職務の執行は、債管法の機関として、また同法の処理手続によって行われるものではない（債管法2条2項1号）（問3, 22）。しかし、国の債権の全部若しくは一部を免除し又はその効力を変更するには法律に基づくことを要するとされている（財政法8条）。そのため、債管法は、法務大臣の権限として、会社更生法等に基づく更生計画案等についての同意（債管法30条）、裁判上の和解又は民事調停法による調停等（同法31条）の権限を定め、一定の要件の下で、これらの争訟手続により債権の免除等を行うことができるようにしたものである。

なお、財務大臣に対する求意見については、問10、問11を参照されたい。

<参考文献>

○福田淳一編・債権管理法講義222～227ページ

問10 法務大臣が争訟事件の処理に関し、あらかじめ財務大臣の意見を求めなければならない場合とはどのような場合か。

答 以下の場合である（債管法38条3項本文）。

- ① 債管法30条の規定による更生計画案等についての同意をする場合

- ② 債管法31条の規定により裁判上の和解をする場合
- ③ 債管法31条の規定により調停に応ずる場合
- ④ 債管法31条の規定により労働審判法第21条第1項の規定による異議の申立てをしない場合
- ⑤ 和解、調停若しくは労働審判において、債管法38条1項2号から第4号までに規定する行為（履行延期の特約又は処分、利率引下げの特約、免除）に準ずる行為をするとき

解説 法務大臣が行う上記の事務は、債権の管理に関する事務ではないが（問3, 9, 22）、国の債権にかかわる重大な事務であるので、上記の行為をするときには、債権の総括管理機関である財務大臣の意見をあらかじめ聴くことが必要とされている（債管法38条3項本文）。ただし、いわゆる包括協議の範囲内では、個別に意見を求める必要はない（問11）。

なお、求意見の手続は大臣官房訟務部門において行う。具体的手続については、訟務基本通達第4を参照されたい。

<参考文献>

○元山哲太・債権管理法詳解513ページ

○福田淳一編・債権管理法講義245, 246ページ

問11 法務大臣と財務大臣とのいわゆる「包括協議」とはどのようなものか。

答 債管法38条3項ただし書の規定により、財務大臣の意見を求めることを要しないで、法務大臣のみの判断によって、債管法30条による更生計画案等についての同意をし、同法31条による裁判上の和解をし、又は調停等をするにつき、あらかじめ、財務大臣の意見を求めることを要しないとする基準を定めるために行われた協議及びその協議によって示された基準を、実務上「包括協議」という。

解説 債管法において、法務大臣が、争訟事件の処理に当たり財務大臣の

意見を求めることが必要とされる場合（債管法38条3項本文）（問10）でも、あらかじめ財務大臣との間で協議して定めた基準に従う場合には、個別に意見を求める必要はない（同項ただし書）。そのため、財務大臣は、

財務大臣との間で、その協議を行っており、この協議及びその協議によって示された基準を、実務上、「包括協議」と呼んでいる

なお、訟務実務において一般的に「包括協議」というときは、上記の協議を指すのであるが、包括協議には、各省各庁の長と財務大臣との間の債権管理に関する包括協議もある（債管法38条1項ただし書及び2項ただし書に係る協議）（問8）。いずれも「包括協議」と呼ばれているので注意されたい。

<参考文献>

- 元山哲太・債権管理法詳解513ページ
- 福田淳一編・債権管理法講義245, 246ページ
- 訟務通達集(11)354ページ
- 新版債権管理事務提要（第二部）（改訂版）6～8ページ
- 訟務時報349号161ページ以下

第3 国の債権

問12 国の債権にはどのようなものがあるか。

回答 国の債権には、契約により発生するものと法律の規定により発生するものがあり、後者には、法律の規定により直接発生するもの、法律の規定により抽象的に発生し行政処分によって行使可能となるもの、法律の規定に基づく行政処分がされて初めて発生するものなどがある。

これらは、国内部の会計処理上の取扱いから「歳入金債権」と「歳入外債権」に分類され、また、性質からみて「公法上の債権」と「私法上の債権」とに分けられる。さらに、徴収方法からは、民事執行により徴収する債権と滞納処分の例により徴収する債権に分けられる。なお、債管法が対象とする国の債権は、金銭債権のみである。

解説 債権は、一般に、契約又は法律の規定によって発生する。国の債権についても、これらが発生の原因となるが、法律の規定によって発生する私人間の債権は、民法に定める不法行為、事務管理及び不当利得が大半であるのに対し、国の債権の場合は、種々の行政法規に基づいて発生する種々の債権がある。そして、これらは、法律の規定に基づいて直接発生するもの（例えば国民年金の保険料債権・国民年金法88条）のほか、法律の規定に基づいて抽象的に発生するが行政処分によって行使可能となるもの（例えば更正処分による国税債権）、法律の規定に基づく行政処分によって初めて発生するもの（例えば各種課徴金債権・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律7条の2等）などがある。

発生した国の債権は、様々な観点から分類される。債権管理関係訴訟との関係では、国内部の会計処理上の取扱いからの分類である「歳入金債権」と「歳入外債権」の区別（問13）、発生原因に応じた性質からの分類である「公法上の債権」と「私法上の債権」の区別（問14）、強制徴収方法からの民事執行により徴収する債権と、滞納処分の例により徴収する債権の区別（問15）

が重要である。

なお、債権は、給付の内容から、物の引渡しを内容とする債権とその他の作為・不作為を内容とする債権（与える債務・為す債務）に分けられ、物の引渡しを内容とする債権は、金銭の引渡しを内容とする金銭債権と、その他の物の引渡しを内容とする債権に分かれるが、債管法が対象とするのは金銭債権のみである（問16）。

問13 「歳入金債権」、「歳入外債権」とは何か。

答 「歳入金債権」とは、当該債権に基づき現金を収納した場合に、それが各会計年度の歳入として取り扱われる債権であり、「歳入外債権」とは歳入金債権以外の債権である。歳入金債権であるか、歳入外債権であるかによって、国の収入としての取扱いが異なり、債権管理の機関、債権管理のための法令にも異なるものがある。

解説

1 歳入金債権の意義

財政法は、国の各般の需要を満たすための支払の財源となるべき現金の収納を「収入」、国の各般の需要を満たすための現金の支払を「支出」と定義し、一会計年度における一切の収入を「歳入」、一会計年度における一切の支出を「歳出」と定義した上（財政法1条1項、4項）、歳入歳出はすべて予算に計上しなければならないこととしている（同法14条）。もともと、国の収入は、歳入予算の制約を受けず、収入すべき権利があれば収入すべきことになるため、歳入予算に計上されない収入も存在するが（ちなみに、国の支出は歳出予算の制約を受け、歳出予算に計上されて初めて支出できる。）、予算外の収入も、原則として、出納の完結した年度の歳入に組み入れられることとされている（会計法9条本文）。

そこで、国の金銭債権に基づき現金を収納した場合には、原則として、これらの規定により各会計年度の歳入として取り扱われることになる。こ

のような金銭債権が「歳入金債権」である。

歳入金債権は、手数料、負担金、納付金など多岐にわたるが、歳入予算が、その収入に関係のある部局等の組織の別に区分し、その部局等内では、部、款及び項（特別会計に属する債権にあっては、款及び項）に区分されるため、それぞれその区分に属する収入金として取り扱われることになる。

2 歳入外債権の意義

例外的に、国の債権に基づく収入金が、法令の規定により国の歳入外の受入金として整理される場合がある。例えば、支出済みとなった歳出の返納金が例外的に歳出の金額に戻し入れることができることとされている（会計法9条ただし書）のは、その例である。このような歳入金債権以外の債権を「歳入外債権」という。

歳入外債権の一般的なものとして、①上記歳出の返納金（会計法9条ただし書）、②資金前渡官吏の保管する前渡資金への返納金（出納官吏事務規程58条の2本文）などがあり、特別なものに、特別調達資金に属する債権と貨幣回収準備資金に属する債権がある。

3 債管法における取扱い

歳入金債権であるか歳入外債権であるかによって、上記のように、国の収入金としての取扱いが異なり、また、具体的な債権管理機関（問21）や納入の告知の根拠規定（問32）など債権管理のための法令も異なることがある。債管法は、債権管理において各債権と国の収入金との対応関係を示すため、債権管理簿の「債権の種類」（債管法施行令10条1項3号）において、「部、款、項」（さらに、債権の法的性質を表す「目。」）に分けて管理すべきこととしている（債管規則11条2項、別表第2。）。

<参考文献>

○福田淳一編・債権管理法講義87～89ページ

問14 「公法上の債権」、「私法上の債権」とは何か。

答 公法上の債権、私法上の債権とは、それぞれ公法関係、私法関係にお

いて形成され、又は発生する権利で金銭の給付を目的とするものである。公法上の債権が私法上の債権かによって、消滅時効や訴訟手続上の取扱いが異なるので、注意が必要である。

解説

1 公法上の債権と私法上の債権を区別する必要性

国の債権については、当該債権が私法上のものか公法上のものかによって、消滅時効の取扱い（公法上の債権は、5年間で時効となり（問71）、援用を要せず、時効利益の放棄が許されない（問77）。）や、訴訟手続上の取扱い（公法上の債権については即決和解や支払督促は許されない（問87）。）が異なることから、両者は区別する必要がある。

2 公法上の債権と私法上の債権の区別基準

公法上の金銭債権とは、公法関係において形成され、又は発生する権利で金銭の給付を目的とするものをいう。公法関係とは公法の規律する法律関係であると解されるが、公法と私法との区別論については、最近否定的な意見もあり、また、その区別も必ずしも明確ではない。しかし、行政権の主体の意思に優越的な効力が認められる権力関係又は支配関係に基づく債権は、当然公法上の債権といえる。

これらを除いた債権は、公法上の債権か否かを当該法律関係の性質やこれに関する実定法の取扱いを検討して決することになるため、個々の事例の集積によらざるを得ない面がある。

3 具体例

これまでに性質が検討された具体例としては、以下のようなものがある。

(1) 公法上の債権とされたもの

ア 恩給の過誤払金の返還請求権

内閣法制局見解（昭和33年2月4日付け法制局1発第5号）では、恩給の過誤払金の返還請求権は公法上の債権とされる。

すなわち、恩給給与金に対する請求権は公法上の権利であり、したがって、恩給給与金に対する請求権が全くないのかかわらず、恩給

給与金として国が支給した金銭又は国が支給した恩給給与金のうち、請求権の金額を超過する部分である過誤払金について国の有する返還請求権は、公法上の原因があるものとして国のした金銭の支給について公法上の原因がなかった場合に生ずるものであるから、それは、一般私法上の金銭債権でなく、いわゆる公法上の債権であるというべきである。このように恩給給与金の過誤払金の返還請求権は、金銭の給付を目的とする国の公法上の権利であり、その消滅時効については、法令に特段の定めがないのであるから、会計法30条の規定の適用があるものと解すべきである。

イ 失業保険金に関する不当利得返還請求権

失業保険法47条1項は、保険給付の返還を受ける権利が2年の消滅期間に服する旨を定めており、同規定による失業保険給付の返還を受ける権利のうちには、失業保険給付を不当利得として返還を求める権利も含まれると解される（東京地判昭42.12.21訟月14巻2号139ページ、判時510号55ページ）。

ウ 一般職に属する地方公務員の日直手当請求権

一般職の地方公務員たる教育公務員の日直手当請求権は、公法上の金銭債権であり、地方自治法233条によって会計法30条が準用されるが、地方公務員法58条2項は労働基準法115条の適用を除外していないから、同条により、2年の時効によって消滅すると解すべきである（最判（一小）昭和41.12.8民集20巻10号2059ページ、判時470号15ページ）。

エ その他、決議等により公法上の債権とされたものとして、公務員に対する俸給等の過誤払金の返還請求権、労災保険給付金の過誤払金の返還請求権、国有財産法18条6項に基づき行政財産を使用許可したときの使用料支払請求権等がある。

(2) 私法上の債権とされたもの

ア 開拓者資金融通法による貸付金の返還請求権

上記返還請求権は性質上一般私法上の契約に基づく債権と同一のもの

であり、したがって、同請求権の消滅時効の期間は、民法167条1項により10年である（東京地判昭39.12.8下級民集15巻12号2879ページ，訟月11巻3号363ページ，判時404号36ページ）。

イ 国の普通財産の売払いによる代金債権

国の普通財産売払代金債権は、会計法30条に規定する5年の消滅時効期間に服さない（最判（三小）昭41.11.1民集20巻9号1665ページ）。

ウ 労災保険法20条1項の規定により取得する損害賠償債権

労災保険法20条1項の規定によって国が取得した不法行為に係る損害賠償債権は、私法上の債権である（最判（一小）昭44.11.6民集23巻11号1988ページ，訟月15巻12号1399ページ，判時578号44ページ）。

エ 公立病院における診療に関する債権

公立病院において行われる診療は、私立病院において行われる診療と本質的な差異はなく、その診療に関する法律関係は本質上私法関係というべきであるから、公立病院の診療に関する債権の消滅時効は、地方自治法236条1項所定の5年ではなく、民法170条1号により3年と解すべきである（最判（二小）平17.11.21民集59巻9号2611ページ）。

オ その他、決議等により私法上の債権とされたものとして、国有財産法20条1項に基づき普通財産を貸し付けたときの貸付料支払請求権等がある。

<参考文献>

○福田淳一編・（平成19年改訂版）会計法精解691，692ページ

○訟務時報332号219ページ以下

<参考判決>

○東京地裁昭和42年12月21日判決・訟月14巻2号139ページ，判時510号55ページ

○最高裁昭和41年12月8日第一小法廷判決・民集20巻10号2059ページ，判時470号15ページ

○東京地裁昭和39年12月8日判決・下級民集15巻12号2879ページ，訟月11巻3号363ページ，判時404号36ページ

○最高裁判昭和41年11月1日第三小法廷判決・民集20巻9号1665ページ

○最高裁判昭和44年11月6日第一小法廷判決・民集23巻11号1988ページ，訟月15巻12号1399ページ，判時578号44ページ

○最高裁判平成17年11月21日判決・民集59巻9号2611ページ

問15 国の債権は強制徴収の方法からどのように分けられるか。

答 民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定により執行する債権と、国税徴収又は滞納処分の例によって執行する債権とに分けることができる。前者については、訟務部門が執行を担当することになる。

解説 国の債権には私法上の債権と公法上の債権があるが、私法上の債権については、私人間の債権と同様、民事上の強制執行手段によることとなる。

他方、公法上の債権の中には、大量に発生し、しかも迅速に効率的に権利を満足させる必要のあるものがあることから、行政権独自の徴収制度として、国税の強制徴収方法に関する国税徴収法が定められており、国税債権以外の国の債権で特別の徴収手続を必要とするものについては、個別の法律で国税徴収法に規定する滞納処分の例によって徴収することを定めている（例えば、代執行費用に関する行政代執行法6条1項，国民年金保険料に関する国民年金法95条，公正取引委員会が課する課徴金に関する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律70条の9）。

もっとも、すべての公法上の債権の強制徴収が滞納処分の例によるわけではなく、刑事徴収金（第4章第4参照）など、個別の法律で、民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定により執行することとされているものもある（刑事徴収金以外のものとしては、金融商品取引法に基づく課徴金に関する同法185条の15第2項，公認会計士法に基づく課徴金に関する同法34条の60第2項などがある。）。

滞納処分の例によって徴収する債権については、歳入徴収官等が管理しているものとしていないもの（例えば刑事徴収金。債管法3条1項）があるが、

歳入徴収官等が管理しているものについても、訟務部局に強制履行の請求等をするのではなく（債管法15条1項かつこ番）、滞納処分を執行することができる者に対し、滞納処分の手続を執ることを求めることになる（債管法施行令16条）。他方、民事執行の例によって徴収する債権については、歳入徴収官等が管理しているか否かを問わず、訟務部局に強制履行の依頼がされることになる。

<参考文献>

○塩野宏・行政法Ⅰ〔第4版〕217ページ

問16 債管法はどのような債権を適用対象としているか。

答 金銭の給付を目的とする国の権利（金銭債権）を対象としている。

解説

1 債管法の適用範囲

債管法2条は、「この法律において、「国の債権」又は「債権」とは、金銭の給付を目的とする国の権利をいう。」と定めている（1項）。債権の目的である給付には多種多様のものがあるが、債管法はそのうち、国の財産運営の主体をなす金銭会計と密接な関係があり、これと一体的に運営されるべき金銭の給付を目的とする債権（金銭債権）について必要な管理の基準を定めるものである。

2 「金銭債権」に限っている理由

国の債権の中でも、例えば物件の引渡しを求めるような「金銭以外の債権」の場合は、国の直接的な反対給付を伴うところ、少なくとも最終的には、反対給付を差し控えるという支払の面での統制によって大部分はその履行を確保できるし、不履行の場合でも、結局は損害賠償という金銭の給付を内容とする金銭債権に転化させることができるから、単独の権利として別個に管理する意義がないといえる（講義2、10ページ）。

しかし、同じく国の債権の中でも、「金銭債権」の場合は、反対給付の

面での統制を期待できないものが多く、しかも不履行の場合の損害は直接的である上に、その発生から消滅に至るまでの相当の期間にわたってこれを財産として把握する観念がとかく乏しくなりがちなものであるから、その全過程を通じ責任ある機関により常時的確な管理を行う必要がある。このようなことから、金銭債権に限って債管法という一般的な管理のための法律が制定され、債権管理機関による管理の体制が設けられているのである（問2）。

<参考文献>

○福田淳一編・債権管理法講義2、3、9、10ページ

問17 債管法の適用が除外される金銭債権にはどのようなものがあるか。

答 債管法3条に列記されている金銭債権については、債管法の適用が除外されている。

解説 債管法の適用が除外されている債権については、債管法3条に列記され、債管法の全部又は一部を適用しないこととされている（講義11～21ページ）。これらの債権は、債権の性質上、国の財産として管理することが不適当なもの又は管理の方法もしくは法令の適用関係からみて他の財産管理法規によって規制することが適当であると認められるものであり、以下のとおり、①全面的に法の適用が除外される債権、②報告に関してだけ適用がある債権及び③法の一部を適用しないこととされている債権に分類することができる。ただし、これらの債権について国が当事者又は参加人として争訟手続を行うときは、権限法の適用がある。

1 全面的に法の適用が除外されている債権

(1) 罰金、科料、刑事追徴金、過料、刑事訴訟費用その他これらに類する徴収金で政令で定めるものに係る債権（債管法3条1項1号）

* 政令で定める徴収金については、債管法施行令3条参照

(2) 証券に化体されている債権（社債、株式等の振替に関する法律の規定

により振替口座簿に記載され、又は記録されたものを含む。)(同項2号)

- (3) 日本銀行に対する国の預金に係る債権又は現金出納職員がその保管に係る金銭を金融機関に預託した場合における預託金債権(同項3号)

(注) この預託金債権には預入れに係る元本債権だけでなく、預入れによって生ずる利息債権も含まれる。預金利息が発生すれば、直ちに元加されるのが通例であるが、利息相当部分の債権についても債管法の適用は受けないから、利息が発生した場合は、出納官吏が歳入徴収官に報告し、歳入徴収官から納入の告知を受けて、利息相当額の歳入への組入れを行うこととなる(講義14ページ)。

- (4) 保管金となるべき金銭の給付を目的とする債権(同項4号)
 (5) 寄附金にかかる債権(同項5号)
 (6) 電子記録債権法2条1項に規定する電子記録債権(同項8号)

2 報告に関してだけ適用がある債権

これは、債管法の諸規定のうち、年度末における債権現在額の報告に関する規定(39条及び40条)を除く他のすべての規定の適用を除外することとされている債権であり、次のものがある。

- (1) 国税収納金整理資金に属する債権(同項6号)
 (2) 国が保有する資金(特別会計の積立金を含む。)の運用により生ずる債権(同項7号)

(注) 資金の運用により生ずる債権とは、資金の運用の結果として発生する債権に限られる。したがって、運用を目的とする資金に属する債権であっても、次のような債権は資金の運用により生ずるものとはならない。

- ① 資金の運用に関する事務を担当する職員の不正行為による損害賠償金債権
 ② 職員に対する給与、賃金等の過払による不当利得返還請求債権

これらの債権は、他の会計又は資金に属する同種の債権と同様に債管法の適用を受けることになる。(講義21ページ)。

3 法の一部を適用しないこととされている債権

- (1) 外国を債務者とする債権(債管法3条2項、同法施行令4条2項)(ただし、問153を参照。)
 (2) 本邦に住居所を有しない者を債務者(本邦内に、強制執行又は滞納処分を行った場合に、その費用と他に優先して弁済を受ける債権等の合計額を超える財産を有する債務者を除く。)とする債権(債管法施行令4

条1項1号)(ただし、問151を参照。)

- (3) 外国の大使、公使その他の外交官、領事、理事官等及びその家族を債務者とする債権(債管法施行令4条1項2号、同2項)

(注) 外交特権又はこれに準ずる条約もしくは国際慣習上の権利を有する者であるので、これらの者に対し強制執行等を行うことは不可能又は不適当とされるので、これらの規定を適用しないこととした(講義20ページ)。

<参考文献>

○堀田淳一編・債権管理法講義11～21ページ

問18 延滞金とは何か。

答 延滞金とは、債務者の履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金のことをいい(債管法24条2項)、金銭債務の不履行があった場合に民法上損害賠償金として当然に支払われるべき遅延利息のほか、これと同じ性質を有する各種の延滞金を含む概念である。

解説 延滞金とは、債務者の履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金をいう(債管法24条2項)。

このうち、「債務者の履行の遅滞に係る損害賠償金」とは、いわゆる遅延利息をいい、同じく「その他の徴収金」とは、これと同じ性質を有するものではあるが、特別の法令の規定(例えば、健康保険法181条、鉱業法189条の2、農地法43条、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律19条、労働保険の保険料の徴収等に関する法律27条)により、主として公法上の債権に付される、いわゆる延滞金を指すものである。

延滞金は、履行期限を経過したときから、元本が完済されるまでの期間に応じ、元本に対する一定の割合をもって計算される。したがって、延滞金債権は、履行期限が経過したときにまず発生するが、事後、元本が完済されるまでその金額が確定しない。

延滞金の率(延滞金の計算の基準となっている割合)は、特約がない限り

法定利率である年5分の割合による（民法419条1項、同法404条）。

ただし、歳入徴収官等が履行延期の特約等をする場合には、延期された履行期限経過後の延滞金の率を定めるべきものとされ（債管法施行令25条2項7号、債管法35条1号参照）、その率は、財務大臣が一般金融市場における金利を勘案して定める率を下つてはならないと定められているところ（債管法施行令36条、同29条）、その率は、平成15年3月31日以前は年8.25パーセント（昭和31年1月10日付け大蔵省告示第8号）であったが、平成15年4月1日以降は年5パーセント（平成15年3月25日付け財務省告示第129号）である。

なお、歳入徴収官等は、履行期限内に弁済されなかった債権の金額が1000円未満である場合には、原則として延滞金を付さなくて良いこと（債管法33条1項）に注意を要する。

<参考文献>

○福田淳一編・債権管理法講義76～79ページ

○新版債権管理事務提要（第二部）（改訂版）168ページ

問19 延納利息とは何か。

答 延納利息とは、履行延期の特約等をするに当たり、歳入徴収官等が政令で定めるところにより付すべきこととされている利息をいう（債管法32条3項、26条1項本文）。

解説 歳入徴収官等は、履行延期の特約等をする債権については、原則として延納利息を付さなければならない（債管法26条1項本文）。履行期限が延長されると、期限の利益を得たことにより、当初の期限を超えた期間について延滞金が発生しないこととなるが、その代償（均衡）として、当該期間（延納期間）に応じて利息を付すこととしたものである。したがって、履行延期の特約等をする際には、その延納期間が決定されるので、延滞金とは異なり、延納利息の額の合計額は当初から計算上確定していることになる。仮

に、延納期間を超えて未払の場合は延滞金（問18）が発生するわけである。

延納利息の率は、原則として財務大臣が一般金融市場における金利を勘案して定める率によるものとされ（債管法施行令29条1項本文）、平成15年3月31日以前は年8.25パーセント（昭和31年1月10日付け大蔵省告示第8号）であったが、平成15年4月1日以降は年5パーセント（平成15年3月25日付け財務省告示第129号）と定められている。なお、この利率は、履行延期の特約等をする場合の延滞金の率と同じである（問18）。

<参考文献>

○福田淳一編・債権管理法講義214、216、238ページ

第4 債権管理機関

問20 国の債権については、どのような機関が管理に関する事務を行うのか。

答 債管法が適用される国の債権については、同法が定める債権管理の機関である「歳入徴収官等」が管理に関する事務（同法の適用を除外された事務を除く。）を行い、同法の適用のない債権や事務については、それぞれ法令で定められた機関が事務を行う。なお、「歳入徴収官等」とは、特定の会計機関の名称ではなく、債管法の規定により債権の管理に関する事務を行う職員の総称である。

解説 債管法は、「各省各庁の長、各省各庁の長以外の国の機関で他の法令の規定により債権の管理に関する事務を行なうべきこととされているもの又は第5条第1項若しくは第2項の規定により債権の管理に関する事務を行なう者」を「歳入徴収官等」と総称した上（債管法2条4項）（問21）、この「歳入徴収官等」に、同法に定める「債権の管理に関する事務」を行わせることとしている。これは、債権管理に関する事務を所定の機関に行わせることによって、適正な債権の管理を実現させようとの趣旨に基づくものである（問

2)。

他方、債管法の適用されない債権（問16、17）や事務（問22）については、それぞれ法令により定まる機関が事務を行うことになる。権限法に基づく国の債権に関する争訟に関する事務もその一つである（問3）。

<参考文献>

○福田淳一編・債権管理法講義27、28ページ

問21 債管法において、国の債権を管理する「歳入徴収官等」にはどのような機関があるか。

答 「歳入徴収官等」には、各省各庁の長、各省各庁の長以外の国の機関で他の法令の規定により債権の管理に関する事務を行うべきこととされているもののほか、各省各庁の長が債管法5条1項により事務を行わせることとした国の職員があり、また、各省各庁の長が同法5条2項により事務を行うこととした都道府県知事又は知事の指定する職員がある。

各省各庁の長が事務を行わせることとした国の職員には、事務の委任を受けた「主任歳入徴収官等」、これを分掌された「分任歳入徴収官等」、これらを代理させることとした「歳入徴収官等代理」があり、それぞれ行わせることのできる職員が、表のとおり定められている。

解説

1 「歳入徴収官等」の意義

国の債権管理は、①法令の規定により他の機関が管理するとされている場合を除いては、②財政法20条2項に定める各省各庁の長が行うべきものであるが、債管法上、各省各庁の長が③国の職員に行わせ（同法5条1項）、④都道府県の知事又は知事の指定する職員が行うこととすることができる（同条2項）（問6）。債管法においては、上記①ないし④が「歳入徴収官等」と総称されているところである（債管法2条3項）（問20）。

2 国の職員に対する委任、分任又は代理

債管法5条1項に基づき、各省各庁の長が国の職員に事務を行わせる場合には、委任（債管法施行令5条1項）、分掌（同条2項）及び代理（同条3項）があり、委任を受けた職員を「主任歳入徴収官等」、主任歳入徴収官等の事務を分掌する職員を「分任歳入徴収官等」といい、主任歳入徴収官等又は分任歳入徴収官等を代理する職員を「歳入徴収官等代理」という（債管規則2条2項各号）。これらについては、具体的にどのような職員に行わせることができるかが、歳入金債権、歳入外債権（問13）の債権の種類に応じて債管法施行令5条に規定されており、これを整理すると表のとおりである。

3 事務の内部委任

なお、各省各庁の長は、債管法5条3項により、歳入徴収官等以外の職員に事務を処理させることができることとされているが、これは事務の内部委任にとどまり、職員が行った行為は、対外的には歳入徴収官等の行ったものということになる。

債権の区分	委任を受ける職員	分掌させる職員	代理させる職員
歳入金債権	歳入徴収官（注1）	分任歳入徴収官（注2） その他の職員	歳入徴収官代理又は分任歳入徴収官代理その他 左記により分掌する職員以外の職員
歳出の金額に 戻し入れる返 納金債権	官署支出官（注3）	なし	支出官代理（官署支出官の事務を代理する職員に限る。）
	財務省令で定める特別の事情があるときは、官署支出官又は支出官代理（官署支出官の事務を代理する職員に限る。）以外の職員	なし	
その他の歳入外債権	①内閣府設置法に定める府又は国家行政組織	その他の職員	左記により委任を受け、又は分掌する職員

法に定める省若しくは 庁の内部部局、附属機 関等又は地方支分部局 (国家行政組織法の適 用を受けない国家機関 の組織にあつては、こ れらに準ずる機関)の 長 ②各省各庁の長が必要 があると認めるとき は、これらの職員以外 の職員	以外の職員
---	-------

(注1) 会計法4条の2第3項に規定された「歳入徴収官」(債管法施行令1条)、すなわち、各省各庁の長が、同法4条の2第1、2項に基づき、所掌の歳入の徴収に関する事務を委任した職員であり、債権管理と歳入徴収に関する組織の一元化を図る観点から、すべて歳入徴収官に委任するものである。

(注2) 会計法4条の2第5項に規定された「分任歳入徴収官」(債管法施行令1条)、すなわち、歳入徴収官の事務の一部を分掌する職員である。

(注3) 予決令1条2号に規定された「官署支出官」(債管法施行令1条)、すなわち、各省各庁の長が、予決令40条1項の規定により、歳出金の支出決定に関する事務(同項1号)を委任した職員であり、歳出の返納金は、その支出決定をした官署支出官が徴収事務を担当することから(予決令27条、34条ただし書)、特別の事情がない限り、官署支出官に委任するものである。

<参考文献>

○福田淳一編・(平成19年改訂版) 会計法精解39～41ページ

○福田淳一編・債権管理法講義29～45ページ

問22 歳入徴収官等の行うべき事務から除外される事務にはどのようなものがあるか。

答 以下のものがある。

- ① 権限法により法務大臣の権限に属する事項に関する事務(債管法2条2項1号)
- ② 法令の規定により滞納処分を執行する者が行うべき事務(同項2号)

③ 弁済の受領に関する事務(同項3号)

④ 金銭又は物管法35条により同法の規定を準用する動産の保管に関する事務(同項4号)

解説 債管法に定める債権の管理に関する事務には、一般に債権者が行うべき債権の保全、取立て、内容の変更及び消滅に関する事務が含まれるが、上記①ないし④については、それぞれの理由により、他の機関に権限が付与されており、歳入徴収官等が行うべき事務には当たらないこととされている(債管法2条2項各号)。

1 権限法により法務大臣の権限に属する事項に関する事務(上記①)

法務大臣が行う訴訟等の事務の円滑な処理を確保するため、除外されたものである(問3)。

2 法令の規定により滞納処分を執行する者が行うべき事務(上記②)

国の債権には、国税徴収又は滞納処分の例によって徴収すべきものとされているものも多い(問15)。滞納処分は、強制執行類似の特殊な行政処分であつて、債管法によってその執行方法を規制することは適当でないため、除外されたものである。

3 弁済の受領に関する事務(上記③)

国の会計制度においては、非違防止の観点から、一つの機関が命令系統の事務(調査決定や納入の告知等の事務)と執行系統の事務(収納事務)を兼ねることができないことから、除外されたものである(問65)。

4 金銭又は物管法35条により同法の規定を準用する動産の保管に関する事務(上記④)

国が債権者として担保物件等を保管する場合、現金については会計法により歳入歳出外現金出納官吏が、物品については物品出納官又は物品管理官が、それぞれ保管することになることから、除外されたものである。

<参考文献>

○福田淳一編・債権管理法講義23～27ページ

問23 歳入徴収官等は、債権管理を行うために、債務者の住所や資力等に関し、どのような資料を収集することができるか。

答 歳入徴収官等が行う調査は任意調査の範囲内のものであり、債務者の住所や資力等に関する公的証明書で取得可能と考えられるものとして、住民票、戸籍謄本（除籍謄本）、不動産登記事項証明書及び法人登記事項証明書等がある。

解説 一般に、行政機関が強制調査を行うためには法令上の規定が必要であるが（塩野宏「行政法Ⅰ〔第4版〕235ページ）、歳入徴収官等に対し、国の債権を管理するために必要な強制調査の権限を付与する法令上の規定は、特段、設けられていないので、その調査は任意調査の範囲内で行われることになる。

歳入徴収官等が、法令上取得し得ると考えられる債務者の住所、資力等に関する公的証明書等としては、以下のようなものがあり、これを取得できる根拠条文は以下のとおりである。

住民票・・・・・・住民基本台帳法37条1項

戸籍の附票・・・・住民基本台帳法20条2項

戸籍謄本・・・・・・戸籍法10条

除籍謄本・・・・・・戸籍法12条の2

不動産の登記事項証明書等・・・・不登法119条1項

会社の登記事項証明書等・・・・商登法10条1項

<参考文献>

○塩野宏・行政法Ⅰ〔第4版〕235ページ

○訟務時報401号195ページ

第2章

債権管理手続

第2章 債権管理手続

第1 一般的準則

問24 国の債権は基本的にどのような準則の下で管理されるべきこととされているか。

答 財政上、最も国の利益に適合するように管理しなければならないものとされている。

解説 債管法10条は、「債権の管理に関する事務は、法令の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて、財政上、もっとも国の利益に適合するように処理しなければならない」と定めている。これは、法令に定める債権者としての権能及び手続に従い、それぞれの債権の発生原因と内容に即応して的確に処理することを要求するものであり、債権管理に当たっては、経済性の追求を究極目的として実行しなければならないという基本的精神を明らかにしたものである。

債管法の定める基準の下で、実際に存在する個別の債権をどのように管理するかということは、債務者側の事情や債権を所管する所管行政庁の事務処理能力等、諸般の事情によっても異なり、最終的には債権管理の権限を有する個々の歳入徴収官等の合理的判断にゆだねられる部分が多い。本条は、このように債権管理法令をもってしては律することのできない部分の事務処理について、その処理の指針を示したものといえよう。

<参考文献>

○福田淳一編・債権管理法講義53～55ページ

問25 国の債権はいつから管理が開始されるか。

答 国の債権は、債管法上、歳入徴収官等が債権内容を調査確認し、帳簿

へ記載又は記録することにより開始される。

解説 債管法による債権の管理に関する事務については、同法11条において「歳入徴収官等は、その所掌に属すべき債権が発生し、又は国に帰属したとき（政令で定める債権については、政令で定めるとき）は、政令で定める場合を除き、債務者の住所及び氏名、債権金額並びに履行期限その他政令で定める事項を調査し、確認の上、これを帳簿に記載し、又は記録しなければならない。」と規定されている（同条1項前段）。

したがって、債管法による債権の管理に関する事務は、この発生段階における債権内容の調査確認及び記載又は記録から始まる（講義55ページ）。

なお、既に発生した債権がその後、法令又は契約に基づいて国に帰属する場合があるが、その場合は、債権が国に帰属したときにおいて、遅滞なく調査確認及び記載又は記録を行うことになるため、そのときから管理が開始される（講義56ページ）。

いったん債権管理を開始した債権（債権額が確定した債権）については、全額回収が原則となり、一部免除等（債管法32条、33条など）をするには厳しい制約がかかることとなる。

<参考文献>

○福田淳一編・債権管理法講義55、56ページ

問26 国の債権は、どのような手続を踏んで回収すべきか。

答 債権管理簿に記載して管理を開始した後（債管法11条）、期限を定めて納入の告知をし（債管法13条1項）、当該期限を経過してもなお履行されていない場合には、その督促をし（債管法13条2項）、さらに、その後相当の期間を経過してもなお履行されない場合には、強制履行の請求等を行う（債管法15条）。

解説 納入の告知及び督促については、第2章第2を、強制履行の請求等

については、同章第3を参照されたい。

<参考文献>

○福田淳一編・債権管理法講義57、116、130ページ

問27 債管法において、歳入徴収官等は、国の債権を免除したり、国の債権の履行期限を延期するなど内容を変更することができるか。

答 国の債権の免除や不利益な内容への変更は法律に基づくことを要し、債管法において、歳入徴収官等が執り得る措置としては、①債権の履行期限を延長する特約又は処分（債管法24～28条）、②利率引下げの特約（同法29条）、③債権の免除（同法32条）、④延滞金相当額の債権の免除等（同法33条）がある。これらはそれぞれ要件が規定されており、この要件を満たす場合に、歳入徴収官等は、定められた範囲で債権を免除し債権の内容を変更することが可能である。

なお、債管法において、法務大臣が非訟事件又は訴訟事件において国の債権を免除し又はその内容を変更する場合として、⑤更生計画案等に対する同意（同法30条）、⑥和解又は調停等による譲歩（同法31条）の場合がある。

解説 財政法8条は「国の債権の全部若しくは一部を免除し又はその効力を変更するには、法律に基くことを要する」と規定して、国の財産である債権が会計機関の判断のみによって不利益に処分されることを禁止している。

そのため、特定の債権についての内容変更、免除等については個別的な立法措置が講じられており、以下のものを始めとしてその例は多い。

- ・旧軍関係債権の処理に関する法律3条（住所不明債務者に対する旧軍関係の債権の免除）
- ・自衛隊法98条4項（一定の学術を専攻する学生で修学後一定年数以上自衛隊に勤務する者等に対する学資貸与金の返還の免除）
- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律18条3項（補助金等の返還期限の延長又は返還命令の取消し）

もっとも、これらの法律は、飽くまで特定の債権について定めたものであり、国の債権一般を対象としたものではない。そこで、債管法は、国の債権の管理の現状にかんがみ、以下の事項について、各省各庁を通じて一般に必要なかつ適当であると認められる程度の債権の減免及び内容変更に関する基準を定めることとした。

- ① 債権の履行期限を延長する特約又は処分（債管法24条）
- ② 利率引下げの特約（同法29条）
- ③ 債権の免除（同法32条）
- ④ 延滞金相当額の債権の免除等（同法33条）

ただし、これらの措置については、原則として、財務大臣との事前協議が必要であることに注意を要する（債管法38条1項、2項）（問7、8）。

上記①（履行延期の特約等）及び②（利率引下げの特約）については本章第7を、上記③及び④（免除）については本章第8をそれぞれ参照されたい。

なお、債管法上、法務大臣が、非訟事件又は訴訟事件において国の債権を免除し、その内容を変更する場合としては、以下の場合がある（問9、90）。

- ⑤ 更生計画案等に対する同意（同法30条）
- ⑥ 和解又は調停による譲歩（同法31条）

<参考文献>

- 福田淳一編・債権管理法講義197～199ページ
- 元山哲太・債権管理法詳解470～471ページ

問28 国の債権管理はどのような場合に終了するか。

答 国の債権管理は、債権が消滅した場合のほか、債権管理の手続上、債権の消滅に準じて取り扱っている一定の事由が生じた場合に終了する。

解説

1 債権が消滅した場合

国の債権が消滅したときにその債権管理が終了することは当然である。

ここで債権の消滅原因をその法律的性質に従って分類すれば、おおむね次のようなものがある。

(1) 債権に特有な消滅原因

- ア 弁済又は代物弁済（民法474～493条、499～504条）
- イ 供託（民法494～498条）
- ウ 相殺（民法505～512条）又は充当（労働保険の保険料の徴収等に関する法律19条）
- エ 更改（民法513～518条）
- オ 免除（民法519条）
- カ 混同（民法520条）

(2) 権利の一般的消滅原因

- ア 消滅時効の完成（民法166～174の2、会計法30条等）
- イ 終期の到来

(3) 債権の発生に関する法律関係の消滅

- ア 解除条件の成就
- イ 契約の解除又は法律行為の取消し

2 国の債権管理の手続上、債権の消滅に準じて取り扱っている事由が生じた場合

一方、以下の場合には、債権が消滅したときに準じて、その債権管理を終了することとされている。

- ア 債権の譲渡
- イ 債権不存在の確定判決
- ウ 債権の「みなし消滅」（債管規則30条）
- エ 利息又は貸付料債権金額の年度中途における減額変更

このうち、ウの「みなし消滅」とは、権利の行使が法律上、不可能又は著しく困難であると認められる場合において、その債権を消滅したものとみなして債権管理簿から除去する処理をいい（債管規則30条）、

<参考文献>

○福田淳一編・債権管理法講義181～183ページ

第2 調査確認及び記載又は記録（債権の把握）

問29 歳入徴収官等は、どのようなときに債権の調査確認及び記載又は記録をすべきこととされているか。

答 歳入徴収官等は、原則として、①債権が発生したとき、②債権が国に帰属したときに「遅滞なく」調査確認及び記載又は記録を行うべきものとされているほか、③特別の時点で調査確認及び記載又は記録を行うこととされている特例がある。なお、調査確認及び記載又は記録の前に債権が消滅したことを確認した場合は、調査確認及び記載又は記録の必要がない。

解説

1 債管法11条1項前段によれば、歳入徴収官等が債権の調査確認及び記載又は記録をすべきとされるのは、次の(1)ないし(3)のときであり、具体的な時期については以下のとおりとされている。

(1) 債権が発生したとき

新たに発生した債権で、歳入徴収官等の所掌に属するべきものについての記載又は記録の時期は政令で定める場合を除き、当該債権が発生したときである。このときにおいて「遅滞なく」債権管理を開始しなければならない。

ここで、「遅滞なく」とは、事務処理のために通常必要とする時間的余裕は認めるが、その範囲内において可及的速やかに行うこととする意味である。債権が発生し、又は帰属したときは、関係の部課において契約書を作成し、証拠資料その他の関係書類を整備し、債権管理担当部課

に送付するために若干の期間が必要であるので、その事務の整理に必要な時間的余裕は認められなければならないからである（講義57ページ）。

ただし、「同条は歳入徴収官等に対して事情の如何にかかわらず未確認事項の明白化を要求するものではなく、善良な管理者の注意義務に基づく調査確認のための地道な努力をうながす訓辞規定であるともいえる。」とされている（講義57ページ）。

(2) 債権が国に帰属したとき

新規に国に帰属した債権で、歳入徴収官等の所掌に属するべきものについての記載又は記録の時期は、政令で定める債権の場合を除いては、当該債権が国に帰属したときである。このときにおいて「遅滞なく」行うこととなる（講義56ページ）。

「債権の帰属」とは、法令又は契約に基づく債権の承継取得をいうが、帰属の代表的な事例としては、次のものがある。

- ① 法人の残余財産の国庫帰属（民法72条3項）
- ② 相続財産の国庫帰属（民法959条）
- ③ 弁済による代位（国家公務員災害補償法6条1項）
- ④ 裁判所の転付命令による債権の移転（民執法159条、160条）
- ⑤ 信託的譲渡契約による債権の譲り受け（講義69ページ）

(3) 政令で定める債権は、政令で定めるとき

債権のうちには、その性質上又は特殊な管理手続を必要とする関係上、債権が発生又は帰属したときにおいて調査確認し、記載し、又は記録することが困難又は不適当なものがある。こういう事情を考慮して、政令で定める債権については、発生又は帰属以外の政令で定める特別の時点において調査確認及び記載又は記録を行うこととする特例が認められている（債管法11条1項かつこ書、講義72ページ）。

2 ただし、歳入徴収官等がまだ調査確認及び記載し又は記録していない債権についてその全部が消滅したことを確認した場合には、債権の全部が消滅してしまった以上、国の財産として管理する権利が存在しないことから、調査確認及び記載又は記録の必要がないとされている（債管法施行令9条

1項、講義93ページ)。

<参考文献>

○福田淳一編・債権管理法講義57, 69, 72, 93ページ

問30 歳入徴収官等は、少額な債権を多数有している場合など、費用対効果の観点から合理的な理由があるときは、債権の調査確認及び記載又は記録をしないことができるか。

答 債権管理をすることは各歳入徴収官等の義務であるから、歳入徴収官等がその債権の存否についての疑念をもっている場合や債管法上の例外（債管法施行令9条等）に該当する場合を除き、少額な債権等で費用対効果の観点から有益でないと考える場合であっても、必ず債権を調査確認し債権管理簿に記載又は記録して管理しなければならない。

その上で、徴収停止（債管法21条）やみなし消滅（債管規則30条）の可否を検討すべきものとする。

解説 債管法上、債権が発生し、又は国に帰属したときは、歳入徴収官等は、「政令で定める場合」を除き、遅滞なくこれを調査し、確認の上、債権管理簿に記載し、又は記録しなければならないこととされており（債管法11条1項）、「政令で定める場合」としては、歳入徴収官等がまだ調査確認及び記載し、又は記録していない債権についてその全部が消滅したことを確認した場合とされている（債管法施行令9条1項）（問29）。

他方、債管法は、債権金額が少額で取立てに要する費用に満たないと認められる場合には、一定の要件の下に徴収停止の整理をすることを認める（債管法21条1項3号）（問57, 58）とともに、一定の場合には、みなし消滅の整理をすることができる（債管規則30条）（問59, 60）こととしている。

上記のとおり、債管法が、政令で定める場合を除き、債権管理を義務付けた上で、費用対効果の観点から回収のための債権管理が有益でない一定の場合に一定の措置を認めていることに照らせば、歳入徴収官等は、費用対効果

の観点から有益でないと考える場合であっても、また、そのような考えに合理的な理由がある場合であっても、消滅が確認されない限り債権管理をすべきであり、債権管理をした上で、徴収停止やみなし消滅等の措置を執ることの可否を検討すべきである。

なお、運用上の問題として、債務者が債務を否認している場合であっても、「歳入徴収官等がその債権の存否についての疑念をもっている場合はともかく、その存在を確信している限りは、たとえ債務者が否認していても調査確認をし、訴訟その他の方法により積極的な取立てを実行すべきである。」（講義68ページ）とされているから、反対解釈として、歳入徴収官等がその債権の存否について疑念を持っている場合には、債権管理をすべき義務はないものと解される。

<参考文献>

○福田淳一編・債権管理法講義68, 93ページ

問31 債権の調査確認及び記載又は記録は、どのような事項について行われるか。

答 「債務者の住所及び氏名」、「債権金額」、「履行期限」、「債権の発生原因」、「債権の発生年度」、「債権の種類」、「利息に関する事項」、「債務者の資産又は業務の状況に関する事項」、「担保（保証人の保証を含む。）に関する事項」、「解除条件」等について行われる。

解説 法令上定められた債権管理簿への記載事項は、おおむね上記のとおりであり（債管法11条1項、債管法施行令10条1項、債管規則12条）、これらの事項について調査確認がされることになる。債権管理訴訟との関係では、債権の特定に関わる「債務者の住所及び氏名」、「債権金額」、「債権の発生原因」と、債権の行使時期等に関わる「履行期限」が重要である。

1 「債務者の住所及び氏名」、「債権金額」及び「債権の発生原因」について

債権は、権利義務の主体、権利の内容及び発生原因事実によって特定される。国の債権の調査確認時に記載又は記録される債権管理簿にも、「債務者の住所及び氏名」、「債権金額」及び「債権の発生原因」（債管法11条1項、債管法施行令10条1項1号）が記載されることとされている。

「債務者の住所及び氏名」（法人の場合は氏名に代えてその名称）は、履行の請求等に当たり支障を来すことのないように、常に正確なものを記載すべきこととされており、相続等や住所の変更等があった場合、その都度、速やかに調査確認した上で、記載又は記録した事項の訂正を行うこととされている。

債権金額については、確定している場合はその金額を記載するが、金額が確定できない場合は、確定するまで「金額未定」というような表示をしておき、確定時に確定した金額を記載することとされている。なお、延滞金債権や利息債権など一定の期間に応じて付する加算金に係る債権については、原則として、金額が確定するまでは元本債権と併せて記載することとされている（債管法施行令10条1項4号、5号、債管規則別表第4三）。

さらに、「債権の発生原因」欄には、当該債権が契約から生じたものなのか、他の法律事実（例えば、不当利得返還請求権など）から生じたものなのかを明確に記載することとされている。

2 履行期限について

債権に期限が付されているか否か、どのような期限が付されているかによって、権利行使が可能となる時期や、債務者が履行遅滞に陥る時期（延滞金債権が発生する時期）などが異なる（民法412条）。この「履行期限」についても、債権管理簿に記載されることとされている（債管法11条1項）。

この履行期限については、期限があればそれを記載し、期限の定めのない債権については、調査確認した日から20日以内の適宜の履行期限を定めることとされている（債管規則13条1項）。ただし、悪意の受益者に対す

る不当利得返還金債権又は不法行為による損害賠償債権については、利得又は行為時から利息を付すことになるので、不当利得の日又は不法行為の日を履行期限として指定することとされている（財務基本通達第3の2）。

なお、歳入徴収官事務規程18条1項には、法令又は契約に履行期限の定めのない歳入については、調査決定の日から20日以内において適宜の納付期限を定めることとしている。一方、上記のとおり債管規則13条1項にも同様の規定があるが、債管法の適用を受ける歳入金債権については、歳入徴収官等が法令の規定（債管規則13条1項）に従って履行期限を設定することになるため、歳入徴収官事務規程18条1項の適用の余地はない。その他の歳入（債管法の適用を受けない歳入金債権に係る歳入又は国内部における歳入）については、歳入徴収官事務規程18条1項により納付期限を設定することになる（講義70ページ(6)参照）。

<参考文献>

○福田淳一編・債権管理法講義54～61、70ページ

第3 納入の告知・督促（履行の請求）

問32 納入の告知とは何か。

答 歳入徴収官等が、会計法令の規定に基づき、その所掌に属する国の債権について債務者に対して行う履行の請求をいい、私法上の催告の性質を有するものである。

解説 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権について、履行を請求するため、会計法令に定めるところにより、債務者に対して納入の告知をしなければならない（債管法13条1項、会計法6条）。この納入の告知は、歳入徴収官等が、国の債権について、その納付すべき金額、納付期日、納付場所等を債務者に対して通知する対外的な行為であり、私法上の催告の性質を有す

ると解されている。ただし、会計法32条により、強い時効中断の効力が認められている点（問37）に、通常の私法上の催告と異なる特色がある。

納入の告知の根拠となる会計法令の規定は、歳入金債権と歳入外債権（債管規則別表第2）（問13）とで異なっており、歳入金債権の場合は会計法6条及び予決令29条、歳入外債権の場合は債管法13条1項、債管法施行令13条及び債管規則14条に基づいて、納入の告知が行われる。もともと、対象となる債権が債管法に基づく債権の調査・確認の上で債権管理簿に記載又は記録された債権であること（問25、26、29、30）、納入の告知に先立ち一定の調査が必要であること（歳入金債権は予決令28条、歳入外債権は債管法施行令13条）など、基本的な手続は同一であり、時効中断の効力も、歳入金債権と歳入外債権とで異なるとの理解はされていない。

なお、国の債権については、原則として納入の告知による履行の請求が必要であるが、会計法令上、例外的にこれを行わなくて良い場合がある（問35）。

<参考文献>

- 福田淳一編・（平成19年改訂版）会計法精解130～133、147、704ページ
- 福田淳一編・債権管理法講義108～110ページ
- 吉井直昭・最高裁判所判例解説民事編昭和53年度〔9〕99ページ

問33 納入告知書とは何か。納付書とどのような点で異なるのか。

答 納入告知書は、歳入徴収官等が納入の告知をする際に使用する特定様式の書面である。納入告知書は、納付書とその様式がおおむね同一であるが、納付書は納入の告知のために発行されるものではなく、両者は、その送付によって生じる時効中断の効力を異にする。

解説

1 納入告知書

納入告知書とは、歳入徴収官等が納入の告知（問32）をする際に使用する特定様式の書面である。

納入告知書の様式は、歳入金債権については、歳入徴収官事務規程21条の6及び別紙第4号書式ないし第4号の10書式に債権の種類に応じて規定され、歳入外債権については、債管規則14条2項及び別紙第1号書式及び第2号書式に規定されている。それぞれ若干の相違はあるが、いずれも納入告知書（領収証書）、領収控及び領収済通知（報告）書の三片から成っている。この様式から分かるように、納入告知書は領収関係の文書を兼ねており、国の債権に係る弁済金の収納手続の一つには、納入告知書を利用して行われる。そのため、納入告知書は、債権者たる国にとって履行の請求を目的とする文書であると同時に、債務者にとって納付のための手段でもある。

なお、納入の告知は、原則として納入告知書を送付することによって行われるが、口頭による納入の告知をすることができる場合もある（予決令29条ただし書、債管規則14条2項ただし書）。

2 納付書

一方、納付書とは、国がいったん納入告知書を発行して納入の告知をした歳入金債権について、債権金額の減額など一定の事情が生じた場合に、会計法令に基づいて発行されるものである。

納付書を発行できる場合や発行手続は、歳入徴収官事務規程に具体的に定められており、具体的には、納入告知済の歳入金額の一部について相殺があった場合（同規程12条3項）、減額の調査決定があった場合（同規程13条1項）、納入告知書を亡失し又は著しく汚損した旨の申出があった場合（同規程16条）などに発行されることとされている。

それぞれの場合の納付書の様式についても定められている。例えば歳入徴収官事務規程21条の6及び別紙第1号書式、債管規則20条及び別紙第4号書式である。

納付書の様式は納入告知書とおおむね同一となっているが、上記発行事由からも分かるように、納付書は、納入告知書が国の債権に係る納付の手段を兼ねていることから、債務者が納入告知書を利用して納付することを困難とする事情が生じた場合に、その納付の便宜を図るため、納入告知書

に代わる納付手段として発行されるものであって、納入の告知のために発行されるものではない。したがって、納付書が送付されても会計法32条の適用はなく、強い時効中断の効力は生じないことに注意を要する。

＜参考文献＞

- 福田淳一編・(平成19年改訂版) 会計法精解132, 133, 146, 147ページ
- 福田淳一編・債権管理法講義108～110ページ

問34 督促とは何か。督促はどのように行うのか。

答 督促とは、歳入徴収官等が所掌する債権について、納入の告知で指定された履行期限を経過してもなお履行されない場合に債務者に対してされる歳入徴収官等の履行を督促する旨の意思の通知であり、原則として特定様式の文書（督促状）を債務者へ送付することにより行われる。

解説 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権について、履行を請求するため、納入の告知をしなければならないが（問32）、その債権の全部又は一部が履行期限を経過してもなお履行されない場合には、債務者に対して督促をしなければならない（歳入徴収官事務規程21条、債管法13条2項）。

督促は、債権の履行を怠る債務者に対してその履行を促す債権者の意思の通知で、民法で時効中断事由の1つとされる催告（民法153条）に相当すると解されている点では納入の告知と同じである。しかし、会計法32条のような特別な規定が設けられていないため、私法上の催告と同じ弱い時効中断効しかなく、督促後6か月以内に、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て等の手続を執らないと時効が中断しないことに注意を要する（民法153条）（問37, 73）。

督促の手続は、督促状を債務者へ送付することにより行い（ただし、必要に応じ、口頭で督促を行うことができる。）、歳入金債権については歳入徴収官事務規程21条（分任歳入徴収官の取り扱う歳入金に係るものについては同規程47条）において、歳入外債権については債管規則20条において規定する

方法により行うこととされている。

＜参考文献＞

- 訟務時報401号196, 197ページ
- 福田淳一編・債権管理法講義116ページ
- 元山哲太・債権管理法詳解265, 267ページ
- 小幡琢也ら・増補改訂 債権管理事務提要－債権管理法詳解－243ページ
- 福田淳一編・(平成19年改訂版) 会計法精解151, 152ページ

問35 納入の告知や督促は必ず行わなければならないか。

答 債務者が任意に支払わない限り、原則として納入の告知や督促は必ず行わなければならないが、これを行わないで債管法15条により強制履行の請求等をする場合は債管法其他会計法令に違反する。

解説 国の債権の履行を請求するときには、原則として納入の告知を要し（債管法13条1項、会計法6条。ただし、一部、納入の告知を必要としないものがある（会計法6条、予決令28条の2。）、納入の告知の支払期限までに履行がされないときは、督促を行う必要がある（債管法13条2項）（問32, 34）。そして、債管法15条による強制履行の請求等は、督促を行った後、相当の期間を経過してもなお履行されない場合に執ることとされている措置であるため（問39）、同条に基づいて強制履行の請求等をする場合には、納入の告知や督促が行われている必要があると解される（これに対し、同法18条5項に基づく場合は、例えば所在不明者に対して、納入の告知や督促をすることなく、公示送達により訴えを提起するようなことがあり得る。）。

ただし、納入の告知及び督促は、債管法其他会計法令に基づき行うことになっているが、これらは国内部の準則を定めたものであって、私法上の行為の効力を定めた法律ではないので、債管法其他会計法令に定める手続に違反した行為が、そのことを理由として、直ちに無効となるわけではない（問4）。したがって、仮に債管法に違反して納入の告知等を行わないまま本訴

提起等に及んだとしても、当該提訴等が直ちに違法となるわけではない（ただし、国内部の手続としては相当でないので、行政庁と十分に調整しておくべきである（問86）。）。

<参考文献>

○福田淳一編・（平成19年改訂版）会計法精解11～14ページ

問36 債管法に基づく納入の告知や督促は行政処分か。

答 行政処分ではない。

解説 抗告訴訟の対象となる行政処分（行訴法3条2項）とは、「公権力の主体たる国又は公共団体が法令の規定に基づき行う行為のうち、その行為によって直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているもの」（最判（一小）昭30.2.24民集6巻2号217ページ、最判（一小）昭39.10.29民集18巻8号1809ページ参照）と解されている。そして、納入の告知や督促は、債権者である国が、債務者に対し、当該債務の弁済を求めるために行う私法上の催告であって（問32、34）、国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められている行為でもないし、事実上そうなる可能性のある行為でもない。よって、納入の告知や督促は行政処分には該当しない（東京地判昭44.5.14判タ239号209ページ、同平21.3.27公刊物未登載（東京高判平21.9.9及び最決平22.2.18で確定）同旨）。

なお、国税通則法36条に定める「納税の告知」については行政処分性が認められているが（最判（一小）昭45.12.24民集24巻13号2243ページ）、この「納税の告知」は国税債権について行われ、滞納処分の不可欠の前提としての徴収処分であると解されているもので、債管法13条1項、会計法6条により行われる「納入の告知」とは異なるものである。

<参考判決>

○最高裁昭和30年2月24日第一小法廷判決・民集9巻2号217ページ

○最高裁昭和39年10月29日第一小法廷判決・民集18巻8号1809ページ

○東京地裁昭和44年5月14日判決・判タ239号209ページ

○東京地裁平成21年3月27日判決・公刊物未登載

問37 納入の告知によって消滅時効は中断するか。督促についてはどうか。

答 納入の告知は、国の債権の消滅時効を確定的に中断する（会計法32条）。

他方、督促は、民法上の催告（民法153条）としての弱い時効中断の効力しかなく、督促から6か月以内に訴訟提起等の措置を執らない場合は時効中断の効力が認められないことになる。

解説

1 納入の告知

国が行う納入の告知は、私法上の催告に相当すると解されている（問32）。

しかし、民法上、催告には、6か月以内に裁判上の請求等を行わない限り時効中断の効力を生じないという弱い効力しか認められていないのに対し、納入の告知については、会計法32条によって、それ自体が確定的に時効を中断するという強い効力が与えられている。

会計法が、納入の告知にこのような強い時効中断の効力を認めている実質的根拠は、納入の告知が、一般の催告と異なり、歳入徴収官等により、債管法13条1項、会計法6条、予決令29条、債管法施行令13条など関係法令の定めに基づく形式と手続に従ってされるものであるため、権利行使についての国の意図が常に明確に顕現されている点にあると解されており、このことは、納入の告知が公法上の債権についてされたか私法上の債権についてされたか（両者の区別については問14）によって異なるものではない。また、会計法32条は、同法30条及び31条とは異なり、民法を含む「他の法律」の適用を優先せず、むしろ、民法153条の適用を排除している。これらのことから、会計法32条の規定は、国が有する私法上の債権にも適用されるとするのが通説・判例（最判（二小）昭53.3.17民集32巻2号240ページ）である。

したがって、国の有する金銭債権については、納入の告知を行うことで、公法上の債権であるか私法上の債権であるかを問わず、時効中断の効力が認められる。

2 督促

他方、督促は、納入の告知により債権が履行されない場合に債務者に対して行われるもの（債管法13条2項）で、その性質は私法上の催告に該当し（問34）、会計法32条のような特別な規定も設けられていないため、民法153条に定められた弱い時効中断の効力を有するにとどまる。したがって、督促後、6か月以内に裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て等の手続を執らないと時効中断効は認められない。

なお、国の債権の消滅時効の中断事由については、問73を参照されたい。

<参考文献>

- 福田淳一編・（平成19年改訂版）会計法精解703～708ページ
- 吉井直昭・最高裁判所判例解説民事篇昭和53年度〔9〕96ページ

<参考判決>

- 最高裁判昭和53年3月17日第二小法廷判決・民集32巻2号240ページ

問38 再度の納入の告知によって再度時効は確定的に中断するか。再度の督促には時効中断効があるか。

答 納入告知書を再発行しても会計法32条の時効中断の効力は生じず、民法153条の催告の効力を有するにすぎない。また、再度の督促や3度目以降の納入の告知には民法153条の時効中断の効力もない。

解説

1 再度の納入の告知

国が行う納入の告知に強い時効中断の効力が認められている（会計法32条）のはそれが関係法令の定めに基づく形式と手続に従ってされるために、権利行使についての国の意図が常に明確に顕現されているからである（問37）。

そして、債管法及び会計法上、納入の告知をしても納付されない債権については、督促を行うのであるから（問34）、関係法令上、納入の告知は、一回限り行い得ることになる。そのため、納入の告知をする場合に使用すべき特定様式の書面である納入告知書（問33）を再発行しても、それが会計法32条の納入の告知として確定的な時効中断効を有することはない（福岡高判昭32.7.31訟月3巻7号43ページ）。すなわち、再度の納入の告知は行ったとしても単なる催告に過ぎず、6か月以内に裁判上の請求等をしない限りは中断効を生じない。

なお、納入告知書を紛失したり、納入告知済の歳入金額がその後相殺等により変更になった場合には、これに代わるものとして納付書が作成、送付される。

2 再度の督促

督促は、民法上の催告と同一の性質を有するところ（問37、34）、民法上の催告を繰り返しても、民法153条に定める時効中断の効力はないとするのが通説・判例であり（大審院判大8.6.30民録24輯1200ページ、我妻榮「新版民法総則」464及び465ページ）、再度の督促を行っても同様である。

<参考文献>

- 福田淳一編・（平成19年改訂版）会計法精解147、705ページ
- 我妻榮・新訂民法総則464ページ

<参考判決>

- 福岡高裁昭和32年7月31日判決・訟月3巻7号43ページ
- 大審院大正8年6月30日判決・民録25輯1200ページ

第4 強制履行の請求等

問39 歳入徴収官等は、債務者に対して納入の告知をし、督促をしても、その履行がない場合、債管法上どのような措置を執るべきこととされているか。

答 督促があった後、相当期間を経過してもなお履行されない債権については、債管法15条により、原則として、①担保の付されている債権については、競売、強制管理等担保権の実行手続（非訟事件の手続）を、②債務名義のある債権（債管法15条3号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については強制執行手続を、③担保及び債務名義のない債権又は担保を実行してもなお履行されない債権については、訴訟手続又は非訟事件手続を依頼することとされている。これらは「強制履行の請求等」と総称される。

解説

1 債管法15条は、歳入徴収官等が、その所管する債権（国税徴収又は国税滞納処分の例によって徴収する債権その他政令で定める債権を除く。）で履行期限を経過したものについて、その全部又は一部が同法13条2項の規定による督促があった後、相当の期間を経過してもなお履行されない場合について、①担保の付されている債権、②債務名義（問110,111）のある債権、③担保及び債務名義のない債権又は担保を実行してもなお履行されない債権の三つに分けて、それぞれ歳入徴収官等が執らなければならない措置を規定している（1号～3号）。ただし、徴収停止（債管法21条1項）の措置を執る場合又は履行延期の特約等をする場合（同法24条1項、他の法律の規定に基づきこれらに準ずる措置を執る場合を含む。）その他各省各庁の長が財務大臣と協議して定める特別の事情がある場合は、上記措置を執る必要はないとされている（同法15条柱書ただし書）。

2 歳入徴収官等が執らなければならないとされている措置は、具体的には次のとおりであり、これらは「強制履行の請求等」と総称されている。

(1) 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）（債管法15条1号）

担保権の内容に従い、歳入徴収官等が自ら担保権を実行するか、又は法務大臣に対して担保権の実行の手続を執ることを求めることになる（講義131ページ）。具体的には、法務大臣に対しては、競売、強制管理

等の手続を依頼することになる。

(2) 債務名義のある債権（債管法15条2号）

債務名義のある債権又は訴訟手続による確定判決もしくは和解、調停等により債務名義を取得した債権については、法務大臣に対し強制執行の手続を依頼することになる（講義132ページ）。

(3) 担保及び債務名義のない債権又は担保を実行してもなお履行されない債権（債管法15条3号）

担保及び債務名義のない債権又は担保を実行してもなお履行されない債権については、法務大臣に対して訴訟手続又は非訟事件手続による履行の請求をするよう依頼することになる（講義134ページ）。具体的には次のような手続がある。

ア 訴訟手続による履行の請求

(7) 訴訟の提起（民訴法133条）

(4) 支払督促の申立て（民訴法382条）

(9) 訴え提起前の和解（いわゆる即決和解）の申立て（民訴法275条）

イ 非訟事件手続による履行の請求

(7) 民事調停法による調停の申立て

(4) 民事再生手続開始の申立て

(9) 会社更生手続開始の申立て

(エ) 破産手続開始の申立て

(オ) 労働審判法による労働審判手続の申立て

<参考文献>

○福田淳一編・債権管理法講義128, 131～134, 143ページ

問40 強制履行の請求等は必ず行わなければならないか。

答 債管法15条柱書ただし書に定める例外的な場合には、強制履行の請求等までは行わなくてもよい。

解説 歳入徴収官等は、次の①ないし③の場合は、例外的に強制履行の請求等までもなくともよいとされている（債管法15条ただし書）。

- ① 債管法21条1項の措置（徴収停止）を執る場合
- ② 債管法24条1項の規定により履行期限を延長する場合又はこれに準ずる措置を執る場合（履行延期の特約等）
- ③ 各省各庁の長が財務大臣と協議して定める特別の事情がある場合
なお、「各省各庁の長が財務大臣と協議して定める特別の事情がある場合」としては、①債務者が公庫等の政府関係の特殊法人である場合、②債務者が重症患者であって本条の措置を執ることにより悪影響を及ぼすおそれがある場合などの協議事例がある（講義130ページ）。

したがって、債務者が所在不明である場合や明らかに無資力である場合でも、その事実をもって直ちに強制履行の請求等まで行わなくてもよいというわけではない。

<参考文献>

○福田淳一編・債権管理法講義129、130ページ

問41 歳入徴収官等は、督促からどの程度の期間が経過すれば強制履行の請求等を行うことができるのか。

答 相当の期間が経過してもなお債務が履行されないときであり、具体的には個別事案に即して検討する必要がある。

解説 債管法15条は、督促の後「相当の期間」を経過してもなお履行されない場合に、強制履行の請求等の措置を執ることを求めている。ここにいう「相当の期間」は、債権の内容、時効期間の長短、債務者の資産又は業務の状況、弁済の誠意、その他債務者の動向等によって異なるので、一概には断定できないため、個別事案に即して検討する必要があるが、一般には、歳入徴収官等がそれぞれの債権について、これらの事情及び履行強制措置による

効果を比較衡量し、今後、これ以上督促を続けても実効は期し難く、強制履行の請求等によらざるを得ないと断定するまでの期間をいうと解される。

<参考文献>

福田淳一編・債権管理法講義130ページ

小幡琢也ら・増補改訂 債権管理事務提要—債権管理法詳解—249ページ

問42 歳入徴収官等が訟務部局に対し、債務者に対する訴えの提起や支払督促の申立てを依頼するのはどのような場合か。

答 担保及び債務名義のない債権又は担保を実行してもなお履行されない債権について督促があった後、相当期間を経過してもなお履行されない場合（債管法15条3項）及び時効中断の必要がある場合（同法18条5項）である。

解説

1 債管法15条3項による場合

債権者は、債務者が任意に債務の履行をしないときは、強制履行を裁判所に請求することができるが（民法414条1項）、民事執行法に基づく強制履行は確定判決その他の債務名義（問110、111）に基づいて行われることとされているため（民執法22条）、債務名義のない債権について任意の履行がされないときに強制履行を求めるためには、債務名義を取得する必要がある。確定判決（同条1号）や仮執行宣言付判決（同条2号）、仮執行宣言付支払督促（同条4号）は債務名義の代表例であり、これを取得するための訴訟手続は、法務大臣が国を代表して行うこととなる（権限法1条）。

そこで、債管法15条3項は、担保及び債務名義のない債権又は担保を実行してもなお履行されない債権について督促があった後、相当期間を経過してもなお履行されない場合、歳入徴収官等は、法務大臣に対し、訴訟手続による履行の請求手続を求めることとしている（問39）。

2 債管法18条5項による場合

債管法18条5項は、歳入徴収官等は、その所管する債権が時効によって

消滅することとなるおそれがあるときは、時効を中断するため必要な措置を執らなければならないこととしている。そして、納入の告知による確定的な時効中断効は1回しか生じないため(問38)、その後に時効を確定的に中断するためには裁判上の請求(民法147条1号、153条参照)を要することが多い。訴訟提起や支払督促の申立ては、この時効中断の必要上、依頼されることも多い。

<参考文献>

○福田淳一編・債権管理法講義132～134、171、172ページ

問43 歳入徴収官等が訟務部局に対し、民事執行手続を執ることを依頼するのはどのような場合か。

答 債管法15条1号に基づき、担保の付されている債権について、競売その他の担保権の実行の手続を執ることを求める場合、及び、同条2号に基づき、債務名義のある債権について、強制執行の手続を執ることを求める場合である。

解説 民事執行とは、①強制執行、②担保権実行としての競売、③民法・商法その他の法律の規定による換価のための競売、④債務者の財産の開示の4種の手続であり(民執法1条)、①は執行文の付された債務名義(問110、111)に基づいて行われ(民執法25条)、②は登記事項証明書など担保権を証する文書等によって開始される(目的物によって異なる。同法181条、189条、190条、193条)。

そのため、歳入徴収官等が法務大臣に対して強制履行の請求等をするときは、担保の付されている債権については、競売その他の担保権の実行の手続を執ることを求め(債管法15条1号)、債務名義のある債権については、強制執行の手続を執ることを求める(債管法15条2号)ことになる。

<参考文献>

○福田淳一編・債権管理法講義128～134ページ

○新版債権管理事務提要(第二部)(改訂版)2ページ

問44 歳入徴収官等が訟務部局に対し、民事保全手続を執ることを依頼するのはどのような場合か。

答 訴えの提起に先立ち債権を保全するため仮差押え又は仮処分の手続を執る必要があるときである。

解説 民事保全手続には、仮差押えの手続と仮処分の手続があり(問115)、債管法18条1項では、歳入徴収官等は、その所掌に属する債権を保全するため必要があるときは、法務大臣に対し、仮差押え又は仮処分の手続を執ることを求めなければならないと規定されている。

訟務部門においては、本案訴訟等の提起に当たり、保全処分の手続が必要と認められるときに、保全処分の申立てを行うこととされている(訟務基本通達第1の3、第2の2)。

<参考文献>

○新版債権管理事務提要(第二部)(改訂版)2ページ

問45 歳入徴収官等が訟務部局に対し、配当要求その他債権の申出手続を依頼するのはどのような場合か。

答 債管法17条1号、3号、4号及び8号により裁判所に対して申し出る場合であり、具体的には以下のようなものがある。

- ・民執法に基づく強制執行手続における配当要求(民執法51条)
- ・民執法に基づく競売手続における配当要求(民執法188条、51条)
- ・破産法に基づく手続における債権届出(破産法111条)

- ・企業担保法に基づく企業担保権実行手続における配当要求(企業担保法51条の2)
- ・民事再生法に基づく手続における債権届出(民事再生法93条)
- ・会社更生法に基づく手続における債権届出(会社更生法138条)

解説 債管法17条は、歳入徴収官等は、その所掌に属する債権について、各号所定の以下の事由が生じたことを知った場合において、法令の規定により国が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置を執らなければならないことを規定している。

- 1号 債務者が強制執行を受けたこと
- 2号 債務者が租税その他の公課について滞納処分を受けたこと
- 3号 債務者の財産について競売の開始があったこと
- 4号 債務者が破産手続開始の決定を受けたこと
- 5号 債務者の財産について企業担保権の実行手続の開始があったこと
- 6号 債務者である法人が解散したこと
- 7号 債務者について相続の開始があった場合において、相続人が限定承認をしたこと
- 8号 第4号から前号に掲げる場合のほか、債務者の総財産についての清算が開始されたこと

このうち、1号(強制執行手続)、3号(強制競売手続)、4号(破産手続)及び5号(企業担保権の実行手続)の各手続は、いずれも裁判所の主宰により行われる手続である。また、民事再生手続や会社更生手続は、8号にいう債務者の総財産についての清算に当たると解されているところ、これらもやはり裁判所の主宰により行われる手続である。これらの手続で配当等を受けるために、国が債権者として裁判所に配当要求や債権届出をする場合には権限法の適用があると解されており(問119)、歳入徴収官等は、法務大臣に対して、その手続を依頼することになる(問46)。

<参考文献>

○福田淳一編・債権管理法講義147～160ページ

○逐条解説 法務大臣権限法【第2版】38～43ページ

問46 問45の場合、歳入徴収官等が、自ら裁判所に対し、配当要求や債権届出をすることはできないのか。

答 歳入徴収官等が、自ら裁判所に申出をすることはできない。

解説 債管法17条は条文上、「歳入徴収官等は」と規定しており、措置を執る主体は歳入徴収官等とされている(同条柱書)。

しかし、同条に規定する配当の要求その他債権の申出のうち、権限法の適用があるものについては国を代表するのは法務大臣であり、歳入徴収官等が国のために裁判所に対して行うことができないのであるから、これらに係る「措置」とは、配当の要求その他の債権申出そのものではなく、これに係る法務大臣への依頼をいうと解される(問3)。

ただし、債管法17条2号(滞納処分)、6号(法人の解散手続)及び7号(限定承認)の手続については、訟務部局に依頼することなく、債権の申出等を行うことができる。

また、民執法に基づく競売手続でも、裁判所からの催告に基づき行う同法50条1項による債権の届出については、歳入徴収官等においてするのが適当であるというのが実務上の取扱いである。

<参考文献>

○福田淳一編・債権管理法講義147～160ページ

○逐条解説 法務大臣権限法【第2版】38～43ページ

問47 歳入徴収官等が債管法15条、17条、18条2項ないし5項により訟務部局に対して各種の手続を依頼する場合は、どのような手続を執ることとされているか。

答 求める措置に関し必要な事項を明らかにした所定の書面を訟務部局に

送付することとされている。

解説 歳入徴収官等が債管法15条、17条、18条2項ないし5項により訟務部局に対して強制履行の請求等の措置を依頼する場合は、その措置に関し必要な事項を明らかにした書面を当該事務を所掌する法務大臣（その措置に関する事務が法務局長又は地方法務局長の所掌に属するものであるときは、当該法務局長又は地方法務局長）に送付するものとされている（債管規則21条）。

この書面の送付手続及び記載すべき事項については、財務基本通達第四（講義381ページ）に定められている。ただし、実際には、この書面の送付のほか、法務省担当部局及び債権管理をする各省各庁の部局相互間の緊密な連絡を保ち、証拠書類その他の準備資料の整備、債務者の資力状況その他必要な事項の調査に努めることが必要である（講義143ページ）。

<参考文献>

○福田淳一編・債権管理法講義143、381ページ

問48 歳入徴収官等が訟務部局に対し、債権者代位訴訟、詐害行為取消訴訟の提起を依頼するのはどのような場合か。

答 民法423条の債権者代位権を訴訟上行使する必要があるとき及び民法424条の詐害行為取消権を行使する必要があるときである。

解説

1 債権者代位権の行使を依頼する場合

- (1) 歳入徴収官等は、債権を保全するために債権者代位権を行使する必要があるときは、そのための必要な措置を執らなければならない（債管法18条3項）。
- (2) 債権者代位権の行使は民事上の手続として、債権者が自ら行うことができることとされていることから、歳入徴収官等は、債務者が有する権利を自ら行使することになる。しかしながら、第三債務者が債務の履行に応

じないときは訴訟上の行為（訴訟の提起、当該訴訟の結果の判決又は和解に基づく強制執行等）によって債権者代位権を行使することになる。また、国の債権が期限未到来であるときも、権利の時効中断、債務者の有する抵当権の登記などの保存行為を除き、裁判上の代位によって権利を行使することになる（民法423条2項、非訟事件手続法72～79条）。これらの事務は、いずれも法務大臣の権限に属するものであるから、歳入徴収官等は法務大臣に対して債権者代位権の行使のために必要な措置（争訟手続の依頼（問86））を執ることになる（講義168ページ）。

2 詐害行為取消権の行使を依頼する場合

- (1) 歳入徴収官等は、国が債権者として債務者が行った法律行為の取消しを行うために、詐害行為取消権を行使しようとするときは、法務大臣に対してその取消しを裁判所に請求することを求めなければならない（債管法18条4項）。
- (2) 債務者の行った法律行為（贈与、廉価売買、債務の負担・免除等）が、債務者の故意に基づくものであり、その法律行為の受益者又は転得者が悪意である場合には、歳入徴収官等は債務者の一般財産の保全のために当該法律行為の取消しを行うことになる。しかしながら、債権者代位権の行使は原則として歳入徴収官等が行うことが可能であるのに対し、詐害行為取消権の行使については、必ず訴えをもって行使することとなる（民法424条1項本文）ことから、歳入徴収官等が自ら行うことはできない。したがって、債務者の行った法律行為の取消しを行うために、訴訟上の必要な手続を執るために、法務大臣に対して争訟手続の依頼（問86）をすることとなる（講義170ページ）。
- (3) なお、詐害行為取消訴訟については、徴収訴訟の手引（6訂版）112ページ以下に詳しい。

<参考文献>

○福田淳一編・債権管理法講義168～171ページ

○徴収訴訟の手引（6訂版）112～135ページ

第5 履行延期・利率の引下げ・免除

問49 履行延期の特約とは何か。

答 国の金銭債権について法令又は契約により定められている履行期限を延長することを内容とする特約のことであり、債管法その他の法令に定められた要件を満たす場合に、歳入徴収官等と債務者との合意によって行われる。

解説 国の金銭債権については、法令又は契約により定められている履行期限があるが、歳入徴収官等は、その所掌に属する債権（国税徴収又は国税滞納処分の例によって徴収する債権その他政令で定める債権を除く。）について、他の法律に基づく場合のほか、債管法24条1項各号に定める一定の事由に該当する場合には、政令で定めるところによりその「履行期限を延長する特約又は処分」をすることができる（債管法24条1項本文）。

履行延期の特約とは、これにより、歳入徴収官等が行う履行期限を延長することを内容とする特約のことであり、歳入徴収官等と債務者との合意によって行われる。

なお、債管法24条にいう「履行期限を延長する…処分」は、歳入徴収官等が、債務者からの履行延期の申請に対する処分の形で履行期限を延期するものであり、債務者との合意によるものでないところに特徴がある。この処分は、行政処分によって確定する債権その他当事者の合意によって履行期限を延長することが性質に適しない一部の公法上の債権について行われるものであり、履行延期の特約と併せて「履行延期の特約等」と総称されている。

なお、履行延期の特約等を行う場合には、財務大臣との協議が必要となる（問7，8）。

<参考文献>

○福田淳一編・債権管理法講義200，201ページ

問50 国の債権について履行延期の特約等を行うことができるのはどのような場合か。

答 他の法律に定めがある場合のほかは、債管法24条に定める事由に該当する場合である。

解説

1 債管法24条1項は、歳入徴収官等が、債管法に基づき履行延期の特約等を行うことができる場合として六つの場合を定めている。具体的には次のとおりである。

(1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき（1項1号）

債務者の生計を圧迫することが社会通念上苛酷であり、かつ、債権を取り立てる上においても、既定の期限によることがかえって取立ての効率を阻害すると認められる場合において行われるものである。その意味において本号は特に対象を限定してはいないが、主として個人債務者を対象とするものであり、法人である債務者は一般には含まれないと解される。なお、本号により履行延期の特約等をした債権については、10年経過後に免除の対象となる余地がある（債管法32条1項）（問54）。

(2) 債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき（1項2号）

本号は、主として法人である債務者又は収益事業を営む個人債務者を対象とする規定であるといえる。

債務者の事業経営上、多額の欠損が生じたため著しい債務超過となっている場合、若しくは取引先の倒産その他の特別の事由により売掛金等の回収が滞滞しているため、国等に対する債務の履行が極めて困難となっている場合、又はこのような状態にまで至っていないにしても、債務者の事業資産の大部分が取引銀行等に対する担保に充てられているような

場合には、あえて国が強制執行をしても債権金額の一部しか徴収できず、その結果は、その後における債務者の事業経営を困難にしまい、残存債権の取立てを断念しなければならないことも予想される。このような場合には、適当と認める程度の履行延期をし、事業の経営を確保することが、結局は、債権金額の満足を得ることができ、債権の徴収上、有利であると認められることがあるから、本号が設けられた。

- (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき（1項3号）

債務者に災害その他不測の事故が生じたことによりその財産に重大な損害を受け、弁済能力が急激に低下していたり、又はその損害を回復するために多額の出費を必要とするときは、その取引先の債権者などにあつては債務者に対する債権について履行延期を認め、その復旧に協力することが一般に行われているところである。

国の場合においても債務者について生じた偶発的な事情をしんしゃくし、債務者に誠意のある限り社会通念上、相当と認められる程度の履行延期に応ずることはやむを得ないと認められる。

- (4) 契約に基づく債権について、債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、所定の履行期限によることが公益上著しい支障を及ぼすこととなるおそれがあるとき（1項4号）

債務者が地方公共団体、事業団等で、国に対する債務を一時に履行することが困難である場合において、その履行を強制するときは、その法人の事業活動が大幅に制約されてしまい、公益上、著しく支障を生ずるおそれがあることも予想されるので、必要限度の公益を確保するために行われる履行延期である。

この点、本号の適用を契約に基づく私債権に限ったのは、国の公権力に基づく公法上の債権は、それぞれの法令に従って適正に履行させることが、より高度の公益上の要請に合致すると認められることによるからである。

なお、地方公共団体等においては、その財政規模からみて債務の履行は困難であるとは認められないが、一時的な予算不足のため債務の全部を一時に履行することが困難な場合があるが、このような場合には、本号の適用は認められないから、早急な機会において予算措置が講ぜられるまでの間、事実上の履行遅滞として取り扱うほかはないものと考えられる。

- (5) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき（1項5号）

船舶の運行又は自動車の運転の過失により、公共の施設又は公務中の公務員に対して被害を与えた場合における損害賠償金債権、恩給の裁定の取消し又は変更に伴い既支給額の全部又は一部の返還を求める場合における不当利得返還債権などに見受けられる事例である。

これらの債権は、債務者の賠償義務又は返還義務が偶発的な事実によって、債務者の弁済能力とは無関係に発生するという特殊事情があるために、民間では当事者の示談により債務者の資力状態を勘案して損害賠償額、履行期限等の履行条件を取り決めることが多いから、国の場合においてもこういった債権発生の特種事情を考慮して債務者に弁済の誠意のある限り、相当程度の履行延期を認めることとしたものである。

- (6) 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、債管法24条1項1号から4号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、その第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき（1項6号）

国の行政目的を達成するための手段ともなる貸付金の財源となる特定機関への貸付金債権について、国の債務者たる特定の機関が第三者に貸し付けた貸付金に関し、債管法24条1項1号から4号までに掲げた事由の一つに該当する事由があることその他特別の事情がある場合に限り、

履行延期ができることを認めたものである。

- 2 債管法24条1項は「他の法律に基づく場合のほか」としているところ、これは、他の法律において履行延期に関する定めのある場合には、その法律の規定に基づいて履行延期をすることができるほか、更に債管法に定めるところによっても履行延期をすることができることとする趣旨である。つまり、この場合には、他の法律及び本法のいずれの法律の規定によっても履行延期をすることができ、他の法律により履行延期した債権を更に本法によって履行延期することも、本法により履行延期をした債権を更に他の法律によって履行延期することも可能であるということになる。

＜参考文献＞

○福田淳一編・債権管理法講義200, 202～207ページ

問51 履行延期の特約等に代わる和解とは何か。

答 債管法28条に基づいて行われる民訴法275条の訴え提起前の和解（即決和解）を履行延期の特約等に代わる和解という。

解説 歳入徴収官等は、履行延期の特約等により履行期限を延長する場合、原則として、債務名義（問110, 111）を取得するため必要な措置を執らなければならないこととされている。

当事者の間に合意が成立している場合に考えられる債務名義には、公正証書があるが（民執法22条5号）、これには既判力はなく、民訴法275条による訴え提起前の和解（即決和解）を行い、既判力のある債務名義（和解調書）を取得しておいた方が、今後の債権の取立てを円滑にし、又は当事者間の紛争を解決できるなど、債権の保全上適切であると認められる事例がある。このような場合には、歳入徴収官等は法務大臣に対して訴え提起前の和解（即決和解）の手續を執ることを求めることができることとされている（債管法28条）。

この訴え提起前の和解（即決和解）を履行延期の特約等に代わる和解とい

う。なお、訴え提起前の和解（即決和解）については、第3章第4を参照されたい。

＜参考文献＞

○福田淳一編・債権管理法講義200, 218, 219ページ

○訟務時報401号201ページ

問53 利率引下げの特約とは何か。

答 国の金銭債権に係る利息について契約により定められている利率を引き下げることとする特約である。

解説 長期貸付金、国有財産の長期延納売払金債権など契約に基づいて発生する国の債権にかかる利息（延滞金を含む。）で、その利率（延滞金の計算の基準となっている割合を含む。）が一般金融市場の金利に即して定められているものについては、債権の発生後履行の完了までの間における金融情勢の変化により、市中金利が大幅に低下し、契約当時において一般市中金利により利息を付する目的で定められた約定利率を維持することが不適当となる場合がある。このような場合、歳入徴収官等はこれを是正するために必要な限度において、その約定利率を引き下げる特約をすることができるとされており（債管法29条）、これに基づいて行われる特約が、利率引下げの特約である。

利率引下げの特約は、債務者からの書面による申請に基づいて行うこととされている（債管法施行令33条）。また、歳入徴収官等が利率引下げの特約をする場合には、引下げ後の利率及びその利率による利息の起算日を明らかにして行わなければならないこととされている。この場合に、利率引下げの起算日をさかのぼって指定することにより既に経過した期間分の利息までも引き下げることは適当でない（既発生利息債権を免除することになる。）、起算日は利率引下げの特約をする日以後の日を指定しなければならないこととされている（債管規則38条2項）。

なお、利率引下げの特約を行う場合には、財務大臣との協議が必要となる（問7、8）。

＜参考文献＞

○福田淳一編・債権管理法講義221、222ページ

問54 国の債権の元本相当額を免除できるのはどのような場合か。

答 他の法律に定めがある場合のほかは、債管法32条1項又は2項の場合、すなわち、債務者（第三者に転貸するための貸付金債権の場合は当該第三者）の無資力等を理由として履行延期の特約等をした債権で、履行期限等の後10年を経過してもなお債務者（前同）が無資力等の状態にあり、弁済することができることになる見込みがないと認められる場合に限られる。

解説 国の債権の全部若しくは一部を免除するには、法律に基づくことを要する（財政法8条）。したがって、特定の債権について他の法律に基づき免除をする場合のほかは一般法としての債管法に定めるところによらなければならない。

そして、債管法32条によれば、国の債権の元本相当額について免除することができるのは、同条1項又は2項の場合に限られる（同条3項による延納利息相当額の免除が法的には元本の免除であることについては問55参照。）。

1 債管法32条1項の場合

1項は、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約等をし、又は和解、調停等によって履行期限を延長した債権（問50）について、当初の履行期限（その履行期限後にこれらの特約等又は和解、調停等が行われたときは、その特約等又は和解、調停等が行われた日）から10年を経過した後において、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、将来、弁済することができることとなる見込みがないと認められる場合である。これは、債務者が無資力であるという理由で直ちに免除することなく、履行期限後10年以上の経過を待って、そのときにおける債務者

の資力状態を勘案し、将来その者から弁済を受ける可能性がないと判断したときにおいて、初めて債権を免除することを認めるものであり、元本と延滞金及び延納利息を含めた債権全額の免除が可能である。

2 債管法32条2項の場合

2項は、第三者に転貸するための貸付金債権について、当該第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて履行延期の特約等をした場合（債管法24条1項6号、1号）（問50）について、1項の規定を準用している。これは、中間融資機関である債務者でなく、最終借受人である第三者の資力に着目したものであり、この場合も債権全額の免除が可能であるが、中間融資機関である債務者が最終借受人である第三者に対する貸付金債権を免除することを条件とすることが必要である。

債管法は、延納利息（同法32条3項）や延滞金（同法33条）については、それぞれその性質に即した免除の規定を設けているが（問55）、国の債権の元本相当額の免除が可能であるのは、上記に述べた同法32条1又は2項の場合に限られることに注意が必要である。同法32条の規定による免除をする場合、各省各庁の長はあらかじめ財務大臣に協議をしなければならないこととされている（同法38条2項）（問7、8）。

3 契約による免除

なお、債権発生原因となる契約等の内容として免除条項がある場合には、これに基づく免除が可能となるが、法令の規定に基づき国のために契約その他の債権の発生に関する行為をすべき契約等担当職員が当該債権の内容を定めようとするときは、法律又はこれに基づく命令で定められた事項を除くほか、債権の減免（及び履行期限の延長）に関する事項についての定めをしてはならないことになっている（債管法34条）。

<参考文献>

○福田淳一編・債権管理法講義227～230ページ、237～238ページ

問55 国の債権の延滞金や延納利息を免除できるのはどのような場合か。

答 延納利息については、債管法32条3項の要件を満たした場合にそれに相当する額を免除することができるが、延滞金（又はこれに相当する額）を免除できる場合は同法32条1項、2項及び33条の場合のみであり、債管法上極めて限られている。

解説

1 延納利息（相当額）の免除

履行延期の特約等をした債権に付される延納利息については、債務者がその延長された履行期限内に元本相当額の弁済をした場合において、債務者の資力の状況によりやむを得ない事情があると認めるときは、その延納利息相当額の債権の全部又は一部を免除することができるとされている（債管法32条3項）。

この場合、延納利息そのものではなく、延納利息相当額を免除することとされているのは、一般債権の弁済の充当の順序として、原則として利息が元本に優先することから（民法491条）（問66）、延納利息そのものは既に弁済されており、これに相当する額の全部又は一部が免除されるのは飽くまでも元本部分だからである。他方、元本が利息に優先して充当される特殊な債権にあっては、残存する延納利息自体の全部又は一部が免除されることになる。

2 延滞金の免除

一方、延滞金については、延納利息のような規定はなく、元本を免除できる場合（債管法32条1項、2項）（問54）のほかは、極めて限られた場合（同法33条2項、3項）に認められているにすぎない。その理由は、延滞金が主として債権の履行遅滞に対する損害賠償の目的をもつものであり、一種の制裁金という性格があるからである。

具体的に、延滞金（又はこれに相当する額）について免除が認められる

のは、①債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約等をし、当初の履行期限から10年を経過した後において、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ将来、弁済することがないと認められる場合に元本及び利息とともに免除される場合（元本が免除できる場合。債管法32条1項、2項）のほかは、②弁済金額が元本全額に相当する額に達した場合において、その時点における延滞金の額が100円未満である場合（同法33条2項）、③国が設置する教育施設の授業料に係る債権等政令で定める特殊の債権について、弁済金額が元本全額に相当する額に達した場合において、政令で定めるところによりその時点における延滞金の全部又は一部を免除できる場合（同条3項、債管法施行令34条）のみである。

<参考文献>

○福田淳一編・債権管理法講義227～233ページ

問56 歳入徴収官等が履行延期の特約等をする場合、財務大臣との協議は必要か。利率引下げ、免除の場合はどうか。

答 歳入徴収官等が、履行延期の特約等、利率引下げの特約又は債管法32条に基づく免除をする場合には、あらかじめ、各省各庁の長の承認を受けなければならない（債管法38条1項本文）。また、各省各庁の長がこの承認を行う場合には、財務大臣と事前の協議をする必要がある（同法38条2項）。ただし、各省各庁の長があらかじめ財務大臣と協議して定めた一定の基準に該当する場合（昭和34年6月19日蔵計第1983号大蔵大臣通知）（提要（二部）100ページ）には、各省各庁の長の承認を得ることなく、これらの処理をすることができる（債管法38条1項ただし書、2項ただし書）。

解説 この趣旨については、徴収停止と同様であるので、問64の解説を参照されたい。

<参考文献>

○新版債権管理事務提要（第二部）（改訂版）100ページ

第6 徴収停止・みなし消滅

問57 「徴収停止」とは何か。

答 徴収停止とは、履行が遅滞している債権について、債権管理において明らかな費用倒れを避けるために、以後、その債権について積極的な管理を行わないこととする国の内部的な整理である。

解説 債管法上、国の債権は、納入の告知、督促、強制履行の請求等という手続を踏んで回収することとされている（問26）。しかしながら、例えば極めて少額な債権の徴収を目的として上記手続を執ると、手続に要する費用が債権に基づく収入金額を超えるということもあり得る。そこで、債管法は、債権を取り立てる場合における収入金額よりも取立てその他の管理に要する費用の額が上回ると見込まれる一定の場合を定め、これに当たる場合には、歳入徴収官等が、その債権について積極的な管理を行わないことを認めている（問58）。これが「徴収停止」である。

徴収停止の整理をした債権については、以後、担保及び証拠書類物件の保存（債管法20条）は引き続き行くとされているものの、それ以外の債権の保全及び取立てに関する事務を行う必要はない（債管法21条1項本文）。したがって、徴収停止の整理がされた債権は、当該債権の時効期間が満了に近づいたとしても、あえて時効中断の措置（債管法18条5項）を執る必要もなく、当該債権の管理は、歳入徴収官等において徴収停止の措置を取りやめた場合（債管法21条3項）を除き、消滅時効の完成を理由として消滅処理（公法上の債権）又はみなし消滅処理（私法上の債権）によって、終了することになる（問28、79）。

<参考文献>

- 福田淳一編・債権管理法講義174, 193ページ
- 新版債権管理事務提要（第二部）（改訂版）3ページ
- 訟務通達集(11)339ページ

問58 徴収停止の整理が認められるのはどのような場合か。

答 債管法21条各項に規定された要件を満たす場合である。ただし、あらかじめ各省各庁の長の承認を受けなければならない、各省各庁の長がこの承認を行う場合は、財務大臣との事前協議が必要である。

解説 徴収停止の整理が認められる場合については債管法21条に詳細な規定が置かれており、これによれば、歳入徴収官等は、以下の場合に徴収停止の処理をすることができることとされている。ただし、歳入徴収官等が徴収停止を行う場合は、原則として、あらかじめ、各省各庁の長の承認を受けなければならない（債管法38条1項本文）、各省各庁の長がこの承認を行う場合には財務大臣と事前に協議をする必要がある（債管法38条2項）（問7, 8, 64）。

なお、それぞれの場合の具体的な処理等については、各括弧内の間を参照されたい。

- 1 履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されない債権について、以下のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適当であると認められる場合（債管法21条1項）
 - (1) 法人である債務者について（債管法21条1項1号）

その事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められる場合（当該法人の債務につき弁済の責に任ずべき他の者があり、

その者について次号に掲げる事情がない場合を除く。）（問61）

- (2) 個人である債務者について（債管法21条1項2号）

ア 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないか、超えると認められる場合において優先債権等がその超えると認められる額の全部の弁済に充てられるとき（債管法施行令20条1号）（問62）

イ 債務者が死亡した場合において、相続人のあることが明らかでなく、かつ、相続財産の価額が強制執行をした場合の費用及び優先債権等の金額の合計額を超えないと見込まれるとき（債管法施行令20条2号）（問82）

ウ 歳入徴収官等が債権について履行の請求又は保全措置を執った後、債務者が本邦に住居所を有しないこととなった場合において、再び本邦内に住居所を有することになる見込みがなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行をした場合の費用及び優先債権等の金額の合計額を超えないと見込まれるとき（債管法施行令20条3号）（問152）

- (3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められる場合（債管法21条1項3号）（問63）

- 2 歳入徴収官等が債権の発生又は国庫への帰属の事実を確認し、調査確認及び記載又は記録をした後、相当の期間を経過してもなおその債務者が明らかでなく、かつ、将来これを取り立てることができる見込みがないと認められる場合（債管法21条2項）（問62）

<参考文献>

- 福田淳一編・債権管理法講義174～178ページ

問59 「みなし消滅」とは何か。

答 みなし消滅とは、法律的にはまだ消滅したものとはいえないが実質的には経済価値が完全に消滅していると認められる債権について、その債権を

消滅したものとみなして債権管理簿から除去する処理である。

解説 歳入徴収官等の管理する債権が法律적으로는まだ消滅したとはいえないが、何らかの特別な事情により、その債権についての請求権の行使が困難となっていたり、実際には債権の経済的価値が完全に消滅していると認められるような場合において、当該債権の全部又は一部が消滅したものとみなして、債権の消滅と同様の処理をすることが認められており（債管規則30条）、これを債権の「みなし消滅」という。

なお、法律적으로는まだ消滅したものとえないものを消滅したものと「みなす」のであるから、各省各庁において、みなし消滅の整理を行った債権の内容については、十分に把握できるように整理しておかなければならないとされている（会計事務簡素化のための法令の実施について（昭和43年10月21日蔵計第2413号大蔵大臣通達））。

<参考文献>

- 福田淳一編・債権管理法講義193、385ページ
- 新版債権管理事務提要（第二部）（改訂版）3ページ
- 訟務通達集(11)339ページ

問60 みなし消滅の整理が認められるのはどのような場合か。

答 債管規則30条各号に定められた場合に限られる。

解説 みなし消滅の整理が認められる場合については、債管規則30条各号に規定が設けられている。

みなし消滅は、国の債権を消滅したものとみなすものであり、結果として国の債権回収をあきらめることになるため、そのような処理ができる場合は限定的である。なお、それぞれの場合の具体的な処理等については、各括弧内の間を参照されたい。

- ① 消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込みがある場合（債管規則30条1号）（問79）
- ② 債務者である法人の清算が終了した場合（当該法人の債務につき弁済の責に任すべき他の者がある場合は、その者についてみなし消滅事由がある場合に限る。債管規則30条2号）（問61）
- ③ 相続人が限定承認をし、かつ、その相続財産の価額が一定の金額以下である場合（債管規則30条3号）（問82）
- ④ 債務者が破産法や会社更生法による免責を受けた場合（債管規則30条4号）（問61）
- ⑤ 当該債権の存在につき法律上の争いがある場合で、法務大臣が勝訴の見込みがないと決定した場合（債管規則30条5号）（問88）

問61 法人債務者が倒産したとき、歳入徴収官等は、徴収停止やみなし消滅の整理をすることができるか。

答 法令に従って清算が終了した場合及び破産法や会社更生法による免責を受けた場合は、みなし消滅の整理をすることができる。

その他の場合は、当該法人が事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められる場合であって、履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されず、これを履行させることが著しく困難又は不適当であると認められるときに、徴収停止の整理をすることができ、その後、消滅時効期間が経過した段階で、消滅又はみなし消滅の整理をすることになる。

ただし、清算終了によるみなし消滅と徴収停止については、当該法人の債務につき弁済の責に任すべき他の者があるときは、その者について徴収停止

やみなし消滅ができる事情がない限り、いずれもすることができない。

解説

1 みなし消滅の整理を行える場合

法人が倒産した後、法令に従って清算が終了した場合は、原則として法人格が消滅することになり（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律207条、会社法476条、645条、破産法35条等）、原則として、みなし消滅の処理が認められている（債管規則30条2号）。

また、破産手続や会社更生手続で債務者が免責を受けた場合、債権は自然債務という形で存続するが（破産法253条、会社更生法204条）、権利行使の実効性がないことから、原則として、みなし消滅の処理が認められている（債管規則30条4号）。

2 徴収停止の整理を行える場合

実際の企業倒産の場合には、法令に従った処理が行われない場合も多く、残余財産等もほとんどないような状態にもかかわらず、単に法人格のみが存続しているという状態の倒産法人が存在することが多い。このような法人に対する国の債権については、債権の回収は実質不可能であり、いたずらに管理の手数と費用がかかることになるため、一定の要件の下に、原則として、徴収停止の整理をすることが認められている（債管法21条1項1号）。

3 当該法人の債務につき弁済の責に任ずべき他の者があるとき

以上のとおり、企業倒産の場合の徴収停止や清算終了によるみなし消滅処理は、権利行使の実効性がないことによるものであるため、当該法人の債務につき弁済の責に任ずべき他の者があるときは、その者について徴収停止事由やみなし消滅事由がなければ、徴収停止やみなし消滅の整理は行えない（債管法21条1項1号かつこ書、債管規則30条2号かつこ書）。持分会社（合名会社、合資会社及び合同会社。会社法575条1項）の場合は、社員が会社の債務を弁済する責任を負うため（同法580条）、社員について徴収停止事由やみなし消滅事由が認められる必要がある。

<参考文献>

○福田淳一編・債権管理法講義174～176、194、195ページ

問62 債務者が不明である場合、又は、債務者の所在が不明である場合、徴収停止やみなし消滅の処理をすることができるか。

答

債務者が不明である場合は、相当の期間を経過してもなおその債務者が明らかでなく、かつ、将来これを取り立てることができる見込みがないと認められる場合であって、履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されず、これを履行させることが著しく困難と認められるときに、徴収停止の処理をすることができる（債管法21条1項3号）。

債務者の所在が不明である場合は、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められる場合、又は、差し押さえることのできる財産の価額が強制執行の費用を超えると認められる場合において、その超えると認められる金額の全部を他の優先債権等の弁済に充てなければならぬ場合であって、履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されず、これを履行させることが著しく困難又は不適当と認められるときに、徴収停止の整理をすることができる（債管法21条1項2号、債管法施行令20条1号）。

なお、徴収停止の整理をした場合は、その後、消滅時効期間が経過した段階で、消滅又はみなし消滅の整理をすることができる。

解説

1 債務者が不明な場合の徴収停止

債務者が不明な場合に関する債管法21条1項3号は、主として不法行為による損害賠償債権を想定した規定である。

不法行為による損害賠償債権の消滅時効の起算点は、加害者を知ったときとされているため（民法724条前段）、国有林の盗伐とか国有施設の損壊などで加害者を容易に知り得ないとき、そのままでは20年間の除斥期間（同

条後段)が経過するまで、債権管理を継続しなければならないことになるが、そのような実益は乏しいため、一定期間を経過すれば徴収停止に切り替えることを可能としたものである。

2 債務者の所在が不明な場合の徴収停止

債務者の住所等が不明である場合は、債務者(若しくはその承継人)から直接の弁済を受けることができず、遺留財産(国外資産等を含む)も特定できないとか、見るべきものがない場合が多い。債管法21条1項2号及び債管法施行令20条1号は、このような状況になったとき、債務者(若しくは承継人)に対する調査や遺留財産に対する執行の難易度等を勘案し、明らかに効率的でないと判断されるときは、徴収停止の整理をすることを認めたものである。なお、この規定は、個人債務者を想定したものである。

3 みなし消滅処理について

以上の徴収停止をした後は、原則として、消滅時効期間が経過したときに、債管規則30条1号によりみなし消滅処理をすることになる(問79)。

<参考文献>

○福田淳一編・債権管理法講義176～178ページ

問63 債権金額が少額であることを理由に徴収停止の処理をすることができるのはどのような場合か。

答 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められる場合であって、履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されず、履行させることが著しく困難又は不適當であるときに徴収停止をすることができるものとされている(債管法21条1項3号)。

解説 債管法21条1項3号は、明らかな費用倒れの場合を想定した規定である。

ただし、「取立てに要する費用」とは、督促状の郵送料や臨戸督促(債務者に直接面談してする督促)に要する出張旅費等であり、強制執行に要する

費用、滞納処分費、訴訟費用等は含まれないとされていることに注意を要する。

また、「取立てに要する費用」の算定については、例えば臨戸督促に係る出張旅費を近隣の他の債務者らとまとめて行うことや、同一債務者に対する他の債権とまとめて請求することも考慮して行うべきとされている。

<参考文献>

○福田淳一編・債権管理法講義177, 178ページ

問64 歳入徴収官等が徴収停止をする場合、財務大臣との協議は必要か。みなし消滅をする場合はどうか。

答 歳入徴収官等が、徴収停止(債管法21条)の整理を行う場合には、あらかじめ、各省各庁の長の承認を受けなければならない(債管法38条1項本文)。そして、各省各庁の長がこの承認を行う場合には、財務大臣と事前の協議をする必要がある(債管法38条2項)。ただし、一定の基準に該当する場合(昭和34年6月19日歳計第1983号大蔵大臣通知)には、財務大臣への協議及び各省各庁の長の承認を得ることなく、歳入徴収官等は徴収停止の措置を執ることができる(債管法38条1項ただし書、2項ただし書)。

みなし消滅をする場合については財務大臣との協議は要しない。

解説 徴収停止の整理は、歳入徴収官等の権能によるものとされているが、安易に徴収停止の整理に流れることなく、各省各庁の内部における債権の処理を統一調整し、適切な債権管理が行われることを担保するために、歳入徴収官等が徴収停止の措置を執る場合には、あらかじめ各省各庁の長の承認を受けなければならない(債管法38条1項本文)。さらに、歳入徴収官等から徴収停止の承認を求められた各省各庁の長は、徴収停止の承認をする前にあらかじめ、財務大臣との間で個別の事前協議をしなければならない(債管法38条2項)。

この協議結果を「包括協議」とい

い、その基準に合致する場合には、各個別に各省各庁の長の承認を得る必要はなく（債管法38条1項ただし書）、財務大臣との事前協議も不要とされている（債管法38条2項ただし書）。

なお、みなし消滅をする場合については、財務大臣との協議は必要とされていない。

<参考文献>

- 福田淳一編・債権管理法講義245、246ページ
- 新版債権管理事務提要（第二部）（改訂版）100ページ

第7 弁済・相殺

問65 国の債権の弁済の受領はどのような手続で行われるか。

答 出納官吏、出納員及び日本銀行等の国庫金出納機関が、納入告知書や納付書に基づいて弁済を受領し、遅滞なく、歳入徴収官等に対して債権の消滅通知を行うことになる。

解説 国の債権は、歳入徴収官等が調査決定し、債務者に納入の告知をすることにより回収される（問26）。しかし、納入の告知に基づいて弁済を受

領する事務は、債権の管理に関する事務から除外され（債管法2条2項3号）、原則として、歳入徴収官等ではなく、出納官吏、出納員及び日本銀行等の国庫金出納機関が行うこととされている（会計法7条1項、出納官吏事務規程1条）。これは、国の会計制度においては、同一機関が命令系統の事務（調査決定や納入の告知等の事務）と執行系統の事務（収納事務）を兼ねることができない（会計法8条参照）という原則が採られていることによるものである（問22）。国庫金出納機関は、歳入徴収官等が発した納入告知書や納付書（問33）に基づいて弁済を受領することになるが、弁済を受領した場合は、これにより債権が消滅したことを遅滞なく歳入徴収官等に対して通知しなければならないこととされており（債管法23条、債管法施行令22条2項）、その通知を受けた歳入徴収官等は、債権の消滅に関する処理を行うことになる。

<参考文献>

- 福田淳一編・債権管理法講義24、25ページ
- 福田淳一編・（平成19年改訂版）会計法精解93～95、108～113ページ
- 杉村章三郎・財政法〔新版〕186、192～194、222～225ページ

問66 国の債権について、元本、利息（延納利息）及び遅延損害金（延滞金）の総額に満たない金額が弁済された場合、充当順序はどうすべきか。

答 弁済の充当の順序については、原則として、民法491条1項により、費用、利息、元本の順序で充当を行うことになるが、公法上の債権の中には、弁済の充当の順位につき特に明文をもって元本金額から優先充当する旨規定しているものが存在する。また、行政庁が別途通達等を発出している場合には、これを尊重する必要もある。

解説

- 1 元本債権及び利息、延滞金債権等の間における弁済充当の順序の原則は、民法491条1項によれば、弁済金額をまず延滞金及び加算金を含む広義の利息に充て、次いで元本に充てることになる。利息、延滞金及び加算金相

互間においては、いずれに充てても更に延滞金が付されず（民法405条）、債権者にとって弁済の利益が同じと考えられるため、弁済期の早いものを先にし、弁済期の同じものについては均分して充当されることになる（民法489条3号、4号）。ただし、実務上は、事務処理の便宜を考慮して、利息次いで履行期限前の加算金、最後に延滞金の順により充当順序を指定することとされている（講義114ページ参照。）。

- 2 債管法33条の規定により延滞金相当額の全部又は一部を免除することができる債権（債管規則13条2項1号）について元本を優先的に充当することが認められている。これは、延滞金相当額を免除できるのであるから、延滞金を元本よりも優先して取り立てる意義はなく、かえって事務処理を複雑にするだけであることが考慮されたものである。

また、歳入金に属する返納金以外の返納金に係る債権（債管規則13条2項2号）についても、歳出予算の早期復活を図り、かつ、歳出その他の支払金に関する会計経理の簡素化を図ることが考慮されていることから、元本を優先的に充当することが認められている（講義115ページ参照。）。

- 3 以上が原則であるが、国の債権の中には、私法上の債権のほか、公法上の債権が存在し、この公法上の債権の中には、特別の法令により、元本に優先的に充当することが認められているものもある（例えば国税通則法57条1項）。

<参考文献>

- 福田淳一編・債権管理法講義112～115ページ
- 元山哲太・債権管理法詳解216～220ページ
- みんけん410号81、82ページ

問67 国の債権について反対債務と相殺をしなければならないのはどのような場合か。また、反対債務があっても相殺できない場合があるか。

答 国の債権については、相殺に供し得る債務があれば原則として相殺をする義務がある。

ただし、例外的に相殺を行わなくてよいと定められている場合（債管法施行令21条）があるほか、民法その他の実体法上の制約として、法律上相殺をすることができない場合がある。

解説

- 1 相殺とは、双方が互いに対立した同種の債権を持っている場合において、現実の弁済に代えて相互の債権を対当額の範囲で消滅させることをいい（民法505条1項）、双方の債権が相殺適状にあることを要する。相殺は、相手方に対する一方的な意思表示によって行うことができる。相殺をした場合は、双方の債権は相殺適状時にさかのぼって消滅するため（民法506条2項）、そのとき以降の期間分の利息又は延滞金は付されないことになる。このように相殺は、債権の迅速、的確な処理を図る重要な役割を有する。
- 2 相殺は、もちろん国の債権についても可能であるが、民法上は、相殺適状にあったとしても相殺するか否かは債権者の任意であるから、相殺できる場合に相殺しなくても構わないのに対し、国の債権については、債管法22条1、2項により、相殺に供し得る債務があれば原則として相殺をする義務がある。

ただし、これを貫くとかえって国の利益が害される場合があることから、債管法施行令21条により、「相殺・・・をすることが公の事務又は事業の遂行を阻害する等公益上著しい支障を及ぼすこととなるおそれがあるものとして各省各庁が定める場合」に該当すれば、相殺をしなくてもよいとされている。

また、民法その他の実体法上、相殺ができない場合として、当事者間に相殺禁止の特約がある場合（民法505条2項）、受働債権が不法行為に基づく損害賠償債権（民法509条）もしくは差押禁止債権（民法510条）である場合、給与に係る債権と特定の反対債権との相殺禁止（労働基準法17条、船員法35条）などがあり、これに該当すれば、国の債権についても相殺はできない。

<参考文献>

○福田淳一編・債権管理法講義183～185ページ

○元山哲太・債権管理法詳解352～356ページ

問68 国の債権の相殺はどのような手続で行われるか。

答 国による相殺は、歳入徴収官等の通知に基づき、支出官等の支払事務担当職員が、相手方に対し、相殺の意思表示を行い、歳入徴収官等に対してその旨の通知を行うことになる（ただし、訴訟上の相殺は、法務大臣（指定代理人）が行い得る。）。

相手方による相殺は、相手方が国に対して相殺の意思表示をし、これが国に到達したときに効力を発し、歳入徴収官等が支出事務担当職員に通知することになる。

解説 国の債権及び債務の処理に関しては、歳入徴収官等のほか、支出負担行為担当官、支出官等多数の会計機関が関与しているが、債管法は、相殺が債務者が債務を消滅させる目的で行うことが通常であることにかんがみ、国による相殺については国の債務の消滅に関する事務と位置づけ、相手方による相殺については国の債権の消滅に関する事務と位置づけて、手続規定を設けている。

すなわち、まず、国による相殺については、歳入徴収官等は、その所掌に属する債権について、法令の規定により相殺することのできる国の債務があることを知ったときは、直ちに、当該債務に係る支払事務担当職員に対して

相殺すべきことを請求しなければならず（債管法22条1項）、支払事務担当職員はその請求があったときその他法令の規定により当該債務と相殺することができ国の債権があることを知ったときは、原則として遅滞なく相殺することとし、その旨を当該債権に係る歳入徴収官等に通知しなければならない（債管法22条2項。ただし、訴訟上の攻撃防御方法としての相殺の意思表示は、権限法の範囲内の行為として、法務大臣（指定代理人）が行い得る（問91）。）。

他方、相手方による相殺については、相殺の意思表示が国に到達したときに効力を発すると解されるところ、歳入徴収官等は、その所掌に属する債権と国の債務との間に相殺が行われたことを知ったときは、直ちに、その旨を支払事務担当官に通知しなければならないとされている（債管法22条3項）。

<参考文献>

○福田淳一編・債権管理法講義184、185ページ

問69 複数の自働債権と複数の受働債権を一括して相殺することは可能か。

答 可能である。ただし、自働債権の合計額と受働債権の合計額が一致しない場合は、相殺充当の順序を特定し、残余の自働債権又は受働債権を明確にしておく必要がある。

解説

1 民法512条（相殺の充当）は、当事者による弁済充当の指定（民法488条）、法定充当（民法489条）、数個の給付における弁済充当（民法490条）、元本、利息及び費用の間の弁済充当（民法491条）の規定を相殺の場合に準用している。

したがって、受働債権が複数ある場合には、相殺者においてどの受働債権と相殺するかを指定でき、相殺者が指定しなかったときは相手方において指定することができるが、相殺者がこれに対して遅滞なく異議を述べたときは法定の順序によることとなる（民法488条2項）。同様に、自働債権

が複数ある場合も、指定又は法定の順序で考えることとなる。

2 この点、自働債権及び受働債権の双方とも複数ある場合には、その各合計額が一致する場合を除き（この場合は逐一特定しなくても問題はないと思われる。）、同様に、指定又は法定の順序で相殺充当し、残余の自働債権又は受働債権がどの債権であるかを明確にしておく必要がある（なお、複数の自働債権及び受働債権による相殺で、当事者による指定がなかった場合の法定充当の方法につき、最高裁昭和56年7月2日第一小法廷判決（民集35巻5号881ページ）は、まず元本債権に着目してその間で相殺の順序を定め、それぞれの元本債権とこれに付随する利息・費用債権について、いわば各個撃破的に相殺を行うべき旨判示した。）。

<参考文献>

○磯村哲編・注釈民法(12)債権(3)457～459ページ

○加茂紀久男・最高裁判所判例解説民事篇昭和56年度416～432ページ

<参考判決>

○最高裁昭和56年7月2日第一小法廷判決・民集35巻5号881ページ

問70 債務者が破産した場合、債権者である国は、相殺によって破産手続によらずに債権を回収することができるか。

答 破産法に定められた要件を満たす場合には可能である。

解説 債務者が破産した場合、債権者は、破産手続によらなければその債権を回収できないのが原則である（破産法100条1項参照）。

しかし、相殺には、債務者の資力が悪化し債権の実質的価値が低下した場合に、債権者が負担する実質的価値の高い反対債務と対当額で消滅させることによって、経済的損失を免れるという担保的機能がある。そのため、破産法は、破産債権を自働債権とし、破産債権者が破産手続開始当時、破産者に対して負担する債務を受働債権とする相殺を原則的に許容するほか（破産法67条1項）、破産の特質を考慮して、さらに相殺権の行使要件を緩和する規

定を設け（同条2項）、他方で、破産債権者の利益を不当に害すると認められる一定の場合に、相殺権の行使を制限する規定を設けている（破産法71条、72条）。

したがって、債務者が破産した場合も、これらの要件を満たす場合には、債権者である国は、相殺によって破産手続によらずに債権を回収することにより、経済的損失を免れることが可能である。

国の債権管理訴訟においては、国が発注した工事請負契約の請負人が工事完成不能の状況に陥るなどして債務不履行解除がされた場合において、請負人が破産したときに、国が破産者に対して取得する違約金債権や前払金返還請求権と出来高部分に係る請負代金債務とを相殺する事案において、破産と相殺の許否が問題となることが多い。このような事案については、問143を参照されたい。

<参考文献>

○伊藤眞・破産法・民事再生法348、349ページ

第8 消滅時効

問71 債権の消滅時効期間は、どのように定められているか。

答 主な債権の消滅時効期間は次のとおりである。

債権の種類	時効の起算点	時効期間	法条	摘要
一般の債権	債権を行使し得る時	10年	民法167条1項	債権は他の法条や他の法令に別段の定めがなければ、10年間の不行使により時効消滅する。
		5年	民法169条	年又はこれにより短い時期によって定めた金銭その他の給付を目的とする債権（国有財産法20条1項に基づき普通財産を貸し付けたと

私 法 上 の 債 権					きの貸付料支払請求権：訟務時報 332号92ページ)
			3年	民法170 条,同法 171条	公立病院における診療に関する債 権（最判（二小）平17.11.21判タ 1202号247ページ）
			2年	民法172 条,同法 173条	民法172条, 173条に掲げる債権
			1年	民法174 条	民法174条に掲げる債権
私 法 上 の 債 権	判決等で 確定した 債権	確定の時	10年	民法174 条の2	確定判決と同一の効力を有するも のには、裁判上の和解（即決和解 も含む。）、調停、支払督促の確定 等がある。これらの債権は、10年 より短い時効期間の定めのあるも のでも、その時効期間は10年とす る。
	不法行為 による損 害賠償請 求権	被害者又はそ の法定代理人 が損害及び加 害者を知った 時から	3年	民法724 条	損害及び加害者を知った時とは、 被害者が損害発生の実態を了知し たこと、その加害行為が不法行為 であることを併せて知ったこと並 びに加害者が何人であるか、また 損害賠償責任者が何人であるかを 知った時である。
		不法行為の時 から（除斥期 間）	20年		
	商行為に よって生 じた債権	債権を行使し 得る時	5年	商法522 条	商法に別段の定めがあるときはこ れによる。また、他の法令に5年 より短い時効期間の定めがある ときは、これに従う。
公 法 上 の 債 権	会計法の 適用のある債権	債権を行使し 得る時	5年	会計法 30条	会計法30条の適用があるのは、公 法上の債権に限られる。会計法の 適用がある債権（公法上の債権） については、同法31条1項により 時効の援用を要せず、また時効の 利益の放棄もできないとされてい る。

会計法以外の法律に規定がある債権	債権を行使し得る時	右の各根拠法規による。	関税徴収権（関税法14条の2）、厚生年金保険料徴収権（厚生年金保険法92条1項）、健康保険料徴収権（健康保険法193条1項）等
------------------	-----------	-------------	---

解説 会計法30条は、「金銭の給付を目的とする国の権利」及び「国に対する権利で、金銭の給付を目的とするもの」で、「時効に関し他の法律に規定がないもの」の時効期間を5年とするが、国の又は国に対する債権であっても、私法上の債権については民商法が「他の法律」として適用になるため、会計法30条が適用されるものは公法上の債権に限られる。また、国を当事者とする金銭債権の消滅時効に関し、会計法以外にも、消滅時効期間の特例規定を設けている法律がある。

上の表は、これを整理したものである。

なお、民商法の各規定が適用される私法上の債権の例としては、上記表に挙げた貸付料支払請求権のほか、国の普通財産売払代金債権（最判（二小）昭41.11.1判タ200号98ページ）、開拓者資金融通法に基づく貸付金返還請求権（東京地判昭39.12.8判タ172号203ページ）、弁済供託における供託物払渡請求権（最判（大）昭45.7.15判タ251号166ページ）などがあり（問14）、これらについては会計法30条の適用はない。

また、個別の債権ごとの消滅時効期間については、新版債権管理事務提要（第三部）445ページ以下を参照されたい。

<参考文献>

- 訟務時報401号199、206ページ
- 訟務の理論と実際（平成21年4月）684～687ページ
- 訟務時報332号227ページ

<参考判決>

- 最高裁平成17年11月21日第二小法廷判決・判タ1202号247ページ

- 最高裁昭和41年11月1日第二小法廷判決・判タ200号98ページ
 ○東京地裁昭和39年12月8日判決・判タ172号203ページ
 ○最高裁昭和45年7月15日大法廷判決・判タ251号166ページ

問72 恩給の過誤払金の返還を請求する場合の消滅時効期間は何年と解すべきか。

答 恩給給与金の過誤払金に係る不当利得返還請求権は、金銭の給付を目的とする国の公法上の債権であり、その消滅時効は会計法30条により5年と解すべきである。

また、仮に不法行為が成立する場合には、不法行為による損害賠償請求権の消滅時効期間は、加害者及び損害を知ったときから3年である（除斥期間は不法行為の時から20年である。）。

解説 恩給受給権者が死亡したのを知らないまま支給を継続した場合など、恩給給与金に対する請求権が全くないにもかかわらず恩給給与金として国が支給した金銭、又は国が支給した恩給給与金のうち、請求権の金額を超過した過誤払金について国の有する不当利得返還請求権は、公法上の原因があるものとして国のした金銭の支給について公法上の原因がなかった場合に生ずるものであるから、一般私法上の金銭債権ではなく公法上の債権であると解される。したがって、恩給を不正受給した者に対して国が不当利得返還請求権を行使する場合、その債権は、会計法30条により5年で消滅時効が完成すると解すべきである（問14）。

なお、死亡した恩給受給者の家族等が恩給受給者の生存を偽装する行為、又は死亡を知らせるべき作為義務があったのにこれを怠ったことによる不作為の欺罔行為により、国を錯誤に陥らせ、本来支払うべきではない恩給を支払わせた場合等、不法行為に基づく損害賠償請求が可能と考えられる場合があり得る。このように不法行為に基づく損害賠償請求を行う場合には、その債権は、民法724条前段により、加害者及び損害を知った時から3年で消滅

時効が完成し、また、同条後段により、不法行為の時から20年で除斥期間により消滅する。

<参考文献>

- 訟務時報112号65～74ページ

問73 国の債権の消滅時効中断事由には、どのようなものがあるか。

答 国の債権の消滅時効中断事由としては、次のようなものがある。

時効中断事由			例外として中断の効力が生じない場合
債権者として の中断措置	請求・民法上の請求 147条7号	裁判上の請求	訴えの却下又は取下げの場合（民法149条）
		訴えの提起	法定期間内に仮執行の宣言の申立てをしない場合（民法150条）
		支払督促申立て	相手方不出頭又は和解不調の時から1か月以内に訴えを提起しない場合（民法151条）
		即決和解申立て	調停不成立又は調停に代わる決定が失効した旨の通知を受けた日から2週間以内に訴えを提起しない場合（民事調停法19条、同旨・家事審判法26条2項）。なお、民法151条の類推適用もされる。
		調停申立て	申立ての却下又は取下げの場合
		破産手続開始の申立て【注1】	届出の取下げ又は却下の場合（民法152条）
		破産手続参加	6か月以内に上記いずれかの手続又は差押え、仮差押え、仮処分をしない場合（民法153条）
		催告【注2】	
		納入の告知（会計法32条）【注3】	
		国税徴収法による督促（国税通則法73条1項4号）【注4】	
差押え・仮差押え・仮処分（民法147条2号）	権利者の請求又は法律の規定に従わないことにより取り消された場合（民法154条）		
民事執行法による配当要求（民法147条2号）【注5】	上記に準ずる		
債務者の承認（民法147条3号）			

解説

民法は、時効の中断事由として、「請求」、「差押・仮差押又は仮処分」及び「承認」を挙げた上（民法147条1～3項）、それぞれにつき、時効中断効を認める上で必要な要件を規定している（民法149条～156条）。そして、会計法32条は、国の債権について、納入の告知による時効中断の効力に関する特則を設けているので（間37）、納入の告知による時効の中断については会計法32条が適用され、その余の中断事由については、特に他の法律に規定されたものを除き、私法上の債権についても公法上の債権についても（両者の区別につき間14）、それぞれ民法の時効中断に関する規定が適用されることになる。

上の表は、これを整理したものであり、以下、注意すべき点につき述べる。

1 【注1】（破産手続開始の申立て）について

債権者による破産手続開始の申立ては「裁判上の請求」（民法147条1号、149条）に当たると解するのが判例（大審院判明37.12.9民録10輯1578ページ、大審院判昭13.6.10大審院判決全集5輯14号37ページ、最判（一小）昭35.12.27民集14巻14号3253ページ、最判（三小）昭47.3.21判時664号35ページ・多数説である。

また、中断される債権の範囲については、破産手続開始の申立書に記載された債権のみならず、破産手続において疎明資料や計算書等に基づいて主張・立証された債権についても、一種の裁判上の請求として時効の中断効が認められる（最判（一小）昭45.9.10民集24巻10号1389ページ）。

破産手続開始の申立てが却下され、又は取り下げられた場合には、時効中断の効力は生じないことになるが（民法149条）、このような場合でも、破産申立債権者の破産手続における権利行使の意思表示は、破産申立債権につきその手続続行中継続してされた「催告」として時効中断の効力を有し、破産手続継続中はもちろん、取下げの時から6か月以内に他の強力な中断方法を執ることにより消滅時効を確定的に中断することができる（前掲最判昭45.9.10、最判（二小）昭50.1.17金融法務事情746号25ページ、竹下守夫編集代表「大コンメンタール破産法」75ページ）。

2 【注2】（催告）について（間38）

一度催告をした後6か月内に再び催告し、その後6か月内にまた催告するというように催告をくり返しても、時効中断効はない（大審院判大8.6.30民録25輯1200ページ、我妻榮「新訂民法総則」465ページ）。

3 【注3】（納入の告知）について

会計法32条の規定は、国がその私法上の債権につき法令の規定によって納入の告知をした場合にも適用される（最判（二小）昭53.3.17民集32巻2号240ページ）（間37）。

納入の告知が時効中断の効力を生ずるのは最初に行われたそれに限るのであって、仮に所定の形式に従って再度以上の納入告知がされても、それはもはや時効中断の効力を生じない（福岡高判昭32.7.31訟月3巻7号43ページ）（間38）。

4 【注4】（国税徴収法による督促）について

国税徴収又は国税滞納処分の例によって徴収する債権については、国税徴収法に定めるところにより、納期限までに完納しない場合（国税徴収法2条9号）には、原則として督促がされる。督促は督促状により行われ、徴収権の消滅時効中断の効力を生じ（国税通則法73条1項4号）、原則的に滞納処分の前提要件となる（国税通則法40条、国税徴収法47条1項）。なお、滞納処分に関する事務は歳入徴収官等の行うべき事務から除外されている（債管法2条2項2号）（間22）。

5 【注5】（民執法による配当要求）について

債権者がする配当要求は、差押え（民法147条2号）に準ずるものとして、配当要求に係る債権につき消滅時効を中断する効力を生ずる（最判（三小）平11.4.27民集53巻4号840ページ）。

<参考文献>

- 竹下守夫編集代表・大コンメンタール破産法75ページ
- 我妻榮・新訂民法総則465ページ
- 徴収訴訟の手引（6訂版）18ページ

<参考判決>

- 大審院明治37年12月9日判決・民録10輯1578ページ
- 大審院昭和13年6月10日判決・大審院判決全集5輯14号37ページ
- 最高裁昭和35年12月27日第一小法廷判決・民集14巻14号3253ページ
- 最高裁昭和47年3月21日第三小法廷判決・判時664号35ページ
- 最高裁昭和45年9月10日第一小法廷判決・民集24巻10号1389ページ
- 最高裁昭和50年1月17日第二小法廷判決・金融法務事情746号25ページ
- 大審院大正8年6月30日判決・民録25輯1200ページ
- 最高裁昭和53年3月17日第二小法廷判決・民集32巻2号240ページ
- 福岡高裁昭和32年7月31日判決・訟月3巻7号43ページ
- 最高裁平成11年4月27日第三小法廷判決・民集53巻4号840ページ

問74 相手方が納入告知書を受領しなかった場合にも時効中断の効力はあるか。

答 納入告知書が相手方の了知可能な客観的状态に置かれたと認められるときは、到達したものとして時効中断の効力を生じる。

解説 納入の告知により時効中断が生ずる時点は、納入の告知の効力が生じたとき、すなわち納入告知書による場合は納入告知書が債務者に到達したときと解される。隔地者に対する意思表示は、相手方に到達することによってその効力を生ずるところ（民法97条1項。到達主義）、ここにいう「到達」とは、相手方が問題の書面を現実を受領し、又は了知することを要するものではなく、相手方の了知可能な客観的状态に置かれることをもって足りるとするのが通説・判例である。

具体的には、①郵便物が郵便受箱に入れられたり、同居の親族・使用人がこれを受領するなど書面が相手方のいわゆる勢力範囲（支配権）内に置かれた場合はその時に到達があったと解され（最判（一小）昭36.4.20民集15巻4号774ページ）、②相手方が正当な理由なく意思表示の受領を拒絶し、又は受領を困難若しくは不能にした場合には、本来到達すべき時期に「到達」が

あったと解されている（大審院判昭11.2.14大審院民事判例集15巻158ページ。なお、河邊義典・最高裁判所判例解説集民事篇平成10年度（下）552、553ページ参照）。

また、遺留分減殺の意思表示が記載された内容証明郵便が留置期間の経過により差出人に還付された場合について、判例（最判（一小）平10.6.11民集52巻4号1034ページ）は、その内容が遺留分減殺の意思表示又は少なくともこれを含む遺産分割協議の申入れであることを十分に察知することができ、また、受取人に受領の意思があれば、郵便物の受取方法を指定することによって、さしたる労力、困難を伴うことなく右内容証明郵便を受領することができたなどの事情の下で、社会通念上、受取人の了知可能な状態に置かれ、遅くとも留置期間が満了した時点での到達を認めている。

<参考文献>

- 福田淳一編・（平成19年改訂版）会計法精解704ページ
- 河邊義典・最高裁判所判例解説集民事篇平成10年度（下）541ページ以下

<参考判決>

- 最高裁昭和36年4月20日第一小法廷判決・民集15巻4号774ページ
- 大審院昭和11年2月14日判決・大審院民事判例集15巻158ページ
- 最高裁平成10年6月11日第一小法廷判決・民集52巻4号1034ページ

問75 納入の告知により中断した消滅時効が再び進行を始めるのはどの時点か。

問76 債務額を明示しないまま債務の承認をした場合、債務全額の消滅時効が中断したことになるか。

答 債務者が債務額を特段明示しないまま債務承認をした場合であっても、その債務者の合理的意思が、債務全額について自己の債務であることを承認したと認められる場合であれば、債務額全体について時効中断の効力が認められる。

解説 時効中断事由としての「承認」（民法147条3号）とは、時効の利益を受けるべき者が、時効によって権利を失うべき者に対して、その権利存在の認識を表示すること（観念の通知）である（四宮和夫・能美善久「民法総則」〔第7版〕365ページ、我妻榮「新訂民法総則」470ページ）。そして、「承認」をするには、特別の方式は必要でなく、黙示でもよいとされており、また、権利の内容を認識している必要もないとされている（前掲四宮等365ページ、前掲我妻470ページ、内田貴「民法I 第4版 総則・物権総論」320

ページ)。したがって、特段債務額を明示しない債務承認であっても、それが当該債務全額を承認する趣旨のものと認められれば、当該債務全額について消滅時効が中断するものと解される。

なお、債務の一部弁済の場合には若干問題となるが、飽くまでも債務全部ではなく一部としての弁済であるとの趣旨が明確であれば、残額についての承認となることに問題はない（大審院判大8.12.26民録25輯2429ページ、最判（一小）昭36.8.31民集15巻7号2027ページ参照。）。これは、たとえ債務額の一部の弁済であっても、それは残額の存在を前提としているからである。したがって、債務者が残額の存在を否定している場合には、その残額部分については時効中断事由としての「承認」の対象とはならない。この点につき、賃料の増額に争いがあり、賃借人が、自己が正当と認識する賃料の弁済供託をした場合に、残部については時効中断の効果は生じないとした裁判例（東京高判昭40.11.29判時439号110ページ）がある。

また、加害者（債務者）において、その賠償債務額が具体的に確定次第、「話し合いで円満解決したい」「何時でも示談に応ずる」旨の意思表示をした場合には、承認は権利の原因、内容、範囲等一切の事実を確認することを要しないとして、承認の時点で債務額は未確定であったが、損害賠償請求額全体について承認としての時効中断を認めた裁判例（大阪地判昭47.3.23判タ278号361ページ）がある。さらに、当事者間で責任の存否に争いはなく賠償額にのみ争いがあり、加害者が、被害者の要求する賠償額について裏付資料の提出があれば相当額の賠償をする旨の意思表示をした場合、損害賠償請求権全体について承認としての時効中断を認めた裁判例（東京地判昭48.7.18判時728号65ページ）もある。

＜参考文献＞

- 四宮和夫・能美善久・民法総則〔第7版〕365ページ
- 我妻榮・新訂民法総則470ページ
- 内田貴・民法I〔第4版〕総則・物権総論320ページ
- 倉田・千葉・最高裁判所判例解説民事篇昭和36年度303～309ページ

＜参考判決＞

- 大審院大正8年12月26日判決・民録25輯2429ページ
- 最高裁昭和36年8月31日第一小法廷判決・民集15巻7号2027ページ
- 東京高裁昭和40年11月29日判決・判時439号110ページ
- 大阪地裁昭和47年3月23日判決・判タ278号361ページ
- 東京地裁昭和48年7月18日判決・判時728号65ページ

問77 国の債権について消滅時効の援用を要しないのはどのような場合か。
国が時効利益を放棄できないのはどのような場合か

答 公法上の債権の場合である。

解説 国の債権には、公法上の債権と私法上の債権とがあるが（問14）、公法上の債権は、会計法31条1項により、時効の援用を要せず、また、時効利益を放棄することもできないこととされているから、時効の完成と同時に当然に権利が消滅する。

ただし、普通地方公共団体の債務に関する事案ではあるが、極めて限定された要件の下では、公法上の債権であっても、その消滅時効を主張することが信義則に反し許されないとされる場合があり得るとして、時効消滅の主張が認められなかった事案（最判（三小）平19.2.6民集61巻1号122ページ参照）がある。

＜参考判決＞

- 最高裁平成19年2月6日第三小法廷判決・民集61巻1号122ページ

問78 消滅時効完成後に債務者が債務承認書や履行延期申請書を提出した場合に何らかの効力はあるか。

答 私法上の債権については、時効の援用が必要とされているため、消滅時効完成後、債務者が債務承認書や履行延期申請書を提出した場合は、援用権の放棄ないし喪失に該当し得ることとなり、当該債権が存続することになる。

他方、公法上の債権については、時効の援用を要しないとされているため、消滅時効完成と同時に当然に権利が消滅することとなり、その後に債務承認書等が提出されても何ら効力を有しない。

解説

1 私法上の債権の場合

民法上、時効による債権の消滅については、当事者が時効を援用しなければ、これによって裁判することができない（民法145条）。そして、時効の利益（援用権）は放棄することができる（民法146条）、債務者が時効完成後にその事実を知りながら債務承認をした場合は、援用権の放棄と評価できる。さらに、債務者が時効完成後にその事実を知らなかったときでも、債務承認をした以上、その後その時効を援用することは信義則上許されないとされており（最判（大）昭41.4.20民集20巻4号702ページ）、結果的に債権が存続することになる。

そして、国の債権が私法上の債権（問14）である場合は、会計法31条1項の「別段の規定」として上記民法の規定が適用になるため、消滅時効完成後、債務者が債務承認書や履行延期申請書を提出した場合には、上記の援用権の放棄ないし喪失等に該当し得ることとなり、結果的に債権が存続することになる。この場合、歳入徴収官等としては、当該債権がなお存続するものとして管理・回収を図るべきことになろう。

2 公法上の債権の場合

他方、公法上の債権（問14）は、会計法第31条第1項により時効の援用を要せず、また時効による消滅の利益を放棄することもできないとされているから（問77）、時効の完成と同時に当然に権利が消滅する。したがって、仮に債務者が時効完成後に事情を知らずに弁済したとしても無効であるから、不当利得返還請求をすることができ、また、仮に債務者が時効完成後に債務を承認したとしても何ら効力はないものと考えられる。この場合、歳入徴収官等は、当該債権が消滅したものとして処理すべきこととなる（問79）。

<参考文献>

○福田淳一編・（平成19年改訂版）会計法精解701ページ

<参考判決>

○最高裁昭和41年4月20日大法廷判決・民集20巻4号702ページ

問79 歳入徴収官等は、消滅時効の完成した債権の管理をどのように終了するのか。

答 公法上の債権については消滅処理をし、私法上の債権についてはみなし消滅の処理をすることになる。

解説 国の債権には、「公法上の債権」と「私法上の債権」が存するところ（問14）、「公法上の債権」は、時効期間の満了をもって債権が消滅するため

(問77), 消滅処理をすることになる。

一方、「私法上の債権」は消滅時効が完成したとしても、債務者が時効を援用しなければ債権は消滅しないが、時効完成後に国が履行を請求すれば当然時効を援用してその履行に応じないと考えられるものについては、当該債権を消滅したものとみなして債権の消滅と同様の処理をすることが認められている(債管規則30条1号)(問60)。

<参考文献>

○福田淳一編・債権管理法講義193, 194ページ

第9 債務者の複数・変更

問80 債務者が複数いる場合、一方の債務者に生じた事由は他方の債務者にどのような効果を及ぼすか。

答 当該債務者がどういう立場で債務を負担しているかによって、その効果が異なってくる。比較的多く見られる態様及び効果は次のとおりである。

種 類	意 義	債権者の権利	債務者の一人について 生じた事由	
			絶対的効力	相対的効力
不可分債務	同一の不可分給付を目的とする債務の主体が複数存在し、各債務はそれぞれ別個独立であるが、その目的が不可分であるために相互に制約を受ける債務関係	債務者の一人に対し、又は同時に若しくは順次に総債務者に対して、全部又は一部の履行を請求できる(民法430条, 432条)。	債権を満足させる事由(弁済・代物弁済・供託・相殺)	左記以外の事由(民法429条)
連帯債務	多数の債務者が各自独立して同一内容の給付義務を負い、そのうちの一人が弁済すれば他の債務者の債務も消滅する債務関係	債務者の一人に対し、又は同時に若しくは順次に総債務者に対して、全部又は一部の履行を請求できる(民法432条)。	弁済・代物弁済・供託・履行請求・更改・相殺・免除・混同・時効完成(民法434条～439条)	左記以外の事由(民法440条)
不真正連帯債務	多数の債務者が各自独立して同一内容の給付義務を負い、そのうちの一人が弁済すれば他の債務者の債務も消滅する債務関係 ただし、一人の債務者に生じた事由は原則として他の債務者に影	債務者の一人に対し、又は同時に若しくは順次に総債務者に対して、全部又は一部の履行を請求できる(民法432条)。	債権を満足させる事由(弁済・代物弁済・供託・相殺)	左記以外の事由

	響を及ぼさず、求償関係も当然には生じない。			
保証債務 (単純)	債務者が債務を履行しない場合に、債務者に代わって保証人が負担する債務関係 主たる債務に附従し、主たる債務が無効となるか消滅したときは、保証債務も無効となるか消滅する。	保証人に対しても履行期後は直ちに請求できるが、他方、保証人は催告・検索の両抗弁権(民法452条及び453条)を有する。	①主債務者について生じた事由(時効の中断・相殺等(民法457条等)) ②保証人について生じた事由のうち債権を満足させる事由(弁済・代物弁済・供託)	左記以外の事由
連帯保証債務	保証人が主債務者と連帯して保証する債務関係	保証人に対しても履行期後は直ちに請求でき、保証人は催告・検索の両抗弁権(民法452条及び453条)を有しない。	①主債務者について生じた事由 …保証債務(単純)の場合に同じ(附従性)。 ②保証人について生じた事由 …連帯債務の場合に同じだが(民法458条)、負担部分を前提とする規定(民法436条2項等)の準用はない。	左記以外の事由
重疊的債務引受	従来の債務者は債務を免れることなく、引受人が従来の債務者と同内容の債務を負担する債務関係	連帯債務の場合に同じ(判例)。	同左	同左

<参考文献>

○奥田昌道・債権総論〔増補版〕339ページ以下

○大阪法務局「第二種報告事件処理の手引」11, 12, 187, 188ページ

問81 共同相続などで債務者が複数あるときは、一部の債務者に対して納入の告知をすれば他の債務者との関係でも時効中断の効力を生じるか。

答 原則として、債務者ごとに納入の告知をしなければ、各債務者に対する時効中断の効力は生じない。

解説 民法は、時効の中断は、「その中断の事由が生じた当事者及びその承継人の間においてのみ、その効力を有する」と定めている(民法148条)。そして、国の債権について、この時効中断の効力の人的範囲に関する特則は特に設けられていないので、会計法31条2項により、公法上の債権(問14)についても、民法148条の規定が適用されることになる。

民法148条にいう「当事者」とは中断行為をした者とその相手方であり、承継人とは、時効の対象となっている権利を中断後に譲り受けた者(特定承継人)や中断後の相続人(包括承継人)である(内田貴「民法」第4版 総則・物権総論)325ページ)。したがって、債務者が複数の債務については、債務者ごとに納入の告知をしなければ、各債務者に対する時効中断の効力は

生じず、納入の告知の際、既に債務者につき共同相続が開始している場合には、各相続人ごとに納入の告知をする必要がある。

このように中断の効力の人的範囲が限定されていることは、中断の効力の相対性と呼ばれている。ただし、中断の効力の相対性については、連帯債務や保証債務など特殊な関係においていくつかの例外が規定されている（民法434、457条等）（問80）。

なお、国の債権の消滅時効は、民法に定める他の事由（裁判上の請求（民法149条）、支払督促（民法150条）、和解のためにする呼出し及び任意出頭（民法151条）、破産手続参加（民法152条）及び催告（民法153条））によっても中断されるが（問73）、中断の効力の相対性は、これら他の中断事由についても同様である。

<参考文献>

○内田貴・民法1〔第4版〕総則・物権総論325ページ

問82 債務者が死亡した場合、相続人との関係で徴収停止やみなし消滅の整理を行えることがあるか。

答 相続人が限定承認をした場合において、相続財産の価額が強制執行をした場合の費用及び優先債権等の金額の合計額を超えないと見込まれるときは、みなし消滅の整理をすることができる（債管規則30条3号）。

相続人の存否が不明な場合において、相続財産の価額が強制執行をした場合の費用及び優先債権等の金額の合計額を超えないと見込まれ、履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されず、これを履行させることが著しく困難又は不適当と認められるときは、徴収停止の整理をすることができる（債管法21条1項2号、債管法施行令20条2号）。

解説 債務者が死亡すると、相続が開始し（民法882条）、相続人が、被相続人の財産に属した一切の権利義務（一身専属のものを除く。）を相続分に応じて承継する（同法896条、899条）。金銭債権は可分であるため、共同相

続の場合は、原則として法律上当然に分割されて、各共同相続人が相続分に応じた割合で債務を負うことになる（最判（一小）昭29.4.8民集8巻4号819ページ）。そのため、債務者が死亡しても、通常は債務者と債権額が変更されるにとどまることから、歳入徴収官等は、債権管理簿の記載又は記録（問31）を変更した上、債権管理を続ければ足りる。しかし、以下のとおり、相続人が限定承認をした場合にはみなし消滅の整理をすることができる場合があり、相続人の存否が不明な場合に徴収停止の整理をすることができる場合がある。

1 限定承認の場合

限定承認とは、相続人が、相続によって得た財産の限度でのみ被相続人の債務及び遺贈を弁済するものであり、相続人が全員で、家庭裁判所で申述することにより行われ、相続財産から債権額に応じた弁済が行われる（民法922条以下、家事審判法9条1項甲26号）。この場合において、相続財産の換価、配当のために要する費用と優先債権の額が相続財産の評価額を超えるときは、国の債権について弁済を受ける見込みはないので、みなし消滅の処理が認められている（債管規則30条3号）。

2 相続人の存否不明の場合

相続人のあることが明らかでない場合は、相続財産は法人とされ、利害関係人等の請求により家庭裁判所が相続財産管理人を選任した上、相続財産から債権額に応じた弁済が行われる（民法951条以下、家事審判法9条1項甲32号）。知れたる相続人がすべて相続を放棄した場合は（民法938条、家事審判法9条甲29号）、この処理が行われることになる。債管法21条1項2号及び債管法施行令20条2号は、この場合に、相続人の存否不明の程度等を勘案し、明らかに効率的でないと判断したときに、徴収停止を行い得ることとしたものである。

<参考文献>

○福田淳一編・債権管理法講義176、194、195ページ

<参考判決>

○最高裁昭和29年4月8日第一小法廷判決・民集8巻4号819ページ

問83 国有地の貸付料債権について、債務者に共同相続が生じた場合、各相続人はどのような割合で債務を承継するのか。

答 被相続人が支払を怠った未払賃料については、各相続人が相続分に応じて分割された債務を承継し、相続開始後の賃料については共同相続人全員が全額を負担する。

解説 金銭債権は、可分債権であるため、債務は相続分に応じて当然に分割されて、共同相続人がそれぞれ別個に債務を負担することとなるのが原則である（最判（一小）昭29.4.8民集8巻4号819ページ）。ただし、賃借人に相続が発生した後の賃料（遺産分割前）については、性質上の不可分債務と解されており（数人が共同して賃借人たる地位にある場合に関する大審院判大11.11.24大審院民事判例集1巻670ページ）、共同相続人全員が全額を負担することになる。

＜参考判決＞

○最高裁昭和29年4月8日第一小法廷判決・民集8巻4号819ページ

○大審院大正11年11月24日判決・大審院民事判例集1巻670ページ

問84 債務者が死亡し、複数の相続人のうち特定の相続人が、他の相続人の債務について免責的債務引受けを希望するときに、歳入徴収官等がこれに応じることは債管法において可能か。

答 債管法において、免責される他の相続人に対して免除可能な場合でない限り、応じることはできない。

解説 債務引受けには、債務が同一性を保ちつつ新債務者に移転し、もとの債務者が債権関係から離脱する「免責的債務引受け」と、新しい債務者がもとの債務者と並んで債務者になる「併存的(重疊的)債務引受け」がある。

共同相続の場合には、実務上、特定の相続人のみが債務を引き受けることを希望することが多いが、このような免責的債務引受けに応じることは、債務引受けをする相続人以外の相続人の債務を免除することになるため、債管法において、債務の免除が許される場合（問54、55）を除き、応じることは許されない。

＜参考文献＞

○内田貴・民法Ⅲ〔第3版〕債権総論・担保物権243ページ

問85 国との裁判上の和解が成立している債務者が死亡した場合には、当該債務の相続人に被相続人である債務者と国とが取り交わしている和解の効力は及ぶか。

答 被相続人と行った裁判上の和解の効力は相続人に対しても及ぶ。

解説 裁判上の和解は調書に記載することにより、確定判決と同一の効力を有することになると定められている（民訴法267条）。そうすると、確定判決の効力が及ぶ者については裁判上の和解の効力が及ぶものと解される。

確定判決の効力が及ぶ者については、民訴法115条1項において、以下のとおり定められており、同条1項3号によって、当事者の口頭弁論終結後の承継人に対しても確定判決の効力が拡張されることになる。

- ① 当事者（1号）
- ② 当事者が他人のために原告又は被告となった場合のその他人（2号）
- ③ 前二号に掲げる者の口頭弁論終結後の承継人（3号）
- ④ 前三号に掲げる者のために請求の目的物を所持する者（4号）

もっとも和解の場合、口頭弁論終結という概念がないが、この場合は和解成立時を基準とすると解するのが相当であろう。したがって、裁判上の和解成立後に相続が発生していれば、当然、一般承継人である相続人について、当該和解の効力が及ぶことになる。

<参考文献>

○秋山幹男ほか・コンメンタール民事訴訟法Ⅱ481ページ

第3章

訴訟総論

第3章 訴訟総論

第1 事件処理方針

問86 歳入徴収官等から法務大臣に対して依頼される争訟手続の申立てにはどのようなものがあるのか。

答 主として以下のようなものがある。

1 訴訟手続による履行の請求

・訴えの提起（民訴法133条）

債管法15条3号〔強制履行の請求等〕（問42）

同 法18条4項〔詐害行為取消訴訟〕（問48）

同 条3項〔債権者代位訴訟〕（問48）

・支払督促の申立て（民訴法382条）

債管法15条3号〔強制履行の請求等〕（問42）

・訴え提起前の和解の申立て（民訴法275条）

債管法15条3号〔強制履行の請求等〕（問39）

債管法28条〔履行延期の特約等に代わる和解〕（問51, 52）

・民事執行手続の申立て（問43）

債管法15条1号〔担保権の実行〕

同 条2号〔強制執行〕

・民事保全手続の申立て（問44）

債管法18条1項

※なお、債管法18条5項〔時効中断〕により、時効を中断する必要な措置（問73）

として依頼されることがある（問42）。

2 非訟手続による履行の請求

・民事調停法による調停の申立て

債管法15条3号〔強制履行の請求等〕（問39）

・破産手続開始の申立て、破産債権の届出（問119）

債管法15条3号〔開始の申立て〕

同 法17条4号〔債権届出〕(問45, 46)

- ・民事再生手続開始の申立て, 再生債権の届出 (問119)

債管法15条3号〔開始の申立て〕

同 法17条8号〔債権届出〕(問45, 46)

- ・会社更生手続開始の申立て, 更生債権の届出 (問119)

債管法15条3号〔開始の申立て〕

同 法17条8号〔債権届出〕(問45, 46)

※いずれについても債管法18条5項〔時効中断〕により, 時効を中断する必要な措置(問73)として依頼されることがある。

3 その他

- ・相続財産管理人の選任申立て
- ・不在者の財産管理人の選任申立て

解説 債管法2条2項1号に規定する「法務大臣の権限に属する事項に関する事務」には, 具体的には, 以下のものとされている(昭和32年11月12日蔵管第384号)。

(1) 訴訟関係

①起訴前の和解 ②裁判上の和解

(2) 強制執行関係

①強制執行の申立て ②照査手続又は記録添付 ③執行力ある正本に基づかない配当要求

(3) 非訟事件手続法による非訟事件

(4) 調停事件

(5) 破産関係

(6) 民事再生関係

(7) 会社更生関係

(8) 民法関係

①民法97条の2による公示の意思表示, ②任意競売の申立て, ③任意競

売の場合の配当要求, ④相続財産管理人の選任申立て, ⑤相続における財産分離の請求, ⑥不在者の財産管理人の選任申立て

歳入徴収官等がこれらの手続を要するときは, 法務大臣に対して, その手続を求めることが必要となり(問3), 主なものとしては【答】に記載した依頼がある(かつこ内に問を付記した依頼についてはその問も参照されたい。また, 法務大臣に対する依頼の手続については問47を参照されたい。)

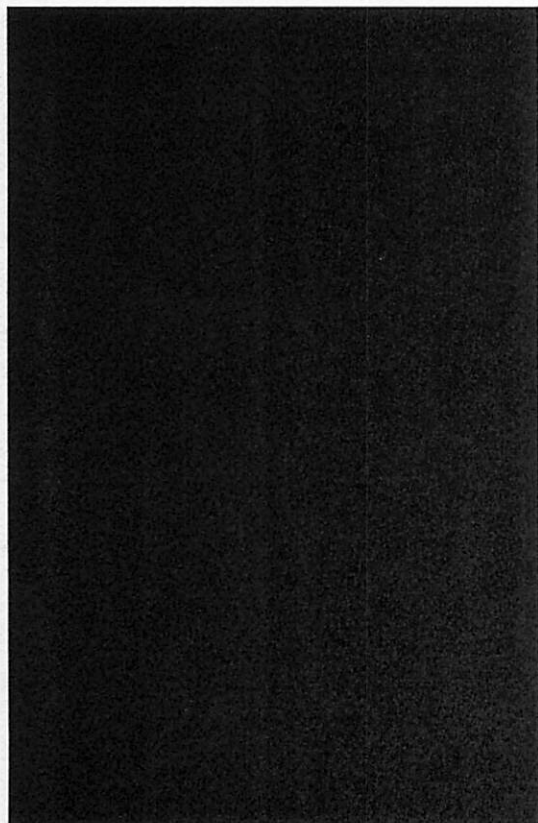
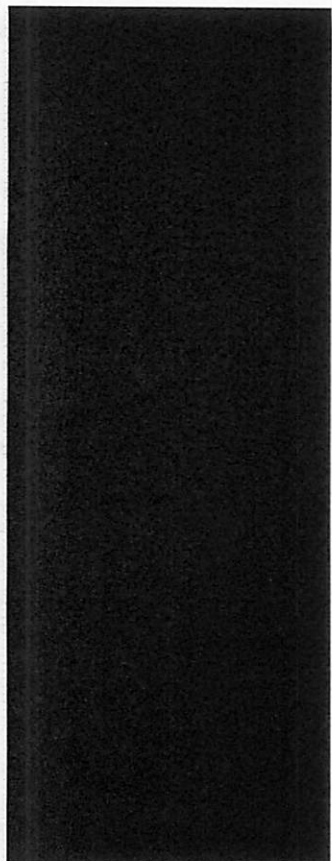
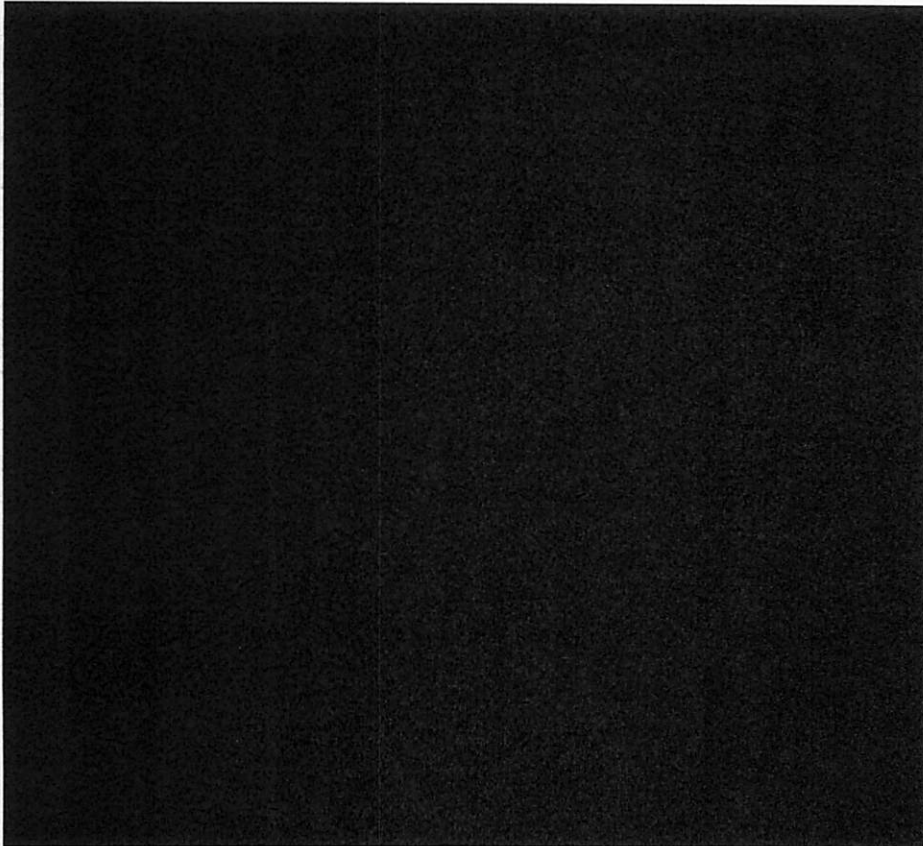
<参考文献>

○逐条解説 法務大臣権限法【第2版】317ページ

問87 歳入徴収官等から各種争訟手続の依頼を受けた訟務部門は, どのように対応することとされているか。

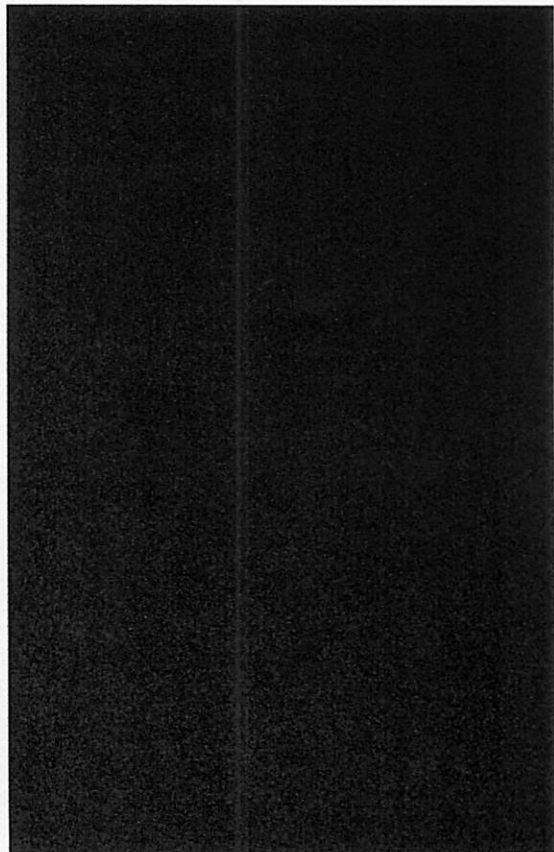
答 歳入徴収官等から各種争訟手続の依頼を受けたときは, 関係法令及び訟務基本通達等に即して関係資料を十分に検討し, 申立てをすべきか否か, どのような申立てをすべきかを決定することになる。

解説 訟務基本通達は, 歳入徴収官等から申立て依頼を受けたときの訟務部局における基本的な処理方針を統一的に定めている。歳入徴収官等から各種争訟手続の依頼を受けたときは, 関係法令及び上記通達その他の関係通達等に即して関係資料を十分に検討し, 申立てをすべきか否か, どのような申立てをするかを検討することになる。



＜参考文献＞

- 訟務事務入門（第 6 版）59, 60 ページ
- 新版債権管理事務提要（改訂版）1, 2 ページ



問90 争訟事件の処理において、法務大臣は、国の債権を免除したり、債務者に期限の猶予を与えるなど、国の債権の内容を変更することができるか。

答 ①会社更生法等に基づく更生計画案等について同意する場合（債管法30条）及び②裁判上の和解又は民事調停法若しくは労働審判法による調停等の場合（同法31条）において、債管法に定める要件を満たすときは、定められた範囲で、債権を免除し債権の内容を変更することが可能である。

解説 法務大臣が権限法に基づき行う争訟事件の処理は、債管法上の債権管理に関する事務ではないが（債管法2条2項1号）、国の債権の免除や不利益な内容変更は法律に基づくことを要するため（財政法8条）、債管法上、法務大臣が、争訟事件において、国の債権を免除したり、その内容を変更できる場合が法定されている（問3，9）。具体的には、①債管法30条に定める会社更生法等に基づく更生計画案等について同意する場合（同法30条）（問120，121）、②同法31条に定める裁判上の和解又は民事調停法若しくは労働審判法による調停等の場合（債管法31条）（問98，99，106）である。

これらはそれぞれ要件が規定されており、この要件を満たす場合には、法務大臣は、定められた範囲で、国の債権を免除し又はその内容を変更することが可能である。

なお、これらの措置については、原則として、事前に財務大臣の意見を聴く必要があることに注意を要する（債管法38条3項）。ただし、いわゆる包括協議の範囲内では、個別に意見を聴く必要はない（問10，11）。

<参考文献>

○福田淳一編・債権管理法講義23，222～227，245～246ページ

問91 争訟事件の処理において、法務大臣（指定代理人）は、国の債権の弁済を受領し、その債権を消滅させることができるか。相殺により国の債権を消滅させることについてはどうか。

答 法務大臣（指定代理人）は、民事執行手続において配当を受領することはできるが、国の債権の任意弁済を受領することはできない。

他方、法務大臣（指定代理人）が訴訟において相殺を主張すること（相殺の意思表示を訴訟において行うこと）は可能であり、これにより国の債権債務は消滅することになる。

解説 国の債権の弁済を受領する権限は法令により国庫金出納機関に付与されており（問22, 65）、権限法に基づく法務大臣の権限には含まれていないから、受領権限はない。したがって、例えば、債権管理訴訟の和解において、指定代理人が相手方から弁済を受領することはできない（なお、訴外で所定の手続により受領し、所定の債権管理手続（消滅処理）を経た上で、訴訟上の和解において債権が消滅したことを確認することは可能と解される。）。ただし、執行手続において配当を受けることは可能である（受領した配当の処理については問112）。

他方、相殺の意思表示については、債権管理手続上は支払事務担当職員がこれを行うことを前提とした規定が設けられているが（問68）、相殺は訴訟上の攻撃防御方法として行うことも可能であり、訴訟上の主張については法務大臣が権限法に基づく権限を有しているため（問3）、法務大臣は、訴訟上の主張として相殺の意思表示を行うことができる。これにより国の債権債務は消滅することになる。

<参考文献>

- 福田淳一編・債権管理法講義24、186ページ
- 逐条解説 法務大臣権限法【第2版】343ページ

第2 訴えの提起

問93 訴えを提起するのはどのような場合か。

答 原則として、歳入徴収官等から訴訟手続による履行請求の依頼を受けた場合において、訴え提起前の和解（即決和解）又は支払督促による解決が困難又は不相当と認められるときである。

解説 訟務基本通達第1の1並びに問42及び問87の解説を参照されたい。

問94 訴状にはどのような事項を記載するのか。

答 訴状には、必要的記載事項（民訴法133条2項）、実質的記載事項（民訴規則53条1項）、形式的記載事項（民訴規則2条、53条4項）を記載することになる。実際の記載例については、訟務事務入門（書式編）（第3版）13～23ページ、訟務時報第284号173ページ以下を参照されたい。

解説

1 必要的記載事項（民訴法133条2項）

訴状には、「当事者及び法定代理人」と「請求の趣旨及び原因」を必ず記載しなければならない。これを必要的記載事項という。これらが記載されていない場合、裁判長が補正を命じ（民訴法137条1項）、補正期間内に補正がされなければ、訴状は却下されることになる（同法137条2項）

① 当事者及び法定代理人

② 請求の趣旨

請求の趣旨は、原告がその訴訟において、裁判所に対し、特定の訴訟の目的たる権利又は法律関係について、どのような判決を求めるかを簡潔に記載した、訴えの結論部分に相当するものである。

③ 請求の原因

請求の原因は、請求の趣旨とあいまって、あるいはこれを補足して、請求が特定の権利ないしは法律関係の主張であることを明確にする事実をいう。

2 実質的記載事項（民訴規則53条1項）

訴状には、必要的記載事項のほか、本来は準備書面によって行う攻撃防御方法の記載や重要な証拠の摘示が求められており、そのような記載がされた訴状は準備書面を兼ねるものとされている（民訴規則53条3項）。

① 請求を理由づける事実（主要事実）

② 立証を要する事由に関連する重要な間接事実

③ 立証を要する事由についての証拠方法

3 形式的記載事項（民訴規則2条、53条4項）

① 代理人の表示（民訴規則2条）

② 当事者又は代理人の郵便番号、電話番号及びファクシミリ番号（民訴規則53条4項）

③ 送達場所（民訴法104条以下、民訴規則41条）

④ 当事者又は代理人の記名押印

⑤ 作成年月日

⑥ 事件の表示

⑦ 付属書類の表示

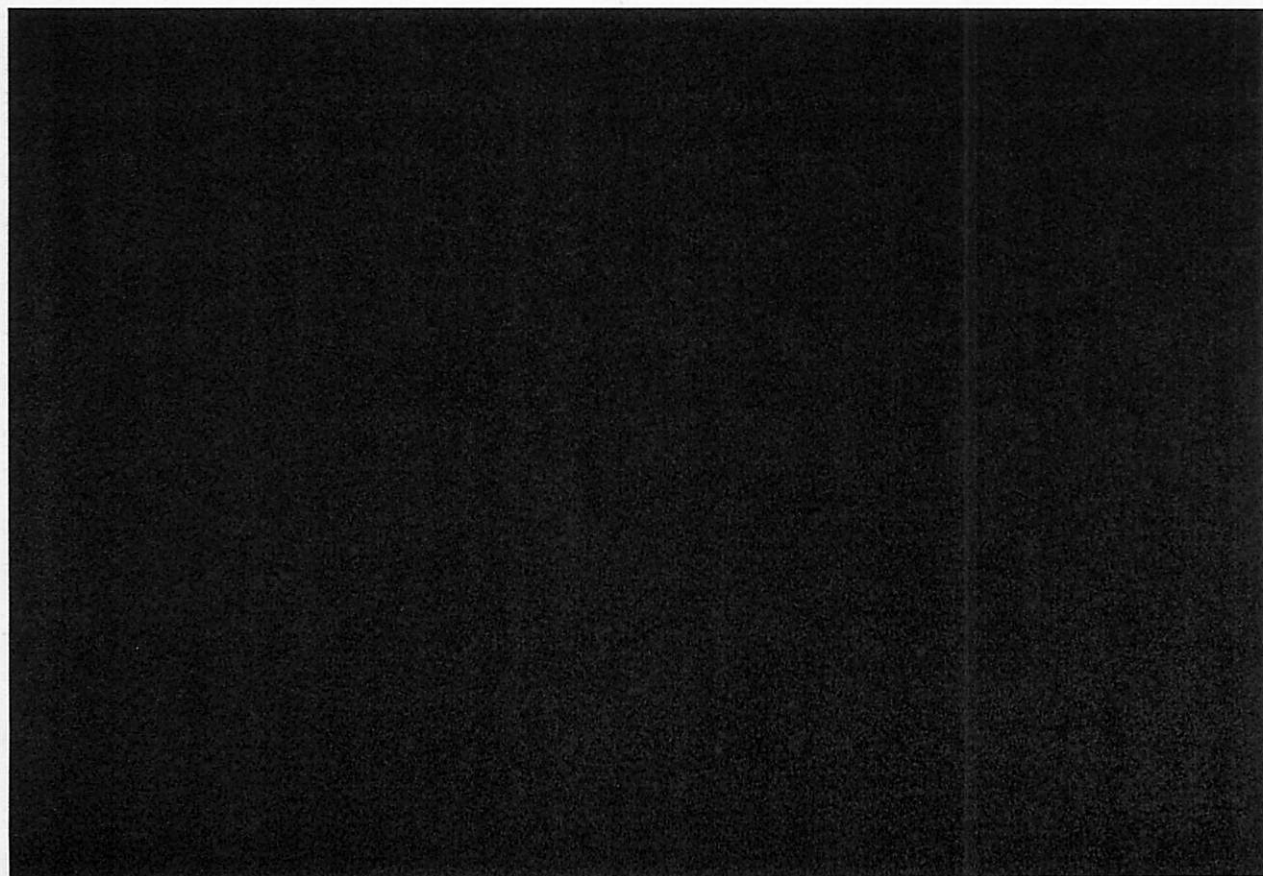
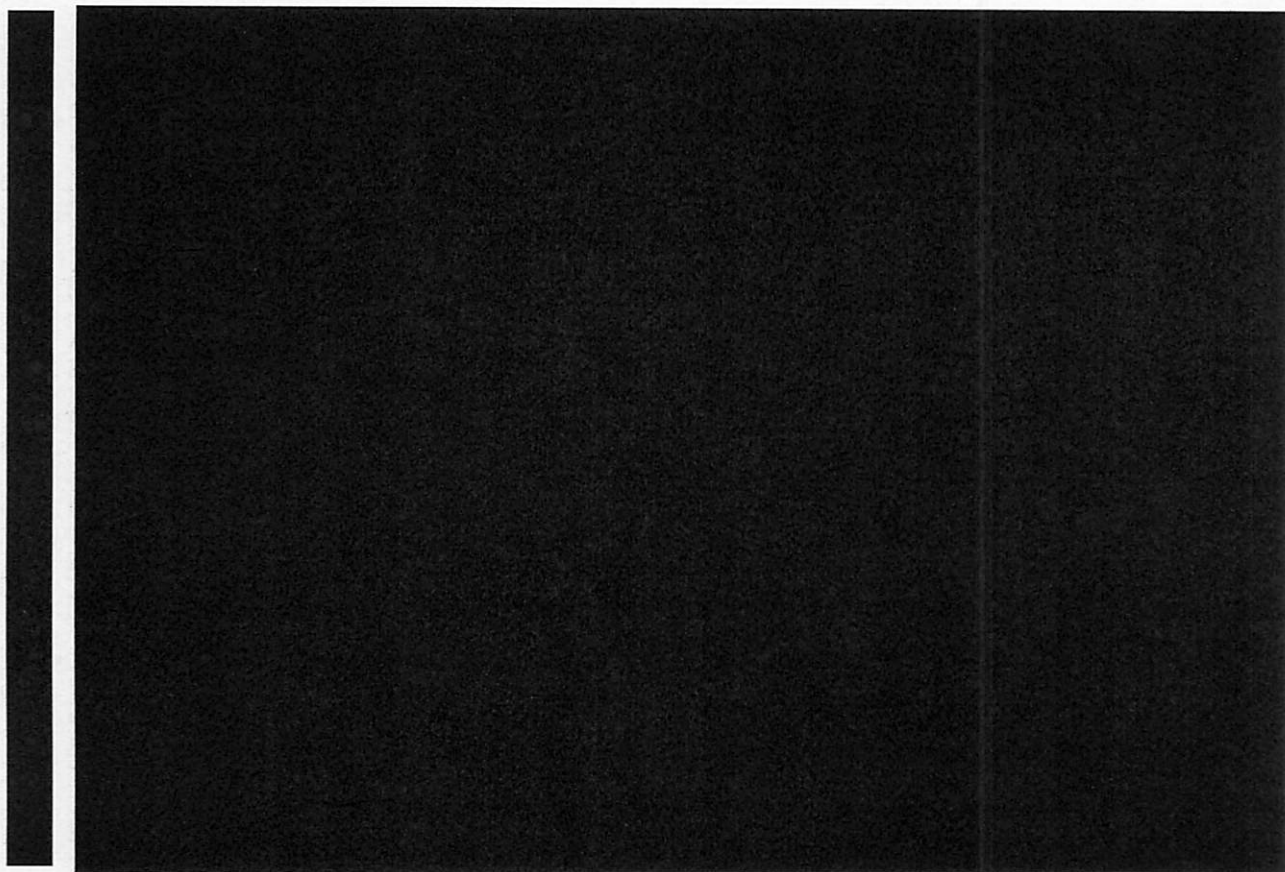
⑧ 裁判所の表示

<参考文献>

○訟務事務入門（第6版）63～68ページ

○訟務事務入門（書式編）（第3版）13～23ページ

○訟務時報284号173ページ以下



第3 裁判上の和解

問97 裁判上の和解にはどのようなものがあるのか。

答 裁判上の和解には訴え提起前の和解（即決和解・民訴法275条）及び訴訟上の和解（狭義の裁判上の和解・民訴法89条）がある。

解説 裁判上の和解には訴え提起前の和解（即決和解・民訴法275条）及び訴訟上の和解（狭義の裁判上の和解・民訴法89条）がある。訴訟上の和解は、口頭弁論等の期日において、当事者間で当該債権の内容について合意がなされ、和解調書に記載されることによって確定判決と同一の効力、すなわち既判力及び執行力を有する（民訴法267条）。

これに対し、訴え提起前の和解（即決和解）は、訴訟係属を前提としない点で訴訟上の和解とは区別されるが、期日において裁判官の面前で行われ、かつ成立した合意が調書に記載されることによって（民訴規則169条）、訴訟上の和解と同一の効力、すなわちその内容について、既判力、執行力を有することとなる。

<参考文献>

- 福田淳一編・債権管理法講義134, 218～219ページ
- 伊藤眞・民事訴訟法〔第3版3訂版〕428ページ

問98 国の債権につき、法務大臣が裁判上の和解又は調停において譲歩できるのはどのような場合か。

答 法令上認められた内容による場合のほか、法律上の争いがある場合においてその紛争を解決するためやむを得ず、かつ、国にとってその債権の徴収上有利と認められる範囲内と認められる場合である。

解説 国の債権の免除や不利益な内容変更は法律に基づくことを要するが

（財政法8条）、国の債権について法律上の争いが生じ、訴訟や調停が提起された場合には、法令の許容する範囲内ではその紛争を解決し得ず、紛争を国に有利に解決するためには、法令により認められた範囲を超えて譲歩をせざるを得ないような事態が生じ得る。例えば、当事者の主張その他裁判所における審理の状況からみて、終局判決にまで持ち込むことが必ずしも国にとって有利とは認められない場合において、裁判所の和解勧告の内容が相手方にも相当と認める程度の譲歩を求めるものであり、判決の見通しと和解案の内容を比較考量すればこれに応ずることが適当であるような場合である。

債管法31条は、このような場合のために設けられた規定であり（問9）、法務大臣は、国の債権について本法その他の法令により認められた内容によるほか、法律上の争いがある場合においてその紛争を解決するためやむを得ず、かつ、国にとってその債権の徴収上有利と認められる範囲内において裁判上の和解（起訴前の和解（いわゆる即決和解。民訴法275条）及び訴訟上の和解（狭義の裁判上の和解。民訴法89条）の双方を含む。）をし、又は民事調停法若しくは労働審判法による調停に応ずることができること等とされている（問9）。

なお、この譲歩については、原則として、事前に財務大臣の意見を聴く必要があることに注意を要する（債管法38条3項）。ただし、いわゆる包括協議の範囲内では、個別に意見を聴く必要はない（問10, 11）。

<参考文献>

- 福田淳一編・債権管理法講義224, 225ページ

問99 法務大臣が譲歩できる場合の要件である「法律上の争いがある場合」（債管法31条本文）とはどのような場合か。

答 「法律上の争いがある場合」とは、おおむね次のようなものをいうと解されている。

- ① 事実関係の存否につき国が債務者と異なる見解を有するが、関係資料を総合して国の主張が全面的には立証されないと認められるとき

- ② 法令の解釈に争いがあり、判例通説が必ずしも国の主張を支持するとは認められないとき

解説 法務大臣が裁判上の和解又は調停において譲歩できる要件は、債管法31条本文に規定されているところ（問98）、

<参考文献>

- 新版債権管理事務提要（第二部）（改訂版）4ページ
○訟務通達集(11)340ページ

問101 和解に代わる決定とはどのようなものか。

答 「和解に代わる決定」とは、簡易裁判所の訴訟手続に関する特則であり、金銭の支払の請求を目的とする訴えについて、裁判所が、被告が口頭弁論において原告の主張する事実を争わず、その他何らの防御の方法をも提出しない場合において、被告の資力その他の事情を考慮して相当であると認めるときに、原告の意見を聞いて、分割払等の定めをして、当該請求に係る金銭の支払を命ずる決定をいう（民訴法275条の2）。

解説 簡易裁判所の実務においては、従来、金銭の支払を目的とする事件について、和解を勧誘したが被告が遠隔地にいるなどして出頭できない場合、その者の意向を受け、当該事件を調停手続に付した上、分割払等を内容とする「調停に代わる決定」（民事調停法17条）を行うことにより、当該事件を解決する方法がとられていた。

この点を立法により明確化したほうが望ましいとして、民事訴訟法等の一部を改正する法律（平成15年法律第108号）により、簡易裁判所の訴訟手続に関する特則として、民訴法275条の2による「和解に代わる決定」が新設され、裁判所の決定により、和解的解決を図ることができることとなった。

裁判所の決定の内容に不服がある当事者は、決定の告知を受けた日から2週間の不変期間内に異議を申し立てることができ（民訴法275条の2第3項）、この期間内に異議の申立てがあったときは決定は効力を失うが（同4項）、異議の申立てがないときは、決定は裁判上の和解と同一の効力を有することになる（同5項）。

<参考文献>

- 梶村太市・深沢利一・（新版）和解・調停の実務470、471ページ
- 訟務時報337号153ページ

問103 裁判外で和解を締結することは可能か。

答 歳入徴収官等が法令の範囲内で行うことは可能と考えられる。

解説 和解が成立するには当事者の互譲が必要であるが（民法695条）、歳入徴収官等は、債管法及び他の法律によって定められた基準に従って債権管

理を行わなければならないため、和解契約を結ぶことが認められるとしても、その範囲に限られることとなる。

例えば、裁判外で履行延期の特約等をするときは、公正証書によることになる（問51）、これは和解契約の実質を持つことがあろう。

なお、訟務部局の職員が訴訟外で和解を締結することは不可能である。

<参考文献>

○福田淳一編・債権管理法講義216、217ページ

第4 即決和解・再和解

問104 訴え提起前の和解（即決和解）とは何か。

答 民訴法275条に規定されている簡易裁判所で行われる訴え提起前の和解を「訴え提起前の和解」又は「即決和解」という。

解説 訴え提起前の和解（即決和解）とは、裁判上の和解（問97）の1つであり、通常、民事上の争いについて、当事者双方が、訴訟外での協議を進めていったところ、ほぼ同意しうる形で協議が整った場合等、その協議の内容をもってその後の取立て等を円滑にし、将来あり得る当事者間の紛争を未然に防ぐために、既判力及び執行力がある債務名義（和解調書）（問110、111）を取得する手段として行われるものである（民訴法275条）。

訴え提起前の和解（即決和解）は、当事者が訴え提起前に請求の趣旨及び原因並びに争いの実情を示して、相手方の普通裁判籍所在地の簡易裁判所へ和解の申立てをすることにより始まり（民訴法275条）、裁判所からされる当事者双方への呼出状に基づき、双方が当該期日に出頭し、裁判所から示された和解の内容について確認を受けた上で、仮に必要があれば修正を加えるなどして和解条項を確定し、その内容が和解調書に記載される（民訴規則169条）ことによって成立する。そして成立した訴え提起前の和解（即決和解）

については、訴訟上の和解と同一の効力、すなわち、既判力及び執行力が付与される（民訴法267条）。

債権管理訴訟との関係では、歳入徴収官等が、履行延期の特約等に代わる和解（問51）の手續を求めることができることとされているため（債管法28条）、訴え提起前の和解（即決和解）が利用されることが多い。履行延期の特約等に代わる和解は、「法律上の争いがある場合」（債管法31条）（問99）に行われるものではないから、法務大臣は法令上認められた内容による和解をすべきであり（問98）、履行期限を延長する期間、延納担保の種類、延納利息の率その他の条件は、履行延期の特約等について債管法その他の法令が定める内容を超えるものではあってはならない。また、いわゆる包括協議の範囲外では個別に財務大臣への求意見が必要である（問10、11）。

なお、訟務部門における訴え提起前の和解（即決和解）の基本的な事務処理手續については、訟務事務入門238ページ以下を参照されたい。

<参考文献>

○福田淳一編・債権管理法講義134、218～219、224、225ページ

○伊藤眞・民事訴訟法〔第3版3訂版〕428ページ

問106 訴え提起前の和解（即決和解）により履行期限を延期する場合、どこまで譲歩することができるか。

答 債管法に定められた履行延期の特約等の内容が譲歩の限度となり、これを超えた和解をすることはできない。

解説 法務大臣が裁判上の和解において譲歩できる要件は、債管法31条本文に規定されているところ（問98）、履行延期の特約等に代わる和解は、そこにいう「法律上の争いがある場合」（問99）に行われるものではないから、

法令上認められた内容によるべきであり、債管法その他の法令に定められた履行延期の特約等の内容が譲歩の限界となり、これを超えるものであってはならない。

したがって、まず、履行延期の特約等を行うことができる場合（問50）である必要があり、履行期限を延長する期間（債管法25条）、延納担保の種類（債管法26条1項、債管法施行令27条、同28条）、延納利息の率（債管法26条1項、債管法施行令29条、同30条）その他の条件も、債管法の定めるところによることになる。また、いわゆる包括協議の範囲外では個別に財務大臣への求意見が必要である（問10、11）。

なお、これによると、私人間の争訟において一般に行われている分割払の和解に比べ、極めて限定的な譲歩しか行えないため、実務上、国の和解条項については裁判所から釈明を受けることも多い。しかし、それは、以上のとおり、国の会計法令上やむを得ないことであるので、その旨を誠実に説明して理解を求めるべきである。

具体的な和解条項と譲歩の限度との関係については、問127を参照されたい。

<参考文献>

○福田淳一編・債権管理法講義218、219、224、225ページ

問107 裁判所での訴え提起前の和解（即決和解）の期日には、指定代理人となった歳入徴収官等又はその所属庁の職員は出頭する必要があるか。

答 出頭する必要がある。

問108 和解期日において訴え提起前の和解（即決和解）が不調に終わった場合はどうなるのか。

答 当事者双方の申立てがあれば、当初の申立てをもって直ちに訴訟に移行する。

解説 訴え提起前の和解（即決和解）において、和解不成立により事件が終了した場合、和解の対象としている請求権につき、出頭した当事者双方が訴訟への移行の申立てをしたときは、訴えを提起したものとみなされ、直ちに訴訟手続に移行する（訴えの擬制：民訴法275条2項）。

当事者双方の申立てが要件であるから、例えば、当事者の一方若しくは双方が和解期日に出頭しないために和解不成立とみなされた場合（民訴法275条3項）において、訴訟を提起する必要があるときは、別途その手続を要することになる。この場合、1か月以内に改めて訴えを提起しなければ、和解申立てによる時効中断の効果が消滅することに注意が必要である（民法151条）。ただし、裁判所は、当事者の一方又は双方が和解期日に出頭しない場合でも、和解成立の見込みがあると判断するときは、期日を延期して次回期日を指定することができる。

<参考文献>

○司法協会・民事実務講義案Ⅲ153, 154ページ

第5 執行・保全

問109 民事執行手続にはどのような手続があるのか。

答 民事執行には、①強制執行、②担保権実行としての競売、③民法・商法その他の法律の規定による換価のための競売、④債務者の財産の開示の4種の手続がある（民執法1条）。

解説

1 強制執行について

強制執行とは、私法上の請求権を強制的に実現するために存在する制度であり、強制執行は、実現されるべき権利が金銭債権か、それ以外の債権かによって大きく2種類に分かれる。

金銭債権については、債務者の一般財産に対する直接強制の方法によって満足を得ることができるから、その財産を差し押さえ、換価し、配当又は弁済金交付によって債権の満足を得るという3段階の手続を行うことになるが、債権者がその対象として何を選択するかによって、不動産執行（民執法43条以下）、船舶等の準不動産執行（民執法112条、民執規則74条以下）、動産執行（民執法122条以下）、債権その他の財産執行（民執法143条以下）に分けられる。

非金銭債権については、債権の内容が様々であるから、その性質の違いによって強制的に実現する手段も異なってくるところ、債権の現実的履行の強制には直接強制、間接強制及び代替執行の3種の方法があるから、その中から債権の性質に適した執行方法を選択することになる。

2 担保権の実行

担保権の実行は、担保権の設定された財産の性質に応じ、ほぼ上記の金銭債権の執行と同様の方法により行われることになる（不動産につき民執法180条以下、準不動産執行につき民執法189条、動産につき民執法190条以下、債権その他の財産につき民執法193条）。

3 形式的競売

民執法195条は、担保権実行としての競売の例による手続として、留置権による競売と民法・商法その他の法律による換価のための競売を挙げている。

なお、形式的競売は、権利の実現を目的とするものではないけれども、各種の法律の規定により目的物の換価につき強制的な処分を要することから、法律上担保権実行の例によるものとされているのであり、手続的な共通性から便宜上同様に扱われているにすぎない。

4 財産開示

民執法196条以下において、債務者の財産開示の手続（問117、118）が定められている。

<参考文献>

○齋藤隆ほか・民事執行17～21ページ

問110 債務名義とは何か。

答 債務名義とは法律により執行力が付与された公正の文書のことであり、民事執行法に基づく強制執行手続を行うために必要となるものである（民執法22条）。

解説 強制執行は、私法上の請求権の強制的実現を目的とするから、当然これによって実現すべき請求権の存在が前提となっているが、執行機関が自らこれを調査判断しなければならないとすると、執行の迅速確実を期することができないし、また執行機関の中には、このような調査判断を任せるには不適当なものもあるので、請求権の存在を表示した一定の証書を債務名義として、これに執行の基本となる効力（執行力）を認め、有効な債務名義がある限り、執行機関はこれを信頼してそこに表示された請求権が存在するかどうかを顧慮せずに執行できるものとしている。「債務名義」とは、この強制執行によって実現されるべき私法上の給付請求権の存在、範囲、当事者を表

示し、これに執行力を付与した公正の文書のことをいい（民執法22条）、強制執行を実施するには、執行力のある債務名義の正本（原則として執行文の付与された債務名義の正本であるが、執行文を要しない債務名義の正本も含む（問111）。）が存在することが必要である（民執法25条）。

適正な強制執行の実現のため、債務名義には、以下の表示が必要である。

- ① 強制執行によって実現されるべき私法上の給付請求権の存在と範囲
- ② 執行当事者（民執法23条）
- ③ 強制執行の対象となる財産の範囲

なお、執行文は、債権者の申立てにより、執行証書についてはその原本を保存する公証人が、その他の債務名義については記録を保存する裁判所の裁判所書記官が付与する（民執法26条1項）。

<参考文献>

○中野貞一郎・民事執行・保全法概説49～52、66、67ページ

問111 債務名義には具体的にどのようなものがあるか。

答 債務名義は、民執法22条各号に限定列挙されているが、その他の法律でも債務名義と同一の効力を有するものが定められている。

解説

1 民執法22条各号に限定列挙された債務名義は以下のとおりである。

- ① 確定判決（1号）
その内容が強制的に実現することが可能な特定の給付請求権を表示した終局判決に限られる。
- ② 仮執行の宣言を付した判決（2号）
給付判決に仮執行宣言が付された場合については、当該判決が確定前であっても、債務名義となる（民訴法259条）。
- ③ 抗告によらなければ不服を申し立てることができない裁判（確定しなければその効力を生じない裁判にあつては、確定したものに限る。）

(3号)

決定又は命令で、その性質上抗告ができるものであり、かつ強制的実現になじむ給付請求権を表示しているものについては、確定判決と同様に債務名義となる。

④ 仮執行の宣言を付した損害賠償命令(3号の2)

⑤ 仮執行の宣言を付した支払督促(4号)

債務者が支払督促の送達から2週間以内に督促異議を申し立てない場合には、債権者の申立てに基づいて仮執行宣言が付され、本号の債務名義となる(民訴法391条)。さらに、債務者が仮執行宣言付支払督促の送達後2週間以内に督促異議を申し立てない場合、又は異議を申し立てたがその異議を却下する決定が確定した場合は、仮執行宣言付支払督促は、確定判決と同一の効力を有することになる(民訴法396条)。

⑥ 訴訟費用若しくは和解の費用の負担の額を定める裁判所書記官の処分又は第42条第4項に規定する執行費用及び返還すべき金銭の額を定める裁判所書記官の処分(後者の処分にあつては、確定したものに限る。)(4号の2)

訴訟費用又は和解の費用の負担の額を定める裁判所書記官の処分(民訴法71条)、執行費用(金銭執行手続において同時に取り立てられたもの以外のもの)及び強制執行の債権者の返還すべき額を定める裁判所書記官の処分(民執法42条)をいう。

⑦ 金銭の一定額の支払又はその他の代替物若しくは有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求について公証人が作成した公正証書で、債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されているもの(以下「執行証書」という。)(5号)

公証人がその権限に基づいて、法令の定める方式に従って自ら作成した、法律行為等私権に係る事実に関する文書を公正証書といい、このうち、①金銭の一定額の支払又はその他の代替物もしくは有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求に関する事実について作成され

たもので、②債務者が直ちに強制執行に服する旨の意思表示(執行受諾文言)が記載されているものを執行証書といい、債務名義となる。

⑧ 確定した執行判決のある外国裁判所の判決(6号)

外国裁判所の判決は、日本の裁判所の執行判決(民執法24条)と合体して一つの債務名義となる。

⑨ 確定した執行決定のある仲裁判断(6号の2)

訴訟に代わる紛争解決手段である仲裁手続でされた仲裁判断についても、仲裁地が日本国内にあるか否かを問わず、確定判決と同一の効力を有するものとされているが(仲裁法45条)、強制執行を行うためには執行決定(同法46条)が必要である。

⑩ 確定判決と同一の効力を有するもの(第3号に掲げる裁判を除く。)(7号)

裁判上の和解調書・請求認諾調書(民訴法267条)、調停調書(民事調停法16条、家事審判法21条)、家事審判調書(家事審判法15条)、民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解の内容を記載した公判調書、民事再生・会社更生手続において否認の請求を認容する決定(民事再生法137条4項、会社更生法97条4項)などは、いずれも債務名義となる。

なお、仮執行の宣言を付した支払督促と仮差押え・仮処分命令は、特に執行の迅速さが要求されるので、また少額訴訟における確定判決及び仮執行宣言付判決は手続的負担を軽減する必要があるため、それぞれ承継執行文を必要とする場合のほかは執行文の付与を要しない(民執法25条ただし書)。

2 民執法22条以外に規定され、執行力のある債務名義と同一の効力があるとされているものとして以下のものなどがある。

① 民訴法189条1項及び非訟事件手続法163条の過料の裁判についての検察官の執行命令

② 民調法36条1項の過料の裁判についての裁判官の執行命令

③ 家事審判法29条1項の過料の裁判についての家事審判官の執行命令

- ④ 法廷等の秩序維持に関する法律7条1項の過料の裁判についての裁判官の執行命令
 - ⑤ 少年法31条1項の費用の徴収の裁判についての検察官の執行命令
 - ⑥ 罰金、科料等の財産刑等の裁判についての検察官の執行命令（刑訴法490条1項）
 - ⑦ 追徴保全命令に基づく仮差押えの執行についての検察官の執行命令（いわゆる組織的犯罪処罰法44条、いわゆる麻薬特例法20条3項）
- なお、いずれの執行命令についてもそれ自体が「執行力のある債務名義」と同一の効力があることから、執行文の付与は要しない。

＜参考文献＞

- 訟務事務研究会編・新版訟務事務の手引210～212ページ
- 中野貞一郎・民事執行・保全法概説52～60、66～68ページ

問112 強制執行において配当金を受領した指定代理人は、配当金をどのように処理すべきか。

答 配当金のうち、法務省で支出した執行費用相当額については法務省の歳入として処理し、請求債権については、行政庁の歳入徴収官等から納入告知書の発行を受けて納付することになる。

解説 金銭の支払を目的とする不動産の強制執行のように、執行費用について債務名義（問110、111）を経ることなく売却代金から優先的に配当を受けることができる場合（民執法42条2項、民法491条）には、配当金の中に、請求債権に対する配当のほか、訟務費から支出した執行費用に対する配当が含まれている（問113）。

配当金を受領した指定代理人は、訟務費から支出した執行費用については、年度の区分を問わずすべて歳入として歳入徴収官において徴収し、その余の金員については、行政庁の歳入徴収官等から指定代理人を名あて人とする納入告知書の発行を受けて納入することになる（昭和58年12月26日法務省訟総

第650号法務局長・地方法務局長あて訟務局長通達「民事予納金の残額及び配当金の取扱いについて」・訟務通達集(11)546ページ）。

なお、過納手数料については、費消したものではなく、国庫金振替により還付を受けることとされており、指定代理人において受領することができない（昭和58年12月26日法務省訟総第651号法務局長・地方法務局長あて訟務局長総務課長依命通知「過納手数料の還付金等の取扱いについて」・訟務通達集(11)547ページ）ので注意が必要である。

＜参考文献＞

- 訟務通達集(11)546～549ページ

問113 強制執行に係る費用はどのように回収することになるのか。

答 執行費用には、①執行手続の枠内で優先的に配当を受けることができるものと、②執行手続の枠内で回収することができないものがある。後者については、原則として、執行後、債務名義となる執行費用額確定処分を得て回収するが、建物収去の代替執行費用など作為債務の代替執行費用については、授權決定において債務名義となる費用前払決定を受けることができる。

執行費用には、法務省において支出すべき費用と、行政庁において支出すべき費用があるが、後者について執行費用額確定処分を得たときは、指定代理人は、債管法12条により、遅滞なく、当該債権が発生したことを当該行政庁の歳入徴収官等に通知しなければならない。

解説 強制執行における執行費用（強制執行の申立費用、債務名義（問110、111）の送達費用、執行文付与に関する費用、差押えの登記等に要する費用及び換価に要する費用等）は、原則として債務者の負担であるが（民執法42条1項）、債務者が任意に納付することは期待できないため、債権者は、民事執行の申立てに当たって、民事執行手続に必要な費用を予納しなければならないとされている（民執法14条1項、執行官法15条1項）。

執行費用には、①金銭の支払を目的とする不動産の強制執行のように執行

費用について債務名義を経ることなく売却代金から優先的に配当を受けることができる費用（民執法42条2項、民法491条）と、②建物収去の代替執行費用のように執行手続の枠内で回収することができない費用とがある。

前者は配当金に含まれているので、指定代理人において受領した上、徴収手続を執ることになる（問112）。

後者を回収するには、原則として、強制執行完了後に、執行費用額確定処分の申立てを行い（民執法42条4項）、債務名義を取得した上で、予納した費用等を債務者から取り立てることになる。ただし、作為債務の代替執行（債権者が、債務名義に基づき、債務者の費用で本人に代わって当該作為を行うことによる執行方法であり、民法414条2項前段及び民執法171条1項に規定されている。その典型例は建物収去土地明渡しを命じる確定判決に基づく建物収去の執行である。）については、授權決定（民執法171条1項）の際、費用前払決定（民執法171条4項）を受けることができ、これが債務名義となるため、これによって回収するのが通例である。その典型例は建物収去土地明渡しを命じる確定判決に基づく建物収去の執行であり、これについては、問156を参照されたい。

なお、執行費用の中には、法務省において支出すべき費用と、上記建物収去の代替執行費用のように、行政庁が支出すべきものがある。行政庁が支出すべき費用について執行後に債務名義となる執行費用額確定処分を受けた場合は、指定代理人は、債管法12条により、遅滞なく、当該債権が発生したことを当該行政庁の歳入徴収官等に通知しなければならない。

<参考文献>

○訟務時報402号101、102ページ

問115 民事保全手続にはどのようなものがあるか。

答 仮差押えの手続と仮処分の手続があり、仮処分の手続には、更に係争物に関する仮処分と仮の地位を定める仮処分がある。

解説

1 仮差押え

(1) 「仮差押え」とは、債権者の金銭債権による将来の強制執行などを実効あらしめるため、債務者が財産を処分することを禁止して、債務者の財産（責任財産）を確保しておくものである。

(2) 一般に、強制執行を行うには債務名義（確定判決など。問110, 111）が必要であるが（民執法22条）、債権者が原告となって債務者を被告として訴えて裁判している間に債務者が財産を処分してしまうと、強制執行が不可能になってしまうため、自己の債権額に見合う債務者の財産の処分を暫定的に禁止して、将来の強制執行の際の弁済資力を確保しておくものである。

2 仮処分

「仮処分」には、①係争物に関する仮処分と②仮の地位を定める仮処分とがある。

(1) 「係争物に関する仮処分」とは、係争中の特定物（非金銭債権）に対する債権者の引渡請求権・登記請求権の実現を確保するため、債務者に

属する当該特定物の処分を制限しておくもの（民保法23条1項）であり、建物の占有移転禁止の仮処分や土地・建物の処分禁止の仮処分などが代表的なものである（金銭債権の保全は仮差押えによらなければならない。）。。

(2) 「仮の地位を定める仮処分」とは、争いのある権利関係について現に債権者に生じる著しい損害や急迫の危険を回避するため、暫定的に必要な措置を命じるもの（民保法23条2項）であり、例えば、交通事故の被害者がケガで仕事もできず生活に困窮しているような場合、加害者である債務者に対し、訴訟提起に先立ち、損害賠償金の一部を仮に支払うよう求めたりするものである。

仮差押えが金銭債権の引当てとなる債務者の一般財産を保全しておくものであり、また、係争物に関する仮処分（占有移転禁止の仮処分と処分禁止の仮処分）が争いの対象となっている特定物の現状を保全しておくもので、いずれも内容が比較的明確であるのに対して、仮の地位を定める仮処分は、「争いのある権利関係」について、債権者の実情に応じて発令されるため、内容は非定型的なものになりやすい。

<参考文献>

○須藤典明ほか・民事保全[改訂版]8～13ページ

○福田淳一編・債権管理法講義166～168ページ

問116 仮差押え又は仮処分の申立てにおいては、どのような主張立証を行うことになるのか。

答 申立ての趣旨並びに保全すべき権利又は権利関係及び保全の必要性を明らかにして、保全すべき権利又は権利関係及び保全の必要性を疎明しなければならない。

解説

1 保全命令の申立ては、その趣旨並びに保全すべき権利又は権利関係及び

保全の必要性を明らかにして行わなければならないとされ（民保法13条1項）、この保全すべき権利又は権利関係及び保全の必要性は、疎明しなければならないとされている（同2項）。

この規定を受けて、民保規則13条は、民事保全命令の申立書の必要的記載事項を定めており、民事保全命令申立書には、申立ての趣旨及び理由を記載しなければならないが、申立ての理由については、民保法13条1項の要請から、保全すべき権利又は権利関係及び保全の必要性を具体的に記載し、かつ、立証を要する事由ごとに証拠を記載しなければならないとしている。

- 2 上記のとおり、民事保全手続では、保全すべき権利や権利関係、保全の必要性については、証明する必要はなく、疎明すればよいとされている（民保法13条2項）。疎明とは、「裁判官が事実の存在が一応確からしいとの認識をもった状態、あるいは、それを得させるために証拠を提出する当事者の努力をいう。確信の状態より心証の程度が低い。」とされている。そして、民訴法上、疎明は、即時に取り調べるのできる証拠によらなければならない（民訴法188条）。

すなわち、書証については、文書を証拠として提出するに当たっては、文書提出命令の申立てや文書送付嘱託によることはできない。証人尋問及び当事者尋問についても、在廷しない人証の採用決定や呼出しは許されない。検証、鑑定も、口頭弁論を開いた場合にその期日に裁判所に提出できる検証物、法廷に出廷している鑑定人に限られ、裁判所外での検証や鑑定書の作成に長時間を要する鑑定を命ずることはできない。

- 3 なお、保全手続の申立書については、訟務事務入門（書式編）（第3版）279ページ以下を参照されたい。

<参考文献>

○須藤典明ほか・民事保全[改訂版]28ページ

○訟務事務入門（書式編）（第3版）279～303ページ

問117 「財産開示手続」とは何か。

答 「財産開示手続」とは、執行力のある債務名義の正本を有する債権者又は一般先取特権を有することを証明した債権者の申立てにより、執行裁判所が実施決定をして、財産開示期日において債務者にその財産を開示させるという手続をいう。

解説 金銭債権についての強制執行の申立てにおいては、原則として執行の対象となる債務者の財産を特定しなければならないため、債権者が債務者の財産に関して十分な情報を有しない場合には、勝訴判決等を得てもその強制的実現を図ることができないという問題があった。

すなわち、これまでは、債務者が有する財産を把握するための調査は、債権者が自力でしなければならなかったのであるが、債権者自身の行う調査には当然強制力はなく、債務者が積極的に債務者自身の財産を任意開示することも通常はあり得ないことから、債権者が執行力のある債務名義（問110、111）を取得したとしても、強制執行の目的に適する債務者の財産が見つけられないため、債権の回収が十分にできないということがあった。また、このような状況を悪用して、債務者が不法に民事執行を免れようとする事すらあった。

そこで、平成15年の民事執行法の改正により、権利実現の実効性を確保するという見地から、債務者の財産に関する情報を取得するための方策として、新たに財産開示手続が創設された（民執法196条以下）。

具体的な財産開示手続は、執行力のある債務名義の正本を有する債権者又は一般先取特権を有することを証明した債権者の申立てにより、執行裁判所が実施決定をして、財産開示期日において債務者がその財産を裁判所の指揮に従って任意に開示するというものである。これは、他の民事執行のように債権の直接的・現実的な満足を目的とするものではないが、民事執行の1つとされている（民執法1条参照）。

飽くまでも任意の開示を裁判所が求めるという点で、債務者に対する強制

力がないとする批判はあるが、開示義務者（債務者、債務者に法定代理人がある場合には当該法定代理人、債務者が法人である場合はその代表者）は、正当な理由なく、期日に出頭しない場合や虚偽の陳述をした場合等には、30万円以下の過料に処せられる（民執法206条1項）というように、任意の開示を担保するための措置が講じられている。

なお、申立人等についても、財産開示手続において得られた債務者の財産等に関する情報を債権行使の目的以外に利用・提供した場合には、30万円以下の過料に処せられる（民執法206条2項）。

＜参考文献＞

- 古島雅彦・園部厚・書式債権・その他財産権・動産等執行の実務（全訂九版）826～831ページ
- 東京地方裁判所民事執行センター実務研究会・民事執行の実務（債権執行編）下（第2版）260～277ページ

問118 財産開示手続の申立てをするには、どのような要件が必要か。

答 民執法197条の定める要件を充足する必要がある。

解説 財産開示手続を行うためには、民執法197条に定められた以下の要件を充足する必要がある。具体的には以下のとおりである。

1 執行力のある債務名義の正本を有する債権者が申し立てる場合

- (1) 執行力のある債務名義の正本を有する金銭債権の債権者であること（民執法197条1項）

単に債権者であるだけでは足りず、執行力のある債務名義（問110、111）の正本を有する金銭債権の債権者でなければならない（民執法197条1項柱書本文）。

ただし、仮執行宣言付判決、仮執行宣言付支払督促、確定判決と同一の効力を有する支払督促及び執行証書は、それが確定していないか、又は、既判力がないことから、後にその結論が逆転する可能性が否定でき

ないため、財産開示手続の申立ての要件としての債務名義からは除外されている（民執法197条1項柱書本文かつこ書）。

- (2) 強制執行又は担保権実行における配当等の手続（財産開示手続の申立ての日から6か月以上前に終了したものを除く）において、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得ることができなかったこと、又は、知っている財産に対する強制執行を実施しても、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得られないことの疎明があったこと（民執法197条1項1号、2号）

- (3) 執行開始要件を備えていること（民執法197条1項ただし書）

債務名義に記載された確定期限が未到来のときなど、その執行力のある債務名義について執行開始要件が備わっていないときは、財産開示手続は実施できない（民執法197条1項本文ただし書）。

債務者に対して、破産手続開始決定、会社更生手続開始決定、民事再生手続開始決定、又は、特別清算手続開始決定がされていると、債務者に対する強制執行はできないことから、財産開示手続を開始することもできないと解される（書式債権・その他財産権・動産等執行の実務（全訂九版）829ページ）。

- (4) 債務者が申立ての日前3年以内にその財産を開示した者でないこと（民執法197条3項）

2 一般先取特権者が申し立てる場合

- (1) 一般の先取特権を有することを証する文書を提出したこと（民執法197条2項柱書）
- (2) 強制執行又は担保権実行における配当等の手続（財産開示手続の申立ての日から6か月以上前に終了したものを除く）において、申立人が当該先取特権の被担保債権の完全な弁済を得ることができなかったこと、又は、知っている財産に対する担保権実行を実施しても、申立人が当該被担保債権の完全な弁済を得られないことの疎明があったこと（民執法197条2項1号、2号）
- (3) 債務者が申立ての日前3年以内にその財産を開示した者でないこと

(民執法197条3項)

<参考文献>

- 古島雅彦・園部厚・書式債権・その他財産権・動産等執行の実務（全訂九版）826～831ページ
- 東京地方裁判所民事執行センター実務研究会・民事執行の実務（債権執行編）下（第2版）260～277ページ・

第6 配当要求等

問119 破産手続、民事再生手続、会社更生手続に権限法は適用されるか。

答 いずれも権限法の適用がある。

解説

1 破産手続

破産法に基づく手続は、債務者が支払不能又は債務超過となった場合に、裁判所の関与の下に、債務者の総財産を換価し、総債務者のために配当するものである。破産手続開始決定（破産法30条1項）がされると、破産者が破産手続開始の時に有する一切の財産が破産者の手を離れて破産管財人の管理の下におかれる破産財団となり（破産法34、78条）、債権者に対する弁済はすべてこの財団から、破産管財人によって支払われることになる。破産者に対し破産手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権であって財団債権に該当しない破産債権は（破産法2条5号）、債権を届け出（破産法111条）、破産法に定める配当手続によってのみ支払を受けることとなる。

国が金銭債権を有する債務者について、債務者自身又は他の債権者の申立てに基づいて破産手続開始決定がされた場合、債権者たる国は、破産債権者として、破産債権の届出（破産法111条）、債権調査期日への出頭と異

議の申述（同法121条）、破産債権の査定の申立て（同法125条）、債権者集会期日への出頭と議決権の行使（同法135条以下）等の手続を執ることとなる。

2 民事再生手続

民事再生法は、経済的に窮境にある債務者が事業又は経済生活の再生を図ることを目指して、裁判所の関与の下に、当該債務者と債権者との間の民事上の権利関係を調整するための法律である。

国が金銭債権を有する債務者について、債務者自身又は他の債権者の申立てに基づいて民事再生手続開始決定がされた場合、債権者たる国は、再生債権の届出（民事再生法94条）、再生債権調査手続における書面による異議（同法102条、103条）又は査定の申立て（同法105条）、再生計画案の提出（同法163条）、債権者集会の決議又は書面による決議に付された又は付されるべき再生計画案に対する議決権の行使（同法171条、172条等）、再生計画の変更又は取消しの申立て若しくは再生手続廃止決定の申立て（同法187条、189条、192条）、簡易再生又は同意再生の決定に対する書面による更生計画案の同意又は再生債権の調査及び確定手続を経ないことについての同意（同法211条、217条）、小規模個人再生における届出再生債権の額等に対する書面による異議（同法226条）又は再生債権の評価の申立て（同法228条）若しくは再生計画案の書面による議決権の行使（同法230条）、給与所得者等再生における再生計画案の認可に対する書面による意見の提出（同法240条）等の手続を執ることになる。

3 会社更生手続

会社更生法は、窮境にある株式会社について、裁判所の関与の下に、更生計画の策定及びその遂行に関する手続を定めること等により、債権者、株主その他の利害関係人の利害を調整し、もって当該株式会社の事業の維持更生を図るものである。

国が金銭債権を有する債務者について、債務者自身又は他の債権者の申立てに基づいて会社更生手続開始決定がされた場合、債権者たる国は、更生債権又は更生担保権の届出（会社更生法138条）、更生債権等の調査期間

における書面による異議（同法147条）、関係人集会への出頭と更生計画案についての議決権行使（同法115条、189条～198条）等の手続を執ることになる。

4 上記各手続と権限法適用の有無について

上記各手続については、いずれも非訟事件性が強いが（旧破産法の破産宣告について、最決（大）昭45.6.24民集24巻6号610ページ、改正前の会社更生法の更生計画認可の裁判について最決（大）昭45.12.16民集24巻13号2099ページ）、破産手続が裁判所の主宰の下に進められ、紛争性もあることから、権限法9条及び同法1条の適用があり、法務大臣が国を代表すると解されている。

そのため、国が債権者として配当要求その他債権の申出をするときには債管法17条4号（破産手続）又は8号（民事再生手続及び会社更生手続）により、手続の申立てをするときには同法15条3号により、歳入徴収官等は、法務大臣に対し訴訟手続により履行を請求することを求めることとなる。

<参考文献>

- 福田淳一編・債権管理法講義153ページ
- 逐条解説 法務大臣権限法【第2版】40～43ページ

<参考判決>

- 最高裁昭和45年6月24日大法廷決定・民集24巻6号610ページ
- 最高裁昭和45年12月16日大法廷決定・民集24巻13号2099ページ

問120 法務大臣が更生計画案等に対して同意できるのはどのような場合か。

答 ①条件又は計画案等が法律の規定に違反しないものであり、かつ、②その内容が債務者が遂行することができる範囲内において国の不利益を最小限度にするように定められていると認められる場合である。

解説 民事再生法による民事再生手続において再生計画案等が債権者集会

の決議に付されたとき等、又は会社更生法若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律による会社更生手続において更生計画案等が関係人集会の決議に付されたときは、その条件又は計画案等がこれらの法律の規定に違反しないものであり、かつ、その内容が債務者が遂行することができる範囲内において国の不利益を最小限度にするように定められていると認められる場合に限り、法務大臣はこれに対して同意することができることとされている（債管法30条）。

これは、このような手続においても国の債権の不利益な変更をもたらす同意ができないこととすれば、国の債権の比重が高い場合には再生計画や更生計画が遂行できず、国の債権の比重が低い場合には国の不同意にかかわらず再生計画や更生計画が可決されてしまうおそれがあることから、それよりも、債権者集会又は関係人集会において積極的に債権の猶予や減免に関する交渉に参加し、債務者の実行可能な限度において国の受ける不利益を最小限度にとどめるよう、再生計画案、更生計画案の修正に努めることが望ましいことによるものである。

なお、この同意については、原則として、事前に財務大臣の意見を聴く必要があることに注意を要する（債管法38条3項）。ただし、いわゆる包括協議の範囲内では、個別に意見を聴く必要はない（問10、11）。

<参考文献>

- 福田淳一編・債権管理法講義222～224ページ

問121 会社更生法に基づく更生計画案等に対する同意の可否に当たり、債管法30条に定める基準に該当するかは、具体的にどのように検討するのか。

答 ①更生計画案が会社更生法若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定に違反しないものであるかについてはこれらの法に即して検討し、②更生計画案等の内容につき、債務者が遂行することができる範囲内において国の不利益を最少限度にするよう定められていると認められるかについては、債務者に厳しすぎないか、逆に緩やかすぎないか、の2方向か

ら検討することとなる。

解説

- 1 債管法30条では、法務大臣が更生計画案等に同意するためには、①更生計画案等が会社更生法若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定に違反しないものであること、②更生計画案等の内容が債務者が遂行することができる範囲内において国の不利益を最少限度にするよう定められていると認められること、の2要件が満たされることが必要とされている（問120）。
- 2 上記①の法の規定に違反しないものである場合とは、例えば、裁判所が不認可決定をしなければならない場合として掲げられている更生計画不認可事由（会社更生法199条2項等）の不存在などが挙げられる。
- 3 上記②の更生計画案等の内容が債務者が遂行することができる範囲内である場合とは、無理な更生計画案等を立てさせないための要件である。すなわち、債権者の同意を得ようとして無理な更生計画案等を立てたため、数年以内に破産に至ることを避ける趣旨である。したがって、この計画案では債務者に厳しすぎないかという観点からも更生計画案等を調査する必要がある。また、国の不利益を最少限度にするよう定められていると認められる場合とは、緩やかな更生計画案等を立てさせないための要件である。すなわち、緩やかな更生計画案等では、本来徴収できる債権について免除することになり、国損を生ずることになるので、これを避ける趣旨である（例えば、更生計画案等における弁済率が破産による配当率を下回る場合には原則としてこの要件を満たさないであろう。）。

<参考文献>

○福田淳一編・債権管理法講義222～224ページ

問122 債務者が破産手続によって免責許可を受けた場合、債権管理はどのようにするのか。

答 破産者に対する債権について、免責の効果が及ぶ場合は、債管規則30条による債権のみなし消滅の整理をすることになるが、及ばない場合は、引き続き債権管理を行うことになる。

解説 破産者は、免責許可決定確定の効果として、原則として、すべての破産債権についてその責任を免れる（破産法253条1項柱書本文）が、非免責債権については、免責の効果は及ばない（同ただし書）。

破産者に対する債権について免責の効果が及ぶ場合は、もはや権利行使の実効性がないから、債管規則30条のみなし消滅の手続を執ることになる（債管規則30条4号）（問59～61）。

<参考文献>

○福田淳一編・債権管理法講義195ページ

問123 免責許可決定の効力が及ばない「破産者が悪意で加えた不法行為に基づく損害賠償請求権」（破産法253条1項2号）に該当するのはどのような場合か。

答 具体的事情に基づき裁判所が判断することになるが、その範囲については限定的に解するものとされている。

解説

1 「悪意」の意義

破産者は、免責許可決定確定の効果として、原則として、すべての破産

債権についてその責任を免れる（破産法253条1項柱書本文）。しかし、非免責債権については免責の効果は及ばないとされ（同ただし書）、「破産者が悪意で加えた不法行為に基づく損害賠償請求権」については、非免責債権として同法253条1項2号に規定されている。

同号にいう「悪意」について、旧法下（旧破産法366条の12ただし書2号にいう「悪意ヲ以テ加エタル不法行為」）の解釈論としては、伝統的には、単なる故意ではなく、他人を害する積極的な意欲（害意）を意味すると解されてきたが、単なる故意によるものも含むとする解釈も有力であった。しかし、現行法は、新たな非免責債権の類型として、3号の「破産者が故意又は重大な過失により加えた人の生命又は身体を害する不法行為に基づく損害賠償請求権」を設けたので、2号の「悪意」については積極的害意を意味するという解釈を採るべきとされている（伊藤眞「破産法・民事再生法」544ページ）。

2 裁判例

(1) 旧法下の判例、裁判例を見ると、代金を支払うことができないことを認識しながらクレジットカードを利用したような事案については、複数の事案で、同行為は「悪意」による不法行為に該当するとされている（東京地判平8.9.30・金融・商事判例1023号38ページ、東京高判平成10.2.25金融・商事判例1043号42ページ、最判（三小）平12.1.28金融・商事判例1093号15ページ）。

一方、①妻が連帯保証人になることを承諾し、署名捺印もしたと虚偽の事実を告げて締結された契約に基づき金員を借り受けた事例（大分地判平4.8.4判タ794号263ページ）や、②破産者が継続的にダイヤモンドの販売委託契約を締結していた場合において、ダイヤモンドの引渡しを受けてすぐに差損を生じる転売を行っていたような事例（東京地判平13.5.29判タ1087号264ページ）については、「悪意」が否定されている。

(2) 現行法における裁判例としては、欺罔による金銭消費貸借契約であるとしながら、同契約に基づく債務について連帯保証契約を締結した事例（神戸地明石支判平成18.6.28判タ1229号339ページ）について、「悪

意」を否定したものがある。

<参考文献>

○伊藤眞・破産法・民事再生法544ページ

<参考判決>

○東京地裁平成8年9月30日判決・金融・商事判例1023号38ページ

○東京高裁平成10年2月25日判決・金融・商事判例1043号42ページ

○最高裁平成12年1月28日第三小法廷判決・金融・商事判例1093号15ページ

○大分地裁平成4年8月4日判決・判タ794号263ページ

○東京地裁平成13年5月29日判決・判タ1087号264ページ

○神戸地裁明石支部平成18年6月28日判決・判タ1229号339ページ

第 4 章

各種債權管理訴訟

第4章 各種債権管理訴訟

第1 自動車損害賠償保障法関係

問124 国を当事者とする自賠法に関する訴訟にはどのようなものがあるか。

答 国が加害者である場合の私人間におけると同様の自賠法3条（運行供用者責任）に基づく訴訟のほか、国に特有の訴訟として、以下のようなものがある。

- ① 合衆国軍隊の構成員又は被用者が運行供用者となる自賠法3条に基づく訴訟（民特法1条）
- ② 被害者が国に対し自賠法72条に基づく損害てん補を請求する訴訟（てん補請求訴訟）
- ③ 国が自賠法76条1項により損害賠償請求権を代位取得したことを理由とする自賠法3条に基づく訴訟（自賠代位訴訟）

なお、③については、原告として損害賠償を求める訴訟のほか、納入の告知等を受けた加害者が責任を争い、債務不存在の確認を求める被告訴訟も散見される。また、③において敗訴した場合は、④自賠法72条に基づいててん補を受けた被害者に対し、過大てん補額の返還を求める訴訟を提起することがある。

解説

1 自賠法3条に基づく訴訟

自賠法3条は、「自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によって、他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる。ただし、自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があったこと並びに自動車の構造上の欠陥又は機能の障害がなかったことを証明したときは、この限りではない。」と規定し、いわゆる運行供用者

責任を定めている。同条は、自動車事故による損害賠償責任に関し、民法709条及び715条の特則を定めたものであり（東京地判昭34.3.24下級民集10巻3号545ページ、東京高判昭35.9.22下級民集11巻9号1969ページ、田中永司・最高裁判所判例解説民事篇昭和37年度456ページ等）、自賠法に基づく損害賠償保障制度の中核をなす重要な規定である。

国の職員が職務上自動車を運行し、他人の生命又は身体を害したときは、国が運行供用者として同条に基づく責任を負うことになる。

2 民特法1条に基づく訴訟

民特法1条は、合衆国軍隊の構成員又は被用者が、その職務を行うについて日本国内において違法に他人に損害を加えたときは、国の公務員又は被用者がその職務を行うについて違法に他人に損害を加えた場合の例により、国がその損害を賠償する責に任ずる旨を定めている。そのため、合衆国軍隊の構成員又は被用者が職務上自動車を運行し、他人の生命又は身体を害したときは、国が自賠法3条に基づく責任を負うことになる。

3 自賠法72条に基づく訴訟（てん補請求訴訟）

自賠法72条1項は、政府をして自動車損害賠償保障事業を行わせることとしている。これは、自賠責保険の制度によっては、加害自動車の保有者が明らかでないため保有者に対し責任の追及をすることができないとき、あるいは、加害自動車の保有者が明らかであっても、保有者が自賠責保険に加入していないか又は加入していても事故につき被保険者とならないときのような保険の制度になじまない特殊な場合に、等しく交通事故の被害者でありながら自賠責保険によっては全く救済を受けることができない者が生じることは適当でないので、社会保障政策上の見地から特に、政府において損害賠償義務者に代わり被害者に対し損害のてん補をすることとしたものである。このように、自賠法72条1項の政府の保障事業による救済は、社会保障政策上の見地から、各種保険制度によっては救済を受けることのできない交通事故の被害者に対し最終的に最小限度の救済を与えるた

めに特に認められた制度であり、加害者に対する損害賠償請求権とは性質を異にするものである（最判（三小）昭54.12.4民集33巻7号723ページ参照）。

自賠法72条に基づく訴訟としては、交通事故の被害者やその遺族が、實際のてん補金が過少であったとしてその差額を求める内容のことが多い。

4 自賠法76条に基づく訴訟（自賠代位訴訟）

自賠法76条は、政府が同法72条1項による損害のてん補をしたときは、その支払金額の限度において、被害者が損害賠償の責任を有する者等に対して有する権利を取得すると規定しており、この権利を行使するのが自賠代位訴訟である。

国が同条項の規定により代位取得する債権は、飽くまでも同法3条等により被害者が加害者等に対して有する債権そのものである（最判（三小）平5.3.16判時1462号99ページ参照）。

なお、その他自賠法に関係する訴訟については、法務省訟務局「自動車損害賠償訴訟事務提要」（訟務資料519-495）を参照されたい。

<参考文献>

○田中永司・最高裁判所判例解説民事篇昭和37年度456ページ

<参考判決>

○東京地裁昭和34年3月24日判決・下級民集10巻3号545ページ

○東京高裁昭和35年9月22日判決・下級民集11巻9号1969ページ

○最高裁昭和54年12月4日第三小法廷判決・民集33巻7号723ページ

○最高裁平成5年3月16日第三小法廷判決・判時1462号99ページ

問125 自賠法3条に定める「自己のために自動車を運行の用に供する者」であることは、どのように判断されるのか。複数人が同条の運行供用者責任を負うことはあり得るか。

答 「運行支配」及び「運行利益」の帰属を基準として客観的外形的に判断され、複数人が運行供用者責任を負うこともあり得る。その場合、両者の関係は不真正連帯債務となる。

解説 自賠法3条は、本文において、自動車の人身事故においては運行供用者が損害賠償責任を負うとの原則を明らかにした上で、本文ただし書において、運行供用者において、①自己及び運転者に過失がなかったこと、②被害者又は第三者の故意又は過失があったこと、③当該自動車の構造上の欠陥又は機能障害がなかったこと、の3要件をいずれも立証したときに限り、例外的にその免責を認めている（ただし、最判（一小）昭45.1.22民集24巻1号40ページは、事案によっては3要件すべてを主張立証しなくても免責されることを認めた。）。

この運行供用者に該当するか否かについて、判例は、一般的には、「運行支配」及び「運行利益」の帰属を基準として判断することとしつつ（ただし、最判（三小）昭50.11.28民集29巻10号1818ページは、「運行支配」や「運行利益」という言葉を用いていない。）、それは客観的外形的に判断すれば足りるとしている。すなわち、「運行支配」と言っても、直接・具体的な支配の実在を要件とするものではなく、社会通念上、当人が車の運行に対し支配を及ぼすことのできる立場にあり、運行を支配・制御すべき責務があると評価される場合にその者の運行支配権が肯定され、「運行利益」の帰属も、必ずしも現実・具体的な利益の享受を意味せず、事実関係を客観的外形的に観察することにより、法律上又は事実上何らかの関係で彼のために運行がされていると認められる事情があれば肯定できると解されており、両者は相互補完的な関係に立つとされている（島田禮介・最高裁判所判例解説民事篇昭和49

年度37ページ参照）。

また、明確な雇用関係にある者が社用車を運転して事故を起こした場合には、特段の事情のない限り（単に無断私用運転というだけでは特段の事情に該当しない。）、事故時における自動車の保有者（雇用者）の運行支配権の存在が強力に推定されるなど、自動車保有者は原則として運行供用者に該当すると解されている（最判（二小）昭44.9.12民集23巻9号1654ページ、横山長・最高裁判例解説昭和44年度（下）1045ページ等）。

ただし、実際に自動車を運転した者以外の者（例えば自動車の保有者）が運行供用者責任を負う場合、実際に自動車を運転した者は同法による責任を全く負わないかという点、決してそうではなく、両者ともに運行供用者責任を負う場合もある。すなわち、上記のとおり、運行供用者に該当するかどうかは、「運行支配」及び「運行利益」の帰属を客観的外形的に（かつ規範的に）判断することから、それらが複数の者に競合する場合もあり、その場合は両者の関係は不真正連帯債務となると解される（最判（一小）昭45.7.16判時600号89ページ、最判（三小）昭46.12.7判時657号46ページ、最判（三小）昭48.1.30判時695号64ページ等参照）。例えば、運転代行においては、運転代行業者と運転代行依頼者の双方に運行支配、運行利益があり、第三者に対する関係では、双方ともに運行供用者としての責任を負う場合が多いと考えられる（山下郁夫・最高裁判所判例解説民事篇平成9年度1270ページ参照）。

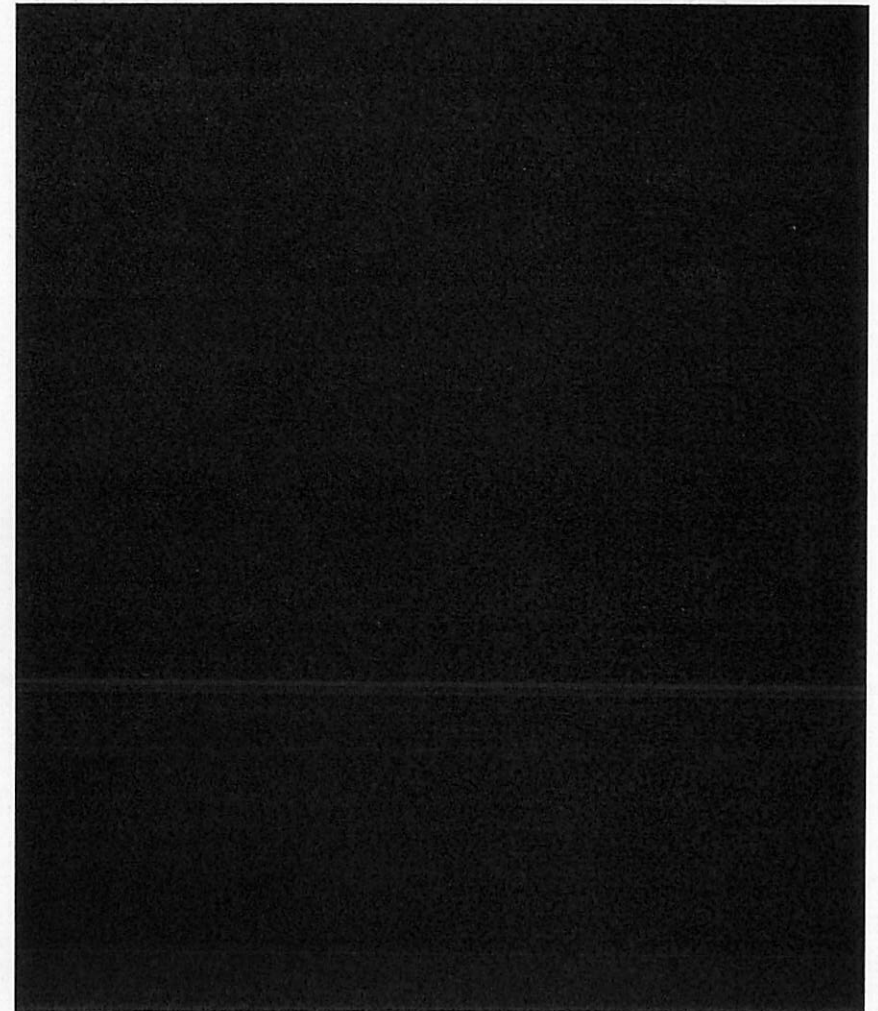
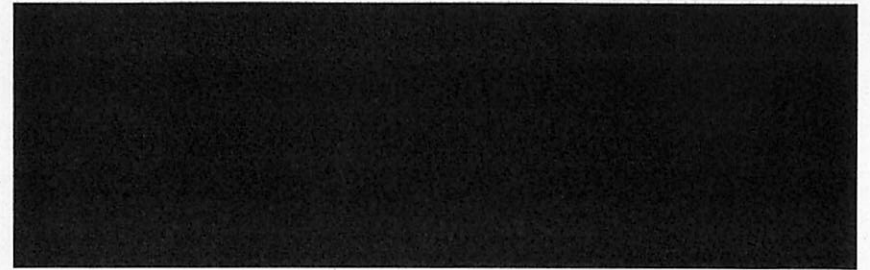
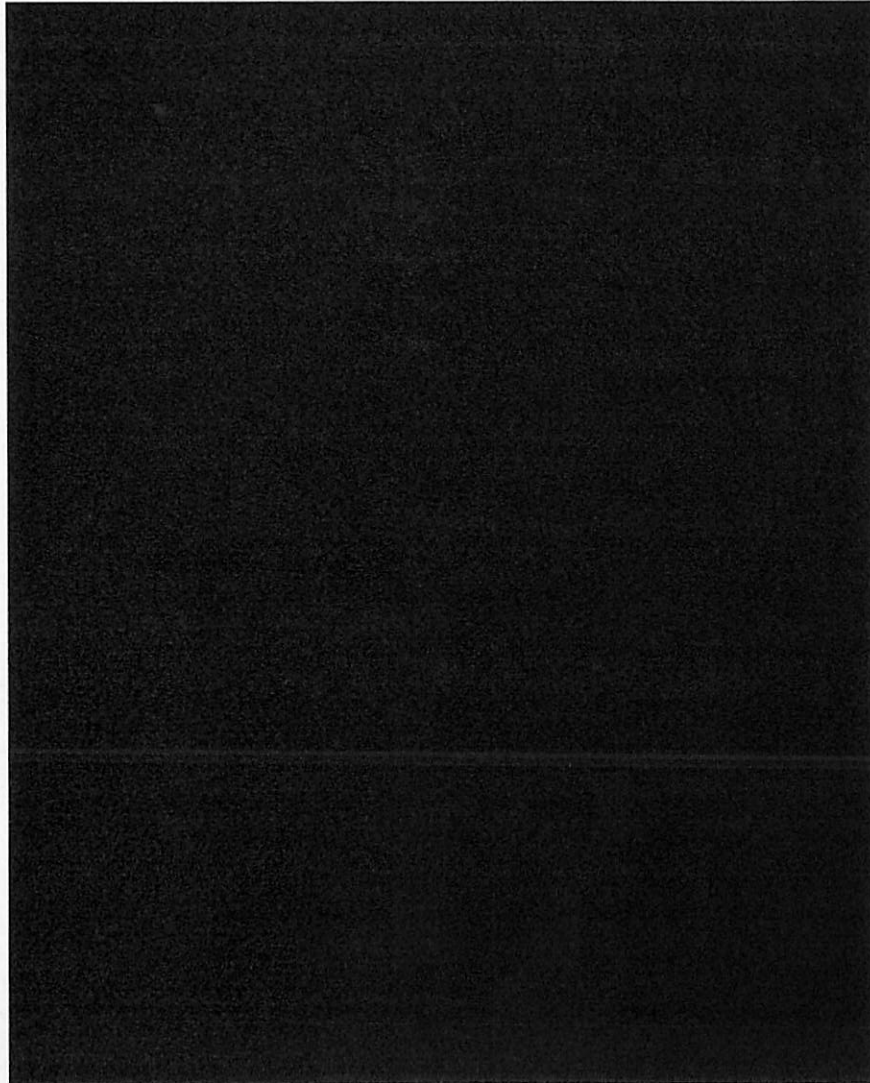
<参考文献>

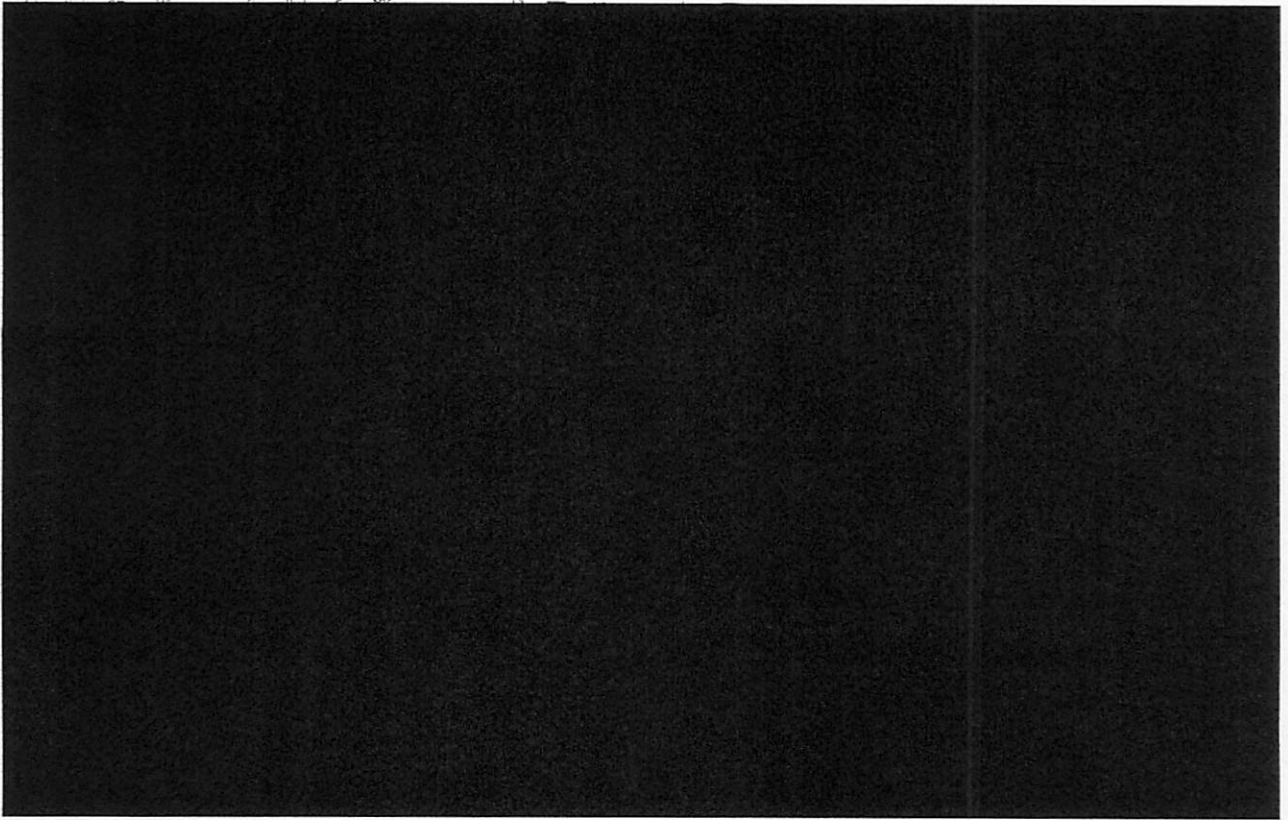
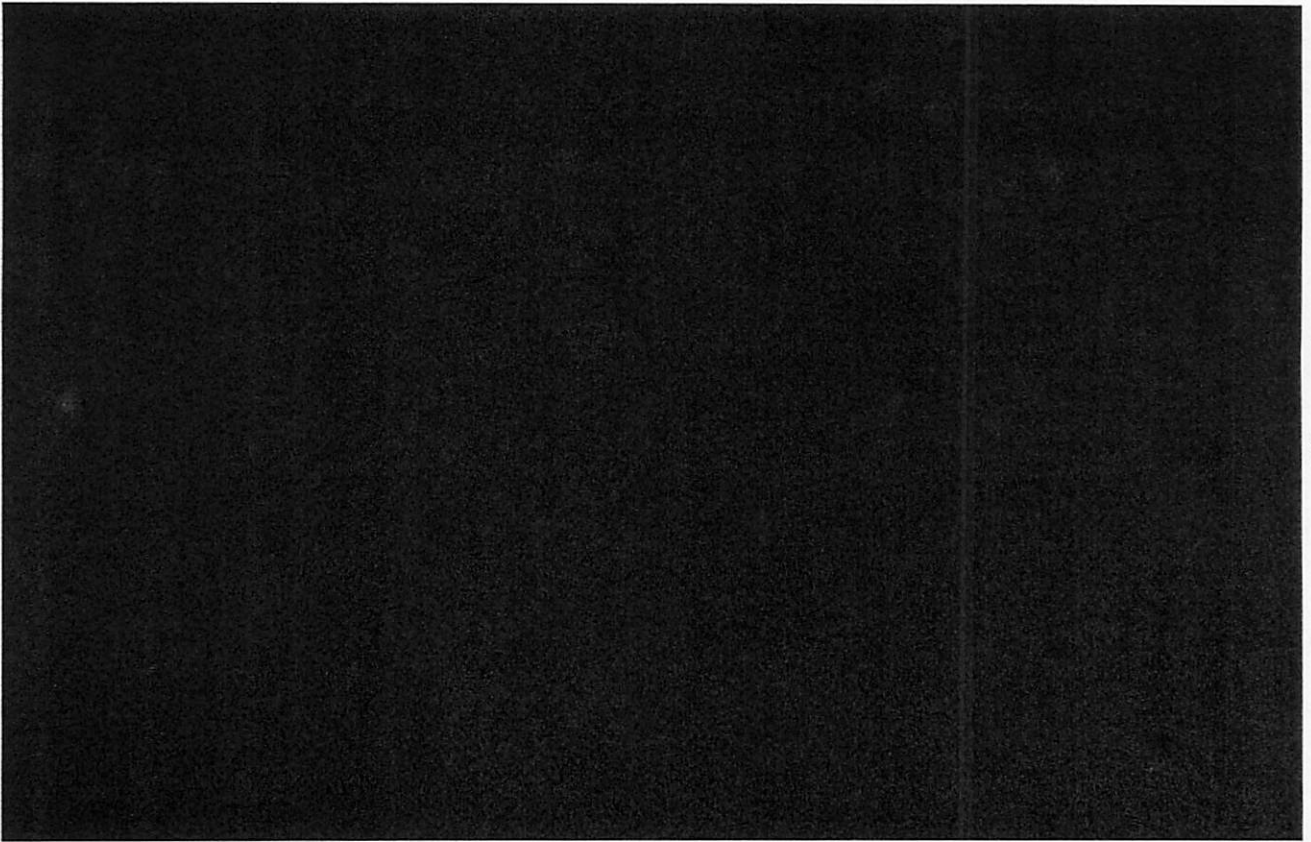
- 田中永司・最高裁判所判例解説民事篇昭和37年度456ページ
- 島田禮介・最高裁判所判例解説民事篇昭和49年度37ページ
- 横山長・最高裁判所判例解説民事編昭和44年度（下）1045ページ
- 改訂・逐条解説自動車損害賠償訴訟・国土交通省自動車交通局保障課監修
- 山下郁夫・最高裁判所判例解説民事篇平成9年度1270ページ

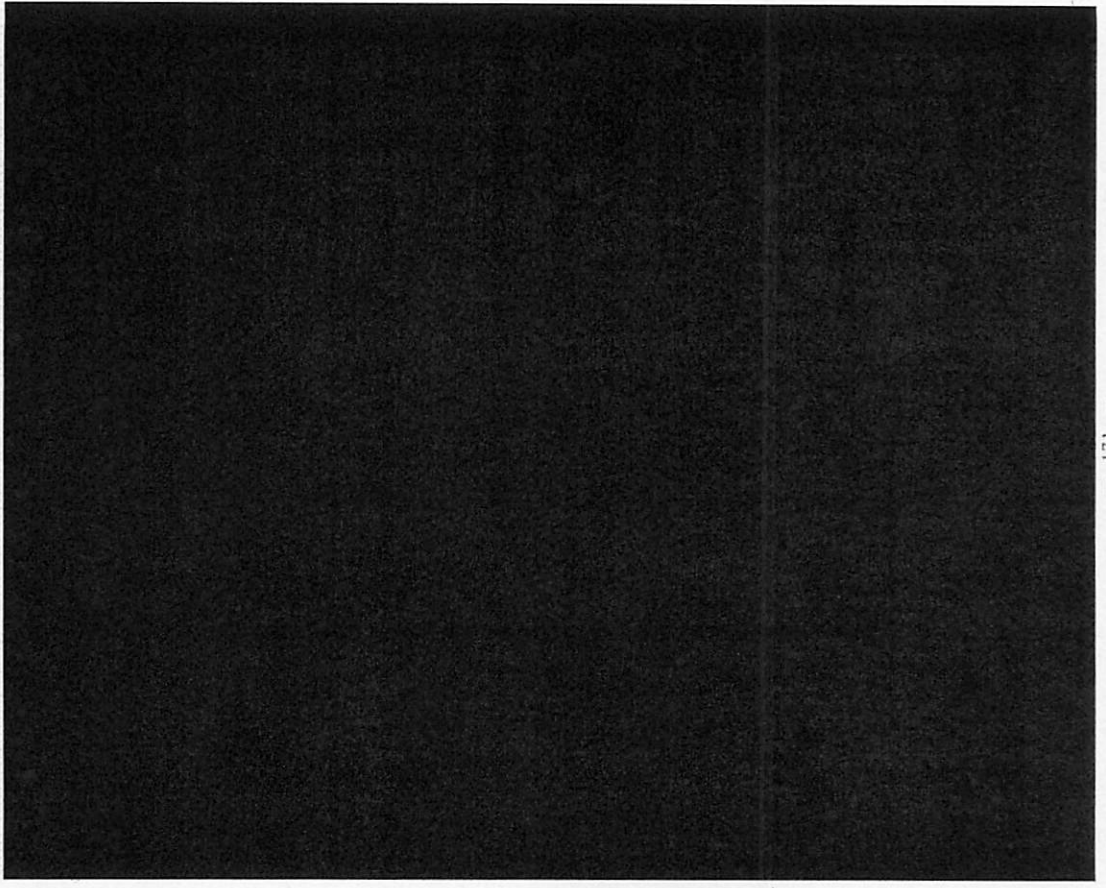
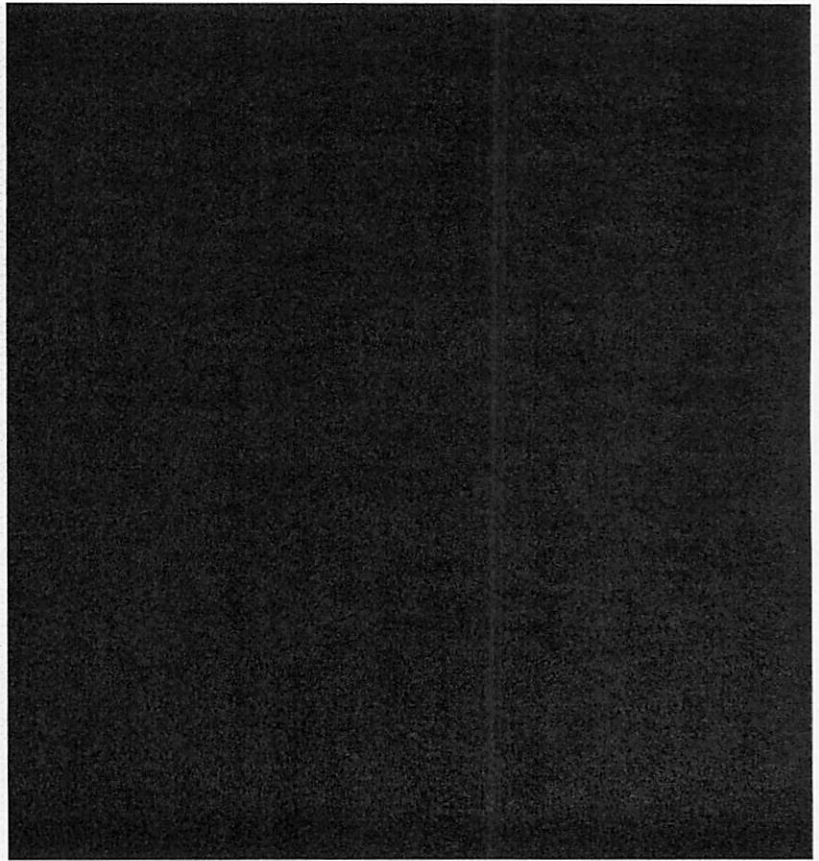
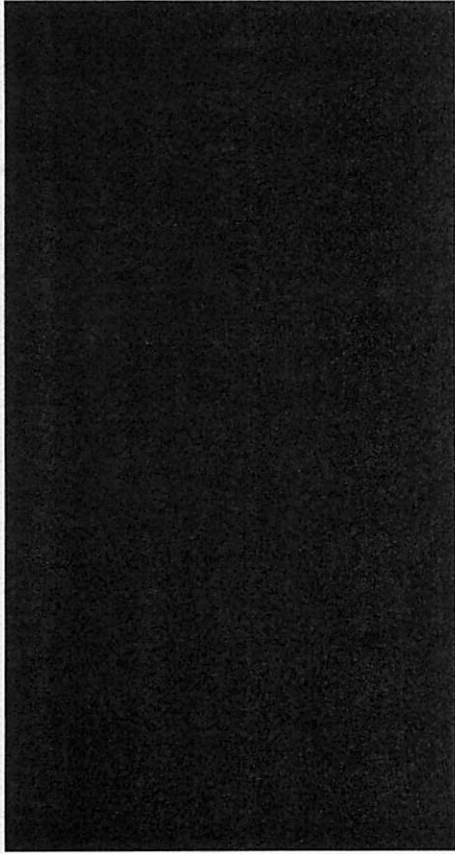
<参考判決>

- 最高裁昭和45年1月22日第一小法廷判決・民集24巻1号40ページ
- 最高裁昭和50年11月28日第三小法廷判決・民集29巻10号1818ページ

- 最高裁昭和44年9月12日第二小法廷判決・民集23巻9号1654ページ
- 最高裁昭和45年7月16日第一小法廷判決・判時600号89ページ
- 最高裁昭和46年12月7日第三小法廷判決・判時657号46ページ
- 最高裁昭和48年1月30日第三小法廷判決・判時695号64ページ







問130 自賠訴訟において和解が成立した後、後遺障害が発生した場合にさらに損害賠償請求はできるか。

答 和解成立時に予想できなかった後遺障害等が発生した場合には、被害者に補償した額に応じて、加害者に対して、さらに損害賠償請求をすることができる。

解説 自賠関係訴訟において、当事者間に賠償すべき損害額について合意が得られた場合には、裁判上の和解によって事件を終了させることが多い。そして、和解においては、通常清算条項が設けられることから、和解において確認された損害額を超える損害賠償請求権は、確定的に存在しないことになる（民法695条、同696条、民訴法267条）。ところが、このような和解が成立した後、和解成立時に予想できなかった不測の後遺症が発生することがあ

り、この損害についても、既に和解が成立したとして、請求できないことになるのが問題となる。

この点について最高裁は、「全損害を正確に把握し難い状況のもとにおいて、早急に小額の賠償金をもって満足する旨の示談がされた場合においては、示談によつて被害者が放棄した損害賠償請求権は、示談当時予想していた損害についてのもののみと解すべきであつて、その当時予想できなかった不測の再手術や後遺症がその後発生した場合その損害についてまで、賠償請求権を放棄した趣旨と解するのは、当事者の合理的意思に合致するものとはいえない。」(最判(二小)昭43.3.15民集22巻3号587ページ)と判示しており、仮に示談が成立していたとしても、その後、示談成立時に予想し得ない後遺障害等が発生した場合には、あらためて賠償請求を行うことができると解されている。

したがって、和解成立後に、和解成立時に予想し得なかった後遺障害等が発生した場合には、被害者は、加害者に対して、さらに損害賠償を求めることが可能である。なお、当該損害について被害者が自賠法72条に基づき追加てん補請求をすることも妨げられないと解される。

<参考判決>

○最高裁昭和43年3月15日第二小法廷判決・民集22巻3号587ページ

第2 貸付料関係

問131 国有地を貸し付けた場合の債権管理に関して適用される法令には何があるか。

答 財政法、会計法、債権法のほか民法等の私法の規定が適用される。

解説 国有財産の管理処分に関しては、国有財産法が基本法としてあるが、同法が国有財産の管理処分に対する事項のすべてを包含しているという意味

ではなく、国有財産という特質に関係のない事項については、民法等の私法の規定に委ねられ、また、契約、債権管理等の関連事項については財政法、会計法、債管法等の規定に委ねられている(「国有財産訴訟の手引(第3版)」の間5及び間13参照。また、参考判例として、最判(三小)昭41.11.1民集20巻9号1665ページ等。)。例えば、国有財産法20条1項は、普通財産(行政財産以外の国有財産)を貸し付けることができる旨規定しているが、ここでいう「貸付」は、財産を使用又は収益させることを内容とするもので、民法に規定する賃貸借又は使用貸借であり(間14)、国有財産法等に特別の定めがない限り、賃貸借又は使用貸借に関する民法、借地借家法等の私法の規定が適用される。

<参考文献>

○建部和仁編・国有財産法精解20, 21ページ, 357～360ページ

○国有財産訴訟の手引(第3版)7, 8, 13, 14ページ

<参考判決>

○最高裁昭和41年11月1日第三小法廷判決・民集20巻9号1665ページ

問132 国有地の貸付料債権に関する訴訟にはどのようなものがあるか。

答 貸付料債権自体に関する訴訟として、①未払賃料請求事件(原告事件)・②賃料債務不存在確認請求事件(被告事件)のほか、③増減額賃料確認請求事件(原告事件・被告事件)などがあり、他に、④賃料不払(債務不履行)を理由として賃貸借契約を解除し、国有地の明渡しを求める訴訟において、解除原因となる賃料不払があったかが問題となる事案などがある。

解説

1 未払賃料請求(原告事件)・賃料債務不存在確認請求(被告事件)

国有財産法20条1項の貸付は、民法上の賃貸借又は使用貸借であるから(間14, 131)、その貸付料(同法23条)は民法上の賃料(民法601条)であり、通常の債権管理手続で任意の履行がないときは、強制履行を求める

ことになる(民法414条1項, 民訴法25条, 22条, 債管法15条(原告事件))。なお, 賃料未払による解除がされている事案では, 明渡しとともに未払賃料を請求することが多い。他方, 未払賃料の有無及び範囲に争いがあるときは, 賃借人側から賃料債務不存在確認請求がされることもある(被告事件)。

2 増減額賃料確認請求(原告事件・被告事件)

借地借家法11条1項は, 地代又は土地の借賃が, 土地に対する租税その他の公課の増減により, 土地の価格の上昇若しくは低下その他の経済事情の変動により, 又は近傍類似の土地の地代等に比較して不相当となったときは, 契約の条件にかかわらず, 当事者は, 将来に向かって地代等の額の増減を請求することができると規定している。建物所有目的の国有地の貸付には同法の適用があるから(同法1条)(問131), 当事者は地代等増減額請求ができる。この請求権は形成権であって, 行使する旨の意思表示をした時点で(なお, この意思表示は地代等増減額の交渉申出をもって足りる。), 相手方の承諾を待つことなく地代等増減額の効果を生じるが(浅生重機・最高裁判所判例解説民事篇昭和56年度272ページ等参照), 相手方当事者は, 増減額を正当とする裁判が確定するまで「相当と認める額の地代等」を支払うことになるため(借地借家法11条2項, 3項), 訴訟により増減額された賃料の額を確認する必要がある。なお, この訴訟については調停前置主義が採られ, 調停を経ずに訴えを提起した場合は, 受訴裁判所が付調停を適当でないと認めるときを除き, 調停に付されることになる(民事調停法24条の2)。

3 その他

貸付料自体に関する訴訟以外のものとして, 賃料不払(債務不履行)を理由として賃貸借契約を解除し, 国有地の明渡しを求める訴訟において, 解除原因となる賃料不払があったかどうか問題となる事案などがある。

なお, その他貸付料債権に関する訴訟については, 法務省大臣官房財産訟務管理官「貸付財産に係る訴訟等マニュアル」を参照されたい。

<参考文献>

○浅生重機・最高裁判所判例解説民事篇昭和56年度272ページ

問133 未払となっている国有地の貸付料債権の支払を求める訴訟において当事者が主張立証すべき事項は何か。

答 原告国は, 請求原因として,

- ① 国と相手方が当該国有地につき賃貸借契約(貸付契約)を締結したこと
- ② 国が相手方に対し当該契約に基づいて当該国有地を引き渡したこと
- ③ 請求に係る一定期間が経過したこと
- ④ 当該期間に係る支払時期が到来したこと

を主張立証すべきである。

これに対し, 相手方は, 抗弁として, 当該期間の賃料の発生を妨げたり, 発生した賃料を消滅させる事情を主張立証することができる。その例として, ア当該賃料を国に支払ったこと(弁済), イ当該賃料を弁済供託したこと, ウ当該一定期間より前に賃貸借契約を解約したこと, エ貸付料債権が時効により消滅したことなどがあり, エの主張に対し, 国は, 再抗弁として, 納入の告知等による時効中断の主張や援用権の喪失を主張することができる。

解説 賃料債権の存否が争われる事案において, 賃料債権の発生原因となる事実は, 賃料債権の存在を主張する当事者が主張立証責任を負う。

賃料債権は, 賃貸借契約によって発生するが(民法601条), 賃料を請求するには, その性質上, 目的物を賃借人の使用収益が可能な状態に置いたことが必要と解されているため(最判(二小)昭36.7.21民集15巻7号1952ページ), 上記①に加えて, ②及び③の事実の主張立証が必要となる。④については, 国有財産貸付契約に含まれる支払時期の合意を主張立証すべきである。

なお, 上記①の賃貸借契約の締結の主張立証に当たっては, 目的土地を特定するとともに, 契約内容として, 貸付期間, 貸付料の定めを主張立証することを要する。

一方、賃料債権の発生を妨げたり、これを消滅させる原因となる事実は、賃料債権の不存在を主張する当事者が主張立証責任を負う。上記ア、イ及びエの事情は発生した賃料を消滅させる原因となり、上記ウの事情は賃料の発生を妨げる原因となるから、いずれも相手方が主張立証すべきことになる。なお、賃料債権の消滅時効期間は、通常、民法169条により5年であるが（問71）、納入の告知等により中断することができるほか（問37、73）、私法上の債権であるので、時効完成後の債務承認等により援用権を喪失することがある（問77、78）。これらの事実は、原告国の再抗弁と位置づけられる。

<参考文献>

- 司法研修所編・増補民事訴訟における要件事実第1巻253ページ
- 司法研修所編・民事訴訟における要件事実第2巻6～9ページ

<参考判決>

- 最高裁昭和36年7月21日第二小法廷判決・民集15巻7号1952ページ

問134 国有地の貸付料債権の不存在確認が求められる訴訟において当事者が主張立証すべき事項は何か。

答 相手方（原告）は、請求原因において、不存在確認を求める賃料を特定してその不存在の確認を求めれば足り、国（被告）が抗弁として問133の①ないし③の事実を主張立証すべきことになる。相手方は、再抗弁として、同アないしエのような事実を主張立証することができ、時効に対する中断や援用権喪失の主張は再々抗弁と位置づけられる。

解説 問133で述べた主張立証責任の所在は、原告と被告が逆転する賃料債務不存在確認請求でも異ならない。そのため、国が被告となる賃料債務不存在確認請求において、相手方（原告）は、請求原因として不存在の確認を求める賃料を特定した上で、その不存在の確認を求めれば足り、被告である国が、抗弁として、賃料債権の発生原因となる事実を主張立証すべきことになる。

<参考文献>

- 司法研修所編・10訂民事判決起案の手引19ページ

問135 増減額賃料確認請求事件において、当事者が主張立証すべき事項は何か。

答 原告（増額請求の場合は賃貸人、減額請求の場合は賃借人）は、請求原因として、

- ① 賃料の額が、土地に対する租税その他の公課の増減により、土地の価格の上昇若しくは低下その他の経済事情の変動により、又は近傍類似の土地の地代等に比較して不相当となったこと
- ② 被告に対し借地借家法11条1項に基づく地代等増減額請求権を行使する旨の意思表示をしたこと
- ③ ②の意思表示をした時点での相当賃料の額

を主張立証すべきである。

これに対し、増額請求の場合には、被告は、借地借家法11条1項ただし書に基づき、地代等を一定の期間増額しない旨の特約があることを抗弁として主張立証することができるが、他の約定を主張立証しても、地代等増減額請求の効果を否定することはできない。

解説

1 地代等増減額請求権の成立要件等について

借地借家法11条1項の地代等増減額請求権は形成権であるから、同項所定の要件を満たす請求権行使の意思表示が行われた時点で当然に地代等が増減額される効果を生じるが（問132）、具体的に増減額される額は、当該意思表示に示された額にかかわらず、当該意思表示時点の相当賃料の額である。そこで、地代等増減額請求権行使により増減額された賃料の確認を求める場合には、上記①ないし③の事実を主張立証する必要がある。

2 不増額特約について

他方、同条1項ただし書は、「一定の期間地代等を増額しない旨の特約がある場合には、その定めに従う。」と規定しているから、この地代等不増額の特約がある場合には、地代等増額請求は制限されることとなる。したがって、賃料増額を争う相手方は、抗弁として、地代等不増額の特約の存在を主張することができる（なお、国が行う国有地の貸付について、地代等不増額の特約があることは通常ないが、かかる特約のある契約における賃貸人の地位を承継した場合や、相手方からその存在が主張される場合はあり得よう。）。

3 他の約定について

借地借家法11条1項の地代等増減額請求権は「契約の条件にかかわらず」認められる强行法規の実質を持つものであるから、上記不増額特約以外の特約によってその適用を排除することはできない。そのため、一定期間賃料を減額しない旨の特約があっても減額請求は可能であるし（最判（三小）平16.6.29判時1868号52ページ等参照）、将来の賃料は当事者が協議して定める旨の約定がされた場合であっても、当該協議を経ないまま行われた賃料増減額請求の意思表示が無効となるものではない（旧借地法12条1項に関する最判（二小）昭56.4.20民集35巻3号656ページ等参照）。

4 地代等自動改訂特約について

公租公課の変動や物価指数等に応じて自動的に地代等を改定する旨の地代等自動改定特約についても、その定める地代等改定基準が借地借家法11条1項の予定している事情の変更を示す指標として不相当なものでない限りは、当該特約自体は有効と解されるが、借地借家法11条1項の地代等増減額請求を制限することはできない。すなわち、当該地代等改定基準を定めるに当たって基礎とされていた事情が失われることにより、同特約によって地代等の額を定めることが借地借家法11条1項の趣旨に照らして不相当となった場合には、同特約の適用を争う当事者はもはや同特約に拘束されず、同条項に基づく地代等増減額請求権の行使を妨げられない（最判（一小）平15.6.12民集57巻6号595ページ、杉原則彦・最高裁判所判例解

説民事篇平成15年度（上）339ページ等参照。ただし、この場合でも当該特約自体が無効となるわけではないから、同特約に基づいて増額された賃料を支払った場合に、その受領まで不当利得に該当するものではない。上記杉原340ページ参照）。

5 請求の当否（上記①）及び相当賃料額（上記③）の判断方法について

なお、地代等減額請求の当否や相当賃料額を判断するに当たっては、同条項所定の諸事情（租税等の負担の増減、土地価格の変動その他の経済事情の変動、近傍同種の土地の賃料相場）のほか、賃貸借契約の当事者が賃料額決定の要素とした事情その他諸般の事情を総合的に考慮すべきとされているが（建物に関する最判（一小）平17.3.10判時1894号14ページ等）、その諸事情の変動等は、賃貸借契約の当事者が現実に合意した賃料のうち直近のもの（直近合意賃料）を基にして、同賃料が合意された日から地代等減額請求の日までのものである。したがって、例えば、賃料自働改定特約のある建物賃貸借契約の賃借人からの賃料減額請求の当否を判断するに当たり、上記特約による改定前に当事者が現実に合意した直近の賃料を基にすることなく、上記特約によって増額された賃料を基にして、増額された日から当該請求の日までの間に限定して経済事情の変動等を考慮して判断することは許されない（賃料自働改定特約に基づく増額賃料を直近合意賃料と認めることはできない。最判（二小）平20.2.29判時2003号51ページ参照）。

<参考文献>

- 杉原則彦・最高裁判所判例解説民事篇平成15年度（上）329～343ページ
- 浅生重機・最高裁判所判例解説民事篇昭和56年度262～274ページ

<参考判決>

- 最高裁平成16年6月29日第三小法廷判決・判時1868号52ページ
- 最高裁昭和56年4月20日第二小法廷判決・民集35巻3号656ページ
- 最高裁平成15年6月12日第一小法廷判決・民集57巻6号595ページ
- 最高裁平成17年3月10日第一小法廷判決・判時1894号14ページ
- 最高裁平成20年2月29日第二小法廷判決・判時2003号51ページ

問136 賃料の額に争いがあり、賃借人が適正と考える額の賃料のみを供託した場合、当該供託金の還付を受けた賃借人は、争いのある残額について支払を求めることができるか。

答 供託金の還付を受ける際に、供託所及び債務者双方に対し、飽くまで債権の一部として還付を受ける旨の留保の意思を明示していない場合には、残額の請求ができないおそれがある。

解説 債権額に争いがあるときに債務者が債務全額であるとして弁済の提供をした場合、債権者において、債権の一部であるとの留保をしないまま受領すると、債務者の主張する債権額を認めたものと推認され、残額の請求ができなくなるおそれがある（大審院判昭6.10.21大審院裁判例5巻民201ページ、最判（一小）昭33.12.18民集12巻16号3323ページ参照）。

したがって、供託金を飽くまでも債権の一部として受領し、争いのある残額を別途請求したい債権者としては、供託金は債権の一部弁済として受領する旨あらかじめ留保する意思表示をした上でこれを受領すべきである（最判（一小）昭36.7.20判時269号7ページ、最判（一小）昭38.9.19民集17巻8号981ページ等参照）。

また、その留保の意思表示の相手方について、上記最高裁昭和36年判決の原判決である東京高裁昭和34年10月19日判決（判時269号9ページ）は、供託所と供託者のどちらに対して行ってもよい旨判示しているが（上記最高裁昭和33年判決の調査官解説（北村・最高裁判所判例解説民事篇昭和33年度307ページ）も同旨）、念のため双方いずれに対しても行うべきと思われる（上記最高裁昭和38年判決参照）。

なお、最高裁昭和42年8月24日第一小法廷判決（民集21巻7号1719ページ）は、一部弁済の受領であるとの明示的な留保をせずに供託金を受領したものの、係属中の債務者との間の訴訟においては一貫して供託金額を超える金額の支払を主張していたという事案において、「当然留保の意思表示がなされ

ていると見るべきであ」とし、当該超過部分の債権は消滅しない旨判示したが、これは、留保の意思表示が黙示でされたと認められた事例判決というべきであり、留保のためには必ず訴訟提起しなければならないと判示したものでないことは明らかである。

したがって、債権者が、供託所及び（又は）債務者に対し、飽くまでも債権の一部として受領する旨の意思を明示（「一部弁済としての受領」という留保を明示）すれば、後日、争いのある残額について別途請求することは妨げられないと解される。

<参考文献>

- 北村・最高裁判所判例解説民事篇昭和33年度306～308ページ
- 森網郎・最高裁判所判例解説民事篇昭和38年度226～230ページ
- 鈴木重信・最高裁判所判例解説民事篇昭和42年度374～381ページ

<参考判決>

- 大審院昭和6年10月21日判決・大審院裁判例5巻民201ページ
- 最高裁昭和33年12月18日第一小法廷判決・民集12巻16号3323ページ
- 最高裁昭和36年7月20日第一小法廷判決・判時269号7ページ
- 最高裁昭和38年9月19日第一小法廷判決・民集17巻8号981ページ
- 東京高裁昭和34年10月19日判決・判時269号9ページ
- 最高裁昭和42年8月24日第一小法廷判決・民集21巻7号1719ページ

問137 問136の事案において、還付を受けない場合、供託金還付請求権が時効消滅することはないか。

答 弁済供託における供託金還付請求権の消滅時効の起算点は、増額貸付料金額について両当事者間で合意し又は判決が確定するなど、紛争の解決等によって供託による免責の効果を受ける必要が消滅した時点であるが、その具体的な当てはめには注意が必要であり、それから10年間で時効消滅する。なお、還付請求権の時効を中断する手段としては、例えば、供託事件完結有無問合書、払戻催告状、供託証明書など、供託所自身が還付請求権の存在を

認めた趣旨の書面を受領する方法が考えられる。

解説

1 消滅時効期間

弁済供託は、弁済者の申請により供託官が債権者のために供託物を受け入れ管理するもので、民法上の寄託契約の性質を有するものであるから、その供託物還付請求権の消滅時効期間は、5年（会計法30条）ではなく、10年（民法167条1項）である（最判（大）昭45.7.15民集24巻7号771ページ）。

2 起算点

上記最高裁昭和45年判決は、供託物の取戻請求権の消滅時効の起算点につき、「供託の基礎となった債務について紛争の解決などによってその不存在が確定するなど、供託者が免責の効果を受ける必要が消滅した時と解するのが相当である。」と判示している（同判決は受領拒絶による弁済供託の事案であるが、最高裁平成13年11月27日第三小法廷判決（民集55巻6号1334ページ）は、債権者不確知の場合を含めて同様に解している。）。これらの判決は、直接的には、供託物取戻請求権の消滅時効について判示したものであり、供託物還付請求権の消滅時効について判示したものではない。しかしながら、同判決は、その理由づけにおいて、「弁済供託における供託物の払渡請求、すなわち供託物の還付または取戻の請求について「権利ヲ行使スルコトヲ得ル」とは、単にその権利の行使につき法律上の障害がないというだけではなく、さらに権利の性質上、その権利行使が現実に期待のできるものであることをも必要と解するのが相当である。けだし、本来、弁済供託においては供託の基礎となった事実をめぐって供託者と被供託者との間に争いがあることが多く、このような場合、その争いの続いている間に右当事者のいずれかが供託物の払渡を受けるのは、相手方の主張を認めて自己の主張を撤回したものと解せられるおそれがあるので、争いの解決をみるまでは、供託物払渡請求権の行使を当事者に期待することは事実上不可能に近く、右請求権の消滅時効が供託の時から進行すると解

することは、法が当事者の利益保護のために認めた弁済供託の制度の趣旨に反する結果となるからである。」と判示しているところ、このような事情に関しては、供託物還付請求権においても、供託物取戻請求権と別異に解する理由はない。したがって、供託物還付請求権の起算点についても、同判決が判示するように、「供託の基礎となった債務について紛争の解決」がされた時と解される（奥田昌道「債権総論〔増補版〕」568ページ、朝岡智幸・判タ166号58ページ参照）。

ただし、債権者は、通常、供託物の還付を受けることによって債務者との関係で格別不利益を被るわけではないことから、その具体的な当てはめについては、債権者が債権の存在を争っているような場合を除き、原則として、供託の通知を受け取った時となると解されており、注意が必要である。例えば、賃料増額請求に対し従前貸付料額のみが供託された場合については、①増額の可否及びその額について両当事者間に現に争いが生じており、賃貸人が当該供託金を受領すれば自己の主張（増額した賃料が適正である旨の主張）を撤回したものと解されるおそれがあるから（問136）、その還付請求権の消滅時効の起算点は、増額貸付料額について両当事者間で合意し又は判決が確定した時点との考え方もあり得るが、②原則どおり、供託通知の受取時という考え方もあり得よう。

3 中断の手段

供託金還付請求権は供託の原因となった債権（原債権）とは別の債権であるから、債権者が債務者に対し原債権に関する訴えを提起しても、還付請求権の消滅時効が中断されることはない。

供託金還付請求権の時効中断を図る必要があるとき的手段としては、供託官自身が還付請求権の存在を認めていることを示す書面の交付を受ける方法があり、これに該当する書面として、例えば、供託事件完結有無問合書（昭和6年7月9日民事第637号民事局長回答）、払戻催告状（昭和10年6月10日民事甲第432号民事局長回答）、供託証明書（昭和18年3月15日民事甲第131号民事局長回答）などがある。

なお、供託実務上、供託時から20年を経過した供託金については、時効

の完成していないことが明白であるものを除き、便宜時効完成により歳入納付の取扱いをする運用がされている（便宜時効処理（昭和32年10月17日付民事甲第2019号民事局長通達））。この処理は国内部における便宜上の取扱いにすぎず、消滅時効の完成の有無に影響を与えるものではない。

＜参考文献＞

- 奥田昌道・債権総論〔増補版〕568, 616ページ
- 我妻榮ほか・我妻・有泉コンメンタール民法＜総則・物権・債権＞323～326, 903～908ページ
- 中川哲男・最高裁判所判例解説民事篇昭和45年度（下）625～643ページ
- 朝岡智幸・判例タイムズ166号53～59ページ

＜参考判決＞

- 最高裁昭和45年7月15日大法廷判決・民集24巻7号771ページ
- 最高裁平成13年11月27日第三小法廷判決・民集55巻6号1334ページ

問138 賃料不払を理由として賃貸借契約を解除し、国有地の明渡しを求める訴訟において、当事者が主張立証すべき事項は何か。

答

通常の催告解除の場合、原告国は、請求原因として、

- ① 国と相手方が当該国有地につき賃貸借契約（貸付契約）を締結したこと
- ② 国が相手方に対し当該契約に基づいて当該国有地を引き渡したこと
- ③ 国が相手方に対し特定期間分の賃料の支払を求める旨の催告をしたこと
- ④ 右催告後相当期間が経過したこと
- ⑤ 国が相手方に対し④の期間経過後に貸付契約を解除する旨の意思表示をしたこと

を主張立証すべきである。

これに対し、相手方は、抗弁として、ア上記⑤の解除の意思表示前に上記③の特定期間分の賃料債務の弁済の提供をしたこと、イ賃料不払が信頼関係

を破壊するに至らない特別な事情があることなどを主張立証することができる。

解説

本問の場合に国が国有地の明渡しを求める方法としては、所有権に基づいて求める方法と、賃貸借契約の解除に基づく契約上の義務に基づいて求める方法とがあり、後者に基づいて明渡しを求めるときは、上記①ないし⑤の主張立証が必要と解されている。

なお、一般に、金銭債務の履行・不履行の主張立証責任は、履行したと主張する債務者側にあると解されており、賃料不払を理由とする解除の場合も、賃貸人である国が「賃料を支払わなかった」事実を主張立証するのではなく、賃借人である相手方が主張立証責任を負うのであるが、相手方は弁済まで主張立証しなくても、弁済の提供をした事実を主張立証すれば、民法492条により債務不履行責任を免れ、解除権が消滅するため、その後の解除の意思表示は効果を生じないことになる。そのため、相手方は、抗弁として、賃料の弁済の提供をした事実を主張立証すべきことになる。なお、弁済の提供時に既に遅滞に陥っている場合には、遅延損害金を付して弁済の提供がされることが必要である。

また、不動産賃貸借契約においては、最高裁昭和39年7月28日第三小法廷判決（民集18巻6号1220ページ）をリーディングケースとして、賃借人の債務不履行があるというだけでは契約を解除することができず、その債務不履行が信頼関係の破壊に当たる場合にのみ解除することができるという考え方が確立している。相手方は、抗弁として、信頼関係を破壊するに至らない特別な事情を主張立証することもあり得る。

＜参考文献＞

- 司法研修所編・増補民事訴訟における要件事実第1巻258～262, 264～270ページ
- 司法研修所編・民事訴訟における要件事実第2巻101, 102ページ
- 内田貴・民法Ⅱ〔第2版〕債権各論230, 231ページ

＜参考判決＞

○最高裁昭和39年7月28日第三小法廷判決・民集18巻6号1220ページ

問139 建物所有目的の土地貸付事案において、賃貸人による借地借家法11条1項による地代等増額請求に賃借人が応じない場合、賃借人による公租公課相当額を下回る従前貸付料相当額の提供は、「債務の本旨」に従った弁済の提供といえるか。

答 賃借人において、自らの支払額が公租公課を下回る額であることを知っている場合には、特段の事情がない限り、債務の本旨に従った弁済の提供とはいえない。

解説

1 貸付料債権訴訟における弁済の提供の意義

債務者は、弁済の提供の時から債務の不履行によって生ずべき一切の責任（遅延損害金の支払義務等）を免れ（民法492条）（問138）、また、この弁済の提供に対して債権者が受領を拒絶すれば、債務者は直ちにその目的物を供託して債務を免れることができる（同法494条）（問133、134）。この「弁済の提供」は、原則として、「債務の本旨」に従って現実に行なわれなければならないとされている（同法493条本文）。

2 賃料増額請求と弁済の提供

建物所有目的の土地賃貸借契約において、地代等の増額について当事者間で協議が調わないときは、借地借家法11条1項による地代等増額請求を受けた借地権者は、増額を正当とする裁判が確定するまで、「相当と認める額の地代等」を支払うことをもって足りるとされている（借地借家法11条2項）（問132）。すなわち、このような場合、借地権者は、賃貸人の請求に係る増額された地代等ではなく、「相当と認める額の地代等」さえ支払えば「債務の本旨」に従った弁済に該当し、債務不履行責任を問われな（後日裁判において当該賃料が適正賃料に不足するとされた場合には、その不足額に年1割の利息を付して遡って支払えば足りる。同項ただし

書）。したがって、この「相当と認める額の地代等」が提供された場合には、その額が、国が賃貸人としてした増額請求の額に満たなくても、「債務の本旨」に従った現実の提供となるのであり、賃料不払による債務不履行解除はできないし、国がその受領を拒絶すれば、賃借人は供託による免責を得ることができる。

3 「相当と認める額の地代等」の意義

ところで、ここでいう「相当と認める額の地代等」とは、従前の地代額より低廉であってはならないが（同法11条3項参照）、借地権者自身が主観的に相当と考える額を意味し、客観的な適正額を意味しないと解するのが通説・判例である（旧借地法12条2項に関する最判（一小）平5.2.18判時1456号96ページ等。なお、同判決の事案では、賃借人の供託した賃料額は、後日裁判で確認された適正賃料額の約5.3分の1ないし約3.6分の1という低廉な額であったが、同判決はこれをもって「相当と認める」賃料に該当するとした。）。したがって、賃料増額請求がされた事案において、賃借人が、「債務の本旨」に従った弁済の提供を主張立証する場合、賃借人は、提供した賃料の額を自ら主観的に相当と考えていたことを主張立証すれば足りる。

4 「相当と認める額の地代等」の提供が「債務の本旨」に従ったものとはいえない場合

もともと、借地権者が主観的に相当と判断すれば、いかに低廉であつても本項が適用され解除の余地がないというのも問題がある。そこで、借地権者による支払額が、借地権者において主観的に相当と認める額であつたとしても、借地権設定者が負担すべき目的物の公租公課の額を下回り、かつ、そのことを借地権者が知っていたときは（つまり、賃料では公租公課さえ賄えず、賃貸人に損失が生じることを知っていたときは）、特段の事情のない限り、債務の本旨に従った履行をしたとはいえないと解されている（旧借地法12条2項に関する最判（二小）平8.7.12民集50巻7号1876ページ参照。）。

したがって、この場合、賃借人が自ら主観的に相当と考える額であつた

ことを主張立証したとしても、賃貸人が、①賃借人の提供した賃料が公租公課の額に満たない額であったこと、②賃借人が自らの提供額が公租公課の額を下回ることを知っていたこと、を主張立証すれば、弁済の提供が「債務の本旨」に従っていないとして、債務不履行責任を問うことができることになる。

＜参考文献＞

- 稲本洋之助・澤野順彦編・コンメンタール借地借家法79～90ページ
- 野山宏・最高裁判所判例解説民事篇平成8年度（下）522～545ページ

＜参考判決＞

- 最高裁平成5年2月18日第一小法廷判決・判時1456号96ページ
- 最高裁平成8年7月12日第二小法廷判決・民集50巻7号1876ページ

問140 建物所有目的の土地貸付事案において、賃料増額の可否について両当事者間に争いがある中、土地賃借人から、増額の可及び額について合意に達するまでの間は従前貸付料額の支払を継続したい旨の口頭による申出があった場合、当該申出をもって民法493条ただし書に規定する「口頭の提供」がされたと認められるか。

答 従前貸付料額が借地借家法11条2項本文の「相当と認める額」に該当する場合において、事前に賃貸人が従前貸付料額の受領を拒否したという事実があれば、上記申出をもって民法493条ただし書の「口頭の提供」と認められるが、そのような事実がなければ直ちに「口頭の提供」とは認め難い。

なお、賃貸人が従前貸付料額では受領しない意思を明確にしているときは、改めての「口頭の提供」がなくとも、債務不履行に陥らない場合がある。

解説 「弁済の提供」は、原則として、債務の本旨に従って「現実に」しなければならない（民法493条本文）とされており、例外として、①債権者があらかじめ受領を拒否した場合、又は、②債務の履行につき債権者の行為を要する場合には、「口頭の提供」（弁済の準備をしたことを通知してその受領の催告をすること）で足りるとされている（同条ただし書）。

したがって、本問においても、賃貸人が事前に従前貸付料額の受領を拒絶した事実があれば、上記申出をもって「口頭の提供」といい得るが、そのような受領拒絶事実がなければ、上記申出をもって「口頭の提供」とは認め難く、賃借人は改めて「現実の提供」をしなければならないのが原則である。

なお、上記申出が、従前貸付料額での支払の申出であることに変わりはないから、これに対し、賃貸人が、従前貸付料額では受領しない旨返答した場合には、賃貸人の受領拒絶（増額された貸付料額でなければ受領しない。）の意思が明確になったといえる。このような場合には、あらかじめの受領拒絶に該当するから、民法493条ただし書によれば、賃貸人は改めて「口頭の提供」をして初めて債務不履行を免れることができるようにも思われる。

しかしながら、債権者が弁済を受領しない意思が明確と認められる場合においては、債務者が形式的に弁済の準備をしてその旨を通知することは全く無意義であって、法はかかる無意義な行為を要求しているものと解することはできない（最判（大）昭32.6.5民集11巻6号915ページ、最判（三小）昭34.6.2民集13巻6号631ページ、最判（二小）昭56.3.20民集35巻2号219ページ等参照）。したがって、賃貸人が、上記申出に対し、従前貸付料額では受領しない旨の意思を示した場合には、もはや弁済を受領しない意思が明確にされたものと認められ、これに対し再度の支払の申出（口頭の提供）をすることは無意義といえるから、民法493条ただし書にかかわらず、債務者はその後に改めて「口頭の提供」をしなくとも、それ以降は債務不履行（履行遅滞）に陥らず、かつ、弁済供託をすることができると解される（特に弁済供託に

については判例上も確立している。大審院判明45.7.3民録18輯684ページ、大審院判大11.10.25大審院民事判例集1巻616ページ、最判（三小）昭46.9.21民集25巻6号857ページ等）。

なお、このことは、従前貸付料額が、借地借家法11条2項本文の「相当と認める額」に該当する場合に限られ、賃借人が従前貸付料額を主観的に相当と考えていないためにそれが「相当と認める額」に当たらない場合や、公課の額に満たないことを賃借人が知っている場合は、口頭の提供をしようが現実の提供をしようが、「債務の本旨」に従った弁済の提供とはいえない（問139）。

＜参考文献＞

○我妻榮ほか・我妻・有泉コンメンタール民法＜総則・物権・債権＞897～902ページ

○鈴木弘・最高裁判所判例解説民事篇昭和46年度574～585ページ

＜参考判決＞

○最高裁昭和32年6月5日大法院判決・民集11巻6号915ページ

○最高裁昭和34年6月2日第三小法廷判決・民集13巻6号631ページ

○最高裁昭和56年3月20日第二小法廷判決・民集35巻2号219ページ

○大審院明治45年7月3日判決・民録18輯684ページ

○大審院大正11年10月25日判決・大審院民事判例集1巻616ページ

○最高裁昭和46年9月21日第三小法廷判決・民集25巻6号857ページ

第3 調達契約関係

問141 損害賠償額を立証する負担を軽減する目的で、国が締結する契約書に事前に違約金条項を設けることは債管法において禁止されているのか。

答 禁止されていない。

解説 違約金については、民法420条において、「契約の当事者は、債務の不履行について損害賠償の額を予定することができ、この場合において、裁判所は、その額を増減することができず、賠償額の予定は、履行の請求又は解除権の行使を妨げない」と規定されている。

他方で、債管法は、国の債権に関する準則を定めたものであるが、違約金条項を設けることを禁止した規定はなく、かつ、これを禁止する特段の理由もない。

したがって、国が締結する契約においても、違約金条項を置くことは債管法で禁止されてはいないと解される。

この点に関し、予決令100条1項4号も、国が締結する契約書の原則的な記載事項として「違約金」を挙げているが、これは、契約の当事者が契約の履行を遅滞した場合における違約金についての定めを契約書上で明らかにし、契約の適正な履行を担保する趣旨のものであり、国が締結する契約において違約金条項を置くことが適法であることを当然の前提としているものといえる。また、実際に、国が締結する契約において違約金条項を定めている例は多く、例えば、国土交通省所管の工事請負契約においては、公共工事標準請負契約約款が定められており、その47条では、「前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、請負代金額の10分の〇に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。」としている（「新訂 公共工事標準請負契約約款の解説」356、366ページ）。

ただし、「違約金」については、「債務不履行の場合に支払うべきものと約定される一種の制裁金であるから、その内容は種々ありうる。」（我妻榮「新訂債権総論（民法講義Ⅳ）」135、136ページ）とされており、一般には、その法的性格について、⑦違約罰（これとは全く別個に実損害についての損害賠償請求も行えるもの）、⑧損害賠償額の予定（実損害の発生及びその額の証明を要しないで予定した金額の請求が可能であるが、実損害がこれを超えることを証明しても予定金額以上の請求はできないもの）のいずれかであると解されるところ（奥田昌道「債権総論〔増補版〕」216ページ）、民法420条3

項は、「違約金は、賠償額の予定と推定する。」と規定している（なお、上記⑦及び④以外に、⑤最小限度の損害賠償額を定めたにすぎず、実際に発生した損害が約定額を上回ればそれを主張・立証して損害賠償請求権を行使することは妨げられない性質のものと解する余地もあるが、そのように言えるためには、その旨契約書に明記しておく必要がある（例えば、「約定額を上回ればその旨主張立証して別途請求することができる。」等）。）。

したがって、一口に「違約金」と言っても、具体的な場合に応じてその意味内容を確定する必要があるが、民法420条3項により、反証がなければ損害賠償額の予定と解される。

<参考文献>

○訟務時報383号別冊98ページ

○福田淳一編・（平成19年改訂版）会計法精解 602, 603ページ

○建設業法研究会編著・新訂公共工事標準請負契約約款の解説356, 366ページ

○我妻榮・新訂債権総論（民法講義IV）135, 136ページ

○奥田昌道・債権総論〔増補版〕216ページ

問142 国が取引先等からの請求に基づき支払に応じた後、当該請求が過大請求であったことが判明した場合、どのような法的手段を執ることができるか。

答 一般には、適正な価格と過大請求に基づき支払った額との差額につき、不法行為に基づく損害賠償請求又は不当利得返還請求の可否を検討することになる。

解説 本問のように国が取引先等から過大請求を受け、その支払に応じた場合の法的措置としては、不法行為（民法709条以下）に基づく損害賠償請求及び不当利得返還請求（民法703条以下）が考えられる。

1 不法行為に基づく損害賠償請求の場合

不法行為による損害賠償請求権の法律要件は、次のとおりである（民法709条）。

- ① 被害者が当該財産（権利あるいは保護法益）の所有者であること（あるいは、その取得原因）
- ② ①の権利に対する加害者の加害行為
- ③ ②についての加害者の故意又は過失
- ④ ②と⑤との因果関係
- ⑤ 被害者に発生した損害とその数额（金銭的評価額）

したがって、上記要件を満たす場合は、国は、不法行為（民法709条）に基づく損害賠償請求権を有することになる。

なお、不法行為に基づいて請求が認められた事案として、東京地裁平成21年12月2日判決（訟務月報登載予定）がある。

2 不当利得返還請求の場合

法律上正当な理由がないにもかかわらず、他人の財産又は労務から利得をあげ、これによってその他人に損失を及ぼした場合、損失者は利得者に対して不当利得返還請求権を取得する。

不当利得返還請求権の一般的成立要件は、次のとおりである（民法703条）。

- ① 他人の財産又は労務によって利益を受けたこと
- ② 他人に損失を与えたこと
- ③ 受益と損失の間に因果関係が認められること
- ④ 法律上の原因がないこと

したがって、上記要件を満たす場合は不当利得返還請求をすることも可能であると考えられる。

不当利得に基づく請求が認められた事案としては、談合事案として、東京高裁平成13年2月8日判決（訟月48巻10号2353ページ・判時1742号96ページ）、代理権濫用の事案として、大阪高裁平成21年1月23日判決（訟務月報登載予定）がある。

<参考文献>

○内田貴・民法Ⅱ[第2版]債権各論533ページ

○山本和敏・「損害賠償請求訴訟における要件事実」・新・実務民事訴訟講座
4 不法行為 訴訟 I 319ページ以下

<参考判決>

○東京地裁平成21年12月2日判決（訟務月報掲載予定）

○東京高裁平成13年2月8日判決・訟月48巻10号2353ページ・判時1742号96ページ

○大阪高裁平成21年1月23日判決（訟務月報掲載予定）

問143 国が発注者である工事請負契約について、工事完成前に、国が請負人の債務不履行を理由に契約を解除した場合において、請負人が破産したとき、国が債権者として届け出る債権には通常どのようなものがあるか。

答 通常想定されるものとして、①違約金債権、②前払金の額が出来高に係る請負代金の額を超える場合の前払金返還請求権がある。なお、前払金の額が出来高に係る請負代金の額に満たないことなどにより請負人に請負代金債権が残る場合は、これと違約金債権とを相殺し、なお違約金債権に残額がある場合に、破産債権として届出をすることになる。

解説

1 債務不履行解除による法律関係

(1) 違約金債権

国が締結する工事請負契約では、請負人の債務不履行による契約解除の場合における違約金の定めを設けているのが通常である（建設業法研究会編著「新訂 公共工事標準請負契約約款の解説」356～368ページ参照）。したがって、請負人の債務不履行を原因として国が工事請負契約を解除した場合、国はまず、請負人に対する違約金債権を取得する。

(2) 請負代金債権

他方、契約は、解除されるとはじめに遡って消滅し、当事者双方は原状回復義務を負うのが原則であるが（民法545条参照）、通説・判例は、工事請負契約の場合には、原則として、未施工部分についてしか解除できないと解するため（大審院判昭7.4.30大審院民事判例集11巻780ページ、最高裁判所判例解説民事篇昭和62年度719、720ページ参照）、通常、請負人は解除時の既施工部分の出来高に係る請負代金債権を失わない。国が締結する工事請負契約では、契約書上も、請負契約を解除した場合には、請負代金債務は遡及的に無効となるのではなく、国は、請負人に対してその時点における出来高に応じて、請負代金債務を負うとされているのが通常であるから（上記解説377～385ページ参照）、やはり請負代金債権は残る。

(3) 前払金返還請求権

なお、工事請負契約では、発注者から工事の進捗に応じた前払金が請負人に交付されていることが多い。この前払金が交付されているときは、交付済みの前払金の額が出来高に応じた請負代金の額に満たないときに、請負人に差額の請負代金債権（上記(2)参照）が残り、交付済みの前払金の額が出来高に応じた請負代金の額を超えれば、国が差額の前払金返還請求権を有することになる。

2 請負代金債権が残る場合の相殺

(1) 破産手続開始決定前の相殺

国の債権について、相殺可能な反対債務があるときは、国は原則として相殺をしなければならない（債管法22条1、2項）（問67）。そして、請負代金債権と違約金債権とが相対立する場合、請負代金債権の支払期限は未到来であることがあるが（国が発注者である請負契約の場合、請負代金の支払は工事の完成検査後の請負人による請求から40日以内と定められることが多く（上記解説277～280ページ参照）、解除の場合に出来高に応じて請負代金を支払うときも、出来高検査の一定期間後に支払うことが定められていることが多い。）、債権者が受働債権の期限の利益を放棄して相殺をすることは可能であるから（大審院判昭8.5.30大審院

民事判例集12巻1381ページ), 国は, 両者を相殺することにより違約金を回収すべきことになる。

(2) 破産手続開始決定後の相殺

この点は, 相殺の意思表示以前に請負人が破産した場合も原則として同様である。すなわち, 債務者が破産しても, 破産法に定められた要件を満たす場合は, 相殺は可能であるところ(問70), 請負代金債権は, たとえ後払とされている場合であっても請負契約と同時に成立するものであり(我妻榮「債権各論中巻二(民法講義V3)」647ページ参照。), また, 違約金債権も同様に契約成立時に既に停止条件付債権として成立しているから(東京高判平13.1.30訟月48巻6号1439ページ参照。), 請負契約が破産手続開始前であれば, 破産法67条1項, 2項により, 相殺禁止事由(破産法71条1項1号及び72条1項1号)には該当せず, 原則として相殺が可能である(なお, 最判(二小)平17.1.17民集59巻1号1ページ参照。)。つまり, この場合, 受働債権について破産法71条1項各号, 自働債権について同法72条1項各号の相殺禁止事由に該当するかは, 解除時や出来高部分の請負代金支払期ではなく, 請負契約締結時を基準として判断されるわけである(そのため, 仮に, 請負契約締結時を基準にして破産法71条1項各号又は72条1項各号に該当する場合は, 相殺権の行使が許されないことがあり得る。)。なお, この点につき東京地裁平成22年2月1日判決(訟務月報掲載予定)参照。

3 破産手続に届ける債権

以上により, 国の債権が残る場合(①前払金が請負代金より高く請負代金債権が残らないとき, 又は, ②請負代金債権が残る場合において, 請負代金債権と違約金債権とを相殺して違約金債権が残るとき)は, 国は, 破産手続において債権届出(①の場合は前払金返還請求権及び違約金債権, ②の場合は違約金債権)をし, その回収を図ることになる。この手続には権限法の適用があるため, 訟務部局において, その処理を担当することになる(問45, 46, 119)。破産者(請負人)との間で出来高に争いがある場合などは, 国の債権が否認されたり異議が出されたりして(破産法121条

参照), 同法125条以下の確定手続に移行することがある。

他方, 以上により, 請負人の債権が残る場合(請負代金債権が残る場合において, 違約金と相殺してもなお請負代金が残るとき)は, 国が, これを破産管財人に対して支払うべきことになる。出来高に争いがあるなどにより, 国がその支払を拒絶した場合には, 破産管財人から国を被告として本訴が提起されることがある。

4 請負人が解除前に破産した場合

破産法53条1項は, 双務契約について破産者及びその相手方が破産手続開始の時に共にまだその履行を完了していないときは, 破産管財人が, 契約の解除をするか, 又は破産者の債務を履行して相手方の債務の履行を請求するか, 選択することを認めているところ, 工事完成前の請負人の破産については, 原則として, この規定が適用されるとするのが判例である(最判(一小)昭62.11.26民集41巻8号1585ページ)。そこで, 解除前に請負人が破産した場合において, 破産管財人が解除を選択したときは, 前払金返還請求権は財団債権として優先弁済を受けることができるが(破産法54条2項, 151条, 152条), 損害賠償請求権については破産債権として回収することになる(同法54条1項)。

<参考文献>

- 我妻榮・債権各論中巻二(民法講義V3)647ページ
- 伊藤眞・破産法・民事再生法354ページ
- 建設業法研究会編著・新訂公共工事標準請負契約約款の解説277~280ページ, 356~368ページ, 377~385ページ

<参考判決>

- 大審院昭和7年4月30日判決・大審院民事判例集11巻780ページ
- 大審院昭和8年5月30日判決・大審院民事判例集12巻1381ページ
- 東京高裁平成13年1月30日判決・訟月48巻6号1439ページ
- 最高裁平成17年1月17日第二小法廷判決・民集59巻1号1ページ
- 最高裁昭和62年11月26日第一小法廷判決・民集41巻8号1585ページ
- 東京地裁平成22年2月1日判決・訟務月報掲載予定

問144 国が締結した各種契約における違約金条項に関する訴訟上の主張立証責任は誰が負うのか。

答 違約金条項の中に定められた権利発生に係る要件事実については国が主張立証責任を負い、違約金債権の発生の障害、消滅、阻止等に係る要件事実については相手方が主張立証責任を負う。

解説 通説によれば、主張立証責任の分配は、実体法の構成要件の定め方と法条適用の論理的順序から定まるとされている（法律要件分類説）。すなわち、まず、法律効果を権利発生、権利障害、権利阻止又は権利消滅の4つに大別する。そして、訴訟物たる権利関係を基準として、それぞれの法律効果が自己に有利に働く当事者が、その法律効果を基礎づける要件事実について主張立証責任を負うのである。その際、ある事実が、権利発生その他のいずれの法律効果を基礎づけるものであるかは、実体法の解釈によって定まるとされる。

国が締結する各種契約においては、違約金条項が付されることがあるが、この場合の主張立証責任についても、同様に考えることができよう。この場合、違約金条項の本文中に定められた事実が違約金の成立・効力発生等の要件事実と考えられるから、これらの主張立証責任は国側にあると考えられる。他方、違約金を免れる条項等がただし書等で定められている場合には、違約金の不発生すなわち権利の消滅を基礎づけるそれらの事実については、その法律効果が自己に有利に働く当事者すなわち国と契約した相手方がその主張立証責任を負うことになる。

<参考文献>

○伊藤眞・民事訴訟法〔第3版3訂版〕270ページ以下、324ページ以下

第4 刑事徴収金関係

問145 国の債権について検察官からの依頼により訟務部局が行う強制執行手続にはどのようなものがあるか。

答 刑事訴訟との関係では、罰金、科料、没収、追徴、過料、刑事訴訟費用、費用賠償又は仮納付の裁判についての強制執行手続があり、民事訴訟との関係では過料の裁判についての強制執行手続がある。

解説 罰金、科料、没収及び追徴の裁判（刑法9条及び19条の2、刑訴法333条及び461条、交通事件即決裁判手続法3条1項）、罰金、過料及び追徴に関する仮納付の裁判（刑訴法348条、交通事件即決裁判手続法15条）、過料及び費用賠償の裁判（出頭拒否に関する刑訴法133条、150条及び171条、身体検査拒否に関する同法137条、222条1項及び7項等）及び刑事訴訟費用の裁判（刑訴法185条～187条の2）、没収の裁判（刑訴法96条3項）については、それぞれ刑事手続においてされた裁判を検察官の命令によって執行することとされ、その執行命令に執行力ある債務名義（問110、111。民訴法22条、25条、26条）と同じ効力を付与することによって、民事執行手続により執行することとされている（刑訴法490条1項、2項）。

また、民事裁判手続においてされた過料の裁判（民訴法192条1項、200条、201条5項、209条1項、216条、225条1項、229条5項、230条1項、232条2項）についても、同様に、検察官の執行命令を執行力ある債務名義として民事執行手続により執行することとされている（民訴法189条1項、2項）。

これら刑事徴収金等の民事執行手続については権限法の適用があると解されているため（権限法解説38～40ページ）、検察官からの申立て依頼により、訟務部局がその事件処理を担当することになる。その執行手続については、昭和42年1月11日法務省訟庶第9号訟務局第一課長通知「刑事徴収金に係る強制執行手続について」（提要（二部）251ページ）及び昭和42年2月10日法務省訟庶第58号訟務局長通達「刑事徴収金に係る強制執行手続について」（同

256ページ) 及び昭和42年4月1日法務省訟庶第166号訟務局長通達「押収されていない没収物に対する強制執行手続について」(同257ページ)で、その詳細が定められている。

<参考文献>

- 福田淳一編・債権管理法講義11, 12ページ
- 逐条解説 法務大臣権限法【第2版】38~40ページ
- 新版債権管理事務提要(第二部)(改訂版)251~258, 275ページ

問146 刑事徴収金に係る強制執行手続はどのように行われるか。

答 検察官が、徴収命令書を発した上、執行すべき財産の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長に申立て依頼を行い、訟務部局において執行裁判所又は執行官に申立てを行うことにより行われる(民執法2条)。

解説 刑事徴収金に係る強制執行手続については、昭和42年1月11日法務省訟庶第9号訟務局第一課長通知「刑事徴収金に係る強制執行手続について」(提要(二部)251ページ)及び昭和42年2月10日法務省訟庶第58号訟務局長通達「刑事徴収金に係る強制執行手続について」(同256ページ)で、国内部における依頼手続等の詳細が定められている。その後の執行裁判所又は執行官による執行手続は、通常の執行手続と同様である。

<参考文献>

- 福田淳一編・債権管理法講義11, 12ページ
- 新版債権管理事務提要(第二部)(改訂版)251~258, 275ページ

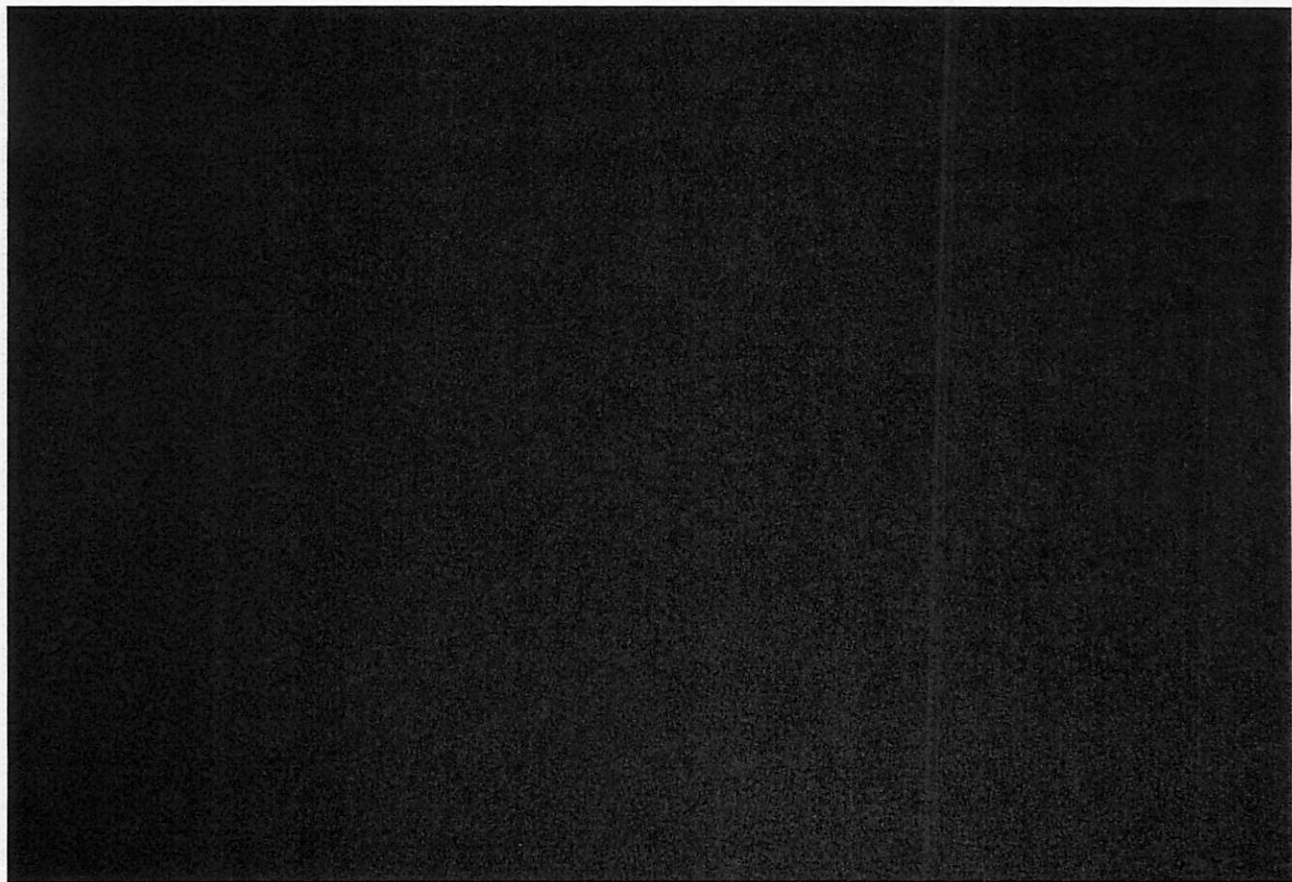
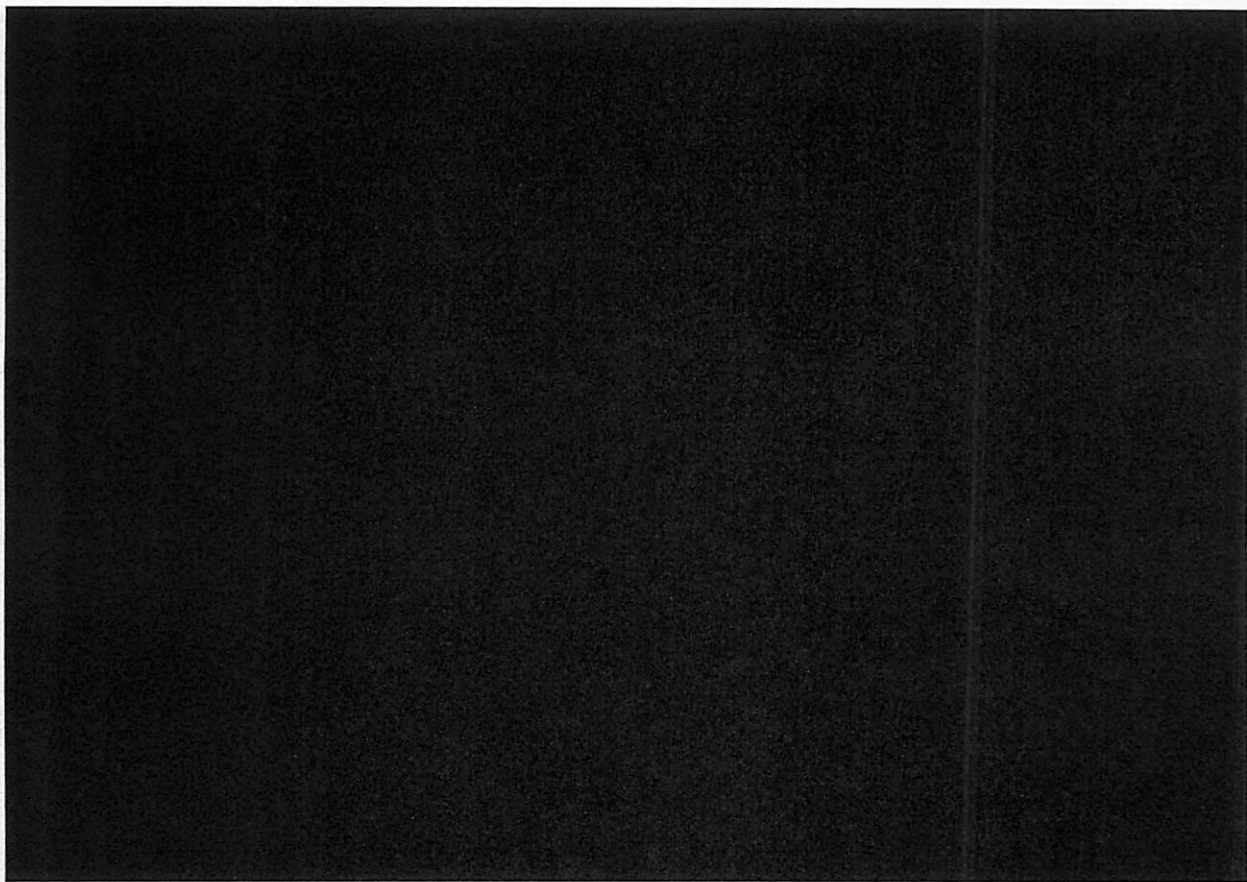
問147 追徴保全の手続とはどのようなものか。

答 追徴保全の手続としては、①検察官から刑事裁判所に対する追徴保全命令の請求(組織犯罪処罰法42条, 43条, 麻薬特例法20条。なお裁判所が職権で行う場合もある。), ②刑事裁判所による追徴保全命令としての処分禁止命令(根拠法令は同上), ③検察官による命令(組織犯罪処罰法44条1項, 麻薬特例法20条3項。これは仮差押命令と同一の効力を有する命令である。), ④執行裁判所又は執行官に対する保全執行の申立て(組織犯罪処罰法44条3項, 麻薬特例法20条3項, 民保法2条2項), ⑤執行裁判所又は執行官による保全執行(組織犯罪処罰法44条3項, 麻薬特例法20条3項, 民保法47条以下)という流れとなる。

解説 追徴保全命令に基づく仮差押えの執行手続については、平成12年1月31日付け法務省訟民第73号訟務局長通知及び同第74号訟務局民事訟務課長通知「追徴保全命令に基づく仮差押えの執行について」(訟務通達集(11)438ページ以下)で、その詳細が定められている。

<参考文献>

- 訟務通達集(11)438ページ以下



第5 渉外関係

問150 債務者たる外国会社の外国裁判所における破産手続への債権届出に権限法の適用があるか。

答 適用がある。したがって、法務大臣の代表権が認められるが、他方で、外交使節にも代表権があると解されているので、実際に、外国裁判所における破産手続への債権届出をする際には、両者が必要に応じて協議、調整を行っていくのが相当である。

解説

1 権限法の適用の有無等について

外国裁判所に係属する日本国を当事者又は参加人とする訴訟につき、権

限法の適用があるか否かについては、従前から議論の存するところではあるが、訟務実務においては、権限法制定から10余年経過後の昭和34年、イタリアの市民が同国の裁判所に日本国を被告とする民事訴訟を提起した事案に関する外務省からの照会に対し、①権限法に基づき法務大臣が国を代表する権限は、国内の裁判所に係属する訴訟に限らず、外国の裁判所に係属する訴訟についても及ぶものと解され、また、②外国の法廷で国家が訴訟を行う場合には、当該国の外交使節がこれを代表して訴訟を行う国際慣例が認められる以上、日本の外交使節も駐在国の裁判所に係属する訴訟につき日本国を代表して訴訟を行う権限がある旨回答している（昭和34年4月13日付け法務省訟一第292号外務省欧亜局長あて法務省訟務局長回答。以下「昭和34年回答」という。）。

外国裁判所に係属する日本国を当事者又は参加人とする訴訟について、権限法の適用があるか否かについては、近時、外国の裁判所に日本政府を相手方として訴訟が提起されるケースが散見され、また、日本政府自らが外国法人等を相手方として外国の裁判所への訴訟提起を必要とするような事例も生じている状況を踏まえると、日本国政府として統一した方針の下に訴訟を迫行し、政府の正当な利益を擁護してその適正な解決を図るために、法務大臣にその統一的・一元的な処理の権限を付与した権限法の趣旨・目的に照らし、外国裁判所に係属する日本国を当事者又は参加人とする訴訟についても、権限法の適用があるものとして、その適切な処理を図っていくのが相当であると考えられる。

一方、外国の法廷で国家が訴訟を行う場合に、当該国の外交使節が、これを代表して行うことが国際慣例として認められ、従前、この種の訴訟については、外交使節が日本国を代表するものとして、外務省がその対応に当たってきたところである。

法務大臣の代表権についての権限法の規定は、この外交使節の代表権を排除する趣旨のものではなく、また、法務大臣の代表権と外交使節の代表権の範囲、調整等についての特別の規定は存しないから、両者は独自にその権限を行使することができるものと解される。

したがって、基本的には、昭和34年回答の立場に立って、それぞれの代表権を肯定し、両者が必要に応じて協議、調整を行っていくのが相当である。

2 破産法に基づく手続

国が金銭債権を有する債務者について、破産手続が開始された場合、債権者たる国は、破産債権者として、破産債権の届出をすること（債管法17条4号）となり、破産債権者としての破産法上の手続については、破産手続が裁判所の主宰の下に進められ、紛争性もあることから権限法9条及び1条の適用があり、歳入徴収官等からの請求依頼により法務省が手続を追行することとなる。

3 まとめ

以上から、債務者たる外国会社の外国裁判所における破産手続への債権届出に権限法の適用があるが、実際に、外国裁判所へ債権届出をする際には、必要に応じて外交使節と協議、調整を行っていくのが相当である。

<参考文献>

- 権限法関係資料集（2）351ページ
- 訟務通達集（11）337ページ
- 逐条解説 法務大臣権限法【第2版】36～40ページ

問151 外国に住居所を有する債務者に対して強制履行の請求等をすることはできないのか。

答 強制履行の請求等が禁止されているものではない。

解説 債管法施行令4条1項1号に掲げる債権については、債管法15条の強制履行の請求等又は同法18条の債権保全措置の請求に関する規定が適用されないこととされている（同条2項後段）が、これは、歳入徴収官等に対してこれらの請求をする義務を課さないこととするにとどまり、これらの措置を執ることを禁じているものではない。

むしろ、債務者が外国に相当な財産を有し、これに対しその外国で執行判決を得た上で強制執行をする等適切な措置をとれば弁済を受けることができると認められる場合には、債権管理機関の判断においてそのように措置することが望ましいところであり、そうすることが債管法10条の趣旨に沿うとされているところである。

＜参考文献＞

○福田淳一編・債権管理法講義19ページ

問153 国有地を外国政府に貸し付けた場合の賃料債権について、一般の債権と同様に強制履行を請求することができるか。

答 外国を債務者とする賃料債権の強制履行の請求も債管法上可能と考えられる。

その際、訴訟手続法としては、「外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律」（平成21年4月24日法律第24号、以下「対外国民事裁判権法」という。）が適用される。

解説 外国を債務者とする債権については、条約又は国際慣行に基づき債務国政府との外交交渉によって解決するのが建前であり、一般の債務者並みに履行強制措置などの手段を採ることは適当でないとの考えから、①強制履行の請求等（債管法15条）、②その他の保全措置（債管法18条。ただし時効中断の措置（同5項）を除く。）等の規定を適用しないこととされ（債管法

3条2項、債管法施行令4条2項)、歳入徴収官等に対してこれらの措置を義務付けていない。

ただし、債管法が上記各規定の適用除外を認めたのは、上記のとおり、まずは政府間交渉によって解決するのが適当であるとの趣旨に基づくものであるから、最終的に政府間交渉がまとまらなかった場合に強制履行の請求等を行うことを禁止することまで定めたものとは解されず、事案によっては、歳入徴収官等の個別の判断により強制履行の請求等を行うことも債管法上可能と考えられる。

また、外国政府との間の土地賃借料等に関する紛争について我が国の民事裁判権が及ぶか否かという点については、対外国民事裁判権法が制定され、立法的解決がされた。すなわち、同法11条1項の規定により、外国及びその政府の機関等は、日本国内にある不動産に係る権利利益等に関する裁判手続について、我が国の裁判権から免除されないことが明文化された（なお、同法の施行日は、平成21年4月24日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日である。）。ただし、外国が在本邦公館として用いる不動産に対する保全処分及び民事執行の手続については、同法17条以下の規定（特に18条）が適用されるほか、同法3条（「この法律の規定は、条約又は確立された国際法規に基づき外国等が享有する特権又は免除に影響を及ぼすものではない。」）により、外交関係に関するウィーン条約（特に22条の2）及び領事関係に関するウィーン条約（特に31条の2）が定める各規律が適用されることとなる点に注意を要する。

＜参考文献＞

- 福田淳一編・債権管理法講義18、19ページ
- 民事月報64巻7号9～32ページ
- 民事法情報275号2～9ページ

第6 その他の訴訟

問154 犯罪被害者給付金制度に基づき、被害者等に給付金が支給された場合、国は、当該犯罪の加害者に対して、支給に係る額を請求することはできるか。

答 可能である。

解説 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律8条2項は、「国は、犯罪被害者等給付金を支給したときは、その額の限度において、当該犯罪被害者等給付金の支給を受けた者が有する損害賠償請求権を取得する」旨を規定している。

上記規定は、国が、被害者に給付金を支払った額を限度に、本来の賠償責任者である加害者に対する損害賠償請求権を被害者から取得するというものであり、この取得した損害賠償請求権を行使することにより、支給に係る額を加害者に請求することができる。この場合、被害者は給付金額について、二重に加害者に請求することはできないが、給付金以上の損害があった場合には、不足分を更に加害者に請求することは可能である。

また、国が取得する債権は、不法行為に基づく損害賠償請求権であるから、民法724条が適用され、当該債権の消滅時効は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知ったときから3年となる。

問155 行政代執行に要した費用として債権管理訴訟によらずに徴収できる費用の範囲はどこまでか。

答 「代執行に要した費用」（行政代執行法6条）とは、代執行の終了までに要した費用であり、その後生じた除却物件・動産等の管理・保管・処分に要した費用等はこれに含まれない。

解説 行政代執行に要した費用については、国税滞納処分の例により徴収できるとされているから（行政代執行法6条）、いわゆる自力執行権が認められている。そこで、自力執行権が認められる「代執行に要した費用」（以下「代執行費用」という。）の意義が問題となるが、行政代執行の終了までに要した費用がこれに含まれることには争いがない。したがって、行政代執行として、不法に放置されていた動産等を除却した場合、その撤去費及び保管場所への運搬費については代執行費用に該当し、自力執行できる。他方、行政代執行の終了後、行政庁において当該除却動産等を管理・保管・処分（売却等）する場合に要した費用等については問題がある。

このような除却動産等の管理費等についても、仮に義務者が自ら義務を履行して撤去する場合でも必要な費用であるため、代執行費用に該当するという見解（阿部泰隆「行政の法システム（下）（新版）419ページ）もあるが、「代執行に要した費用」との文言からはやや乖離している上、行政主体が一方的に徴収できる代執行費用の範囲は厳格に解釈されるべきことからすれば、この見解は採り得ないと思われる。したがって、このような除却動産等の管理費等については、代執行費用には該当せず、

<参考文献>

- 宮崎良夫・「行政法の実効性の確保—行政法違反とその是正をめぐる問題点—」（行政法の諸問題 上）241ページ
- 阿部泰隆・行政の法システム（下）（新版）419ページ
- 岡山市行政代執行研究会編・行政代執行の実務128、272、273ページ

裁判例年月日別索引

裁判例年月日別索引

(明治37年)		
37年12月9日	大審院判	民録10輯1578ページ……………93
(明治45年)		
45年7月3日	大審院判	民録18輯684ページ……………190
(大正3年)		
3年6月24日	大審院判	民録20輯493ページ……………124
(大正8年)		
8年6月30日	大審院判	民録25輯1200ページ……………50, 93
8年12月6日	大審院判	民録25輯2429ページ……………99
(大正11年)		
11年10月25日	大審院判	大審院民事判例集1巻616ページ……………190
11年11月24日	大審院判	大審院民事判例集1巻670ページ……………110
(昭和6年)		
6年10月21日	大審院判	大審院裁判例5巻民201ページ……………182
(昭和7年)		
7年4月30日	大審院判	大審院民事判例集11巻780ページ……………196
(昭和8年)		
8年5月30日	大審院判	大審院民事判例集12巻1381ページ……………196
(昭和11年)		
11年2月14日	大審院判	大審院民事判例集15巻158ページ……………58
(昭和13年)		
13年6月10日	大審院判	大審院判決全集5輯14号37ページ……………57
(昭和29年)		
29年4月8日	最判(一小)	民集8巻4号819ページ……………108
(昭和30年)		
30年2月24日	最判(一小)	民集6巻2号217ページ……………48

(昭和31年)

31年4月9日 大分地判 訟月2巻5号80ページ97

(昭和32年)

32年6月5日 最判(大) 民集11巻6号915ページ190

32年7月31日 福岡高判 訟月3巻7号43ページ50, 93

(昭和33年)

33年12月18日 最判(一小) 民集12巻16号3323ページ182

(昭和34年)

34年3月24日 東京地判 下級民集10巻3号545ページ161

34年6月2日 最判(三小) 民集13巻6号631ページ190

34年10月19日 東京高判 判時269号9ページ182

(昭和35年)

35年9月22日 東京高判 下級民集11巻9号1969ページ161

35年12月27日 最判(一小) 民集14巻14号3253ページ93

(昭和36年)

36年4月20日 最判(一小) 民集15巻4号774ページ96

36年7月20日 最判(一小) 判時269号7ページ182

36年7月21日 最判(二小) 民集15巻7号1952ページ177

36年8月31日 最判(一小) 民集15巻7号2027ページ99

(昭和37年)

37年9月4日 最判(三小) 民集16巻9号1834ページ124

(昭和38年)

38年9月19日 最判(一小) 民集17巻8号981ページ182

(昭和39年)

39年7月28日 最判(三小) 民集18巻6号1220ページ186

39年10月20日 福岡地判 訟月11巻2号246ページ97

39年10月29日 最判(一小) 民集18巻8号1809ページ48

39年12月8日 東京地判 下級民集15巻12号2879ページ17

訟月11巻3号363ページ

判時404号36ページ

39年12月8日 東京地判 判タ172号203ページ89, 97

(昭和40年)

40年11月29日 東京高判 判時439号110ページ99

(昭和41年)

41年4月20日 最判(大) 民集20巻4号702ページ102

41年11月1日 最判(三小) 民集20巻9号1665ページ17, 174

41年11月1日 最判(二小) 判タ200号98ページ89

41年12月8日 最判(一小) 民集20巻10号2059ページ17

判時470号15ページ

(昭和42年)

42年8月24日 最判(一小) 民集21巻7号1719ページ182

42年12月21日 東京地判 訟月14巻2号139ページ17

判時510号55ページ

(昭和43年)

43年3月15日 最判(二小) 民集22巻3号587ページ173

(昭和44年)

44年5月14日 東京地判 判タ239号209ページ48

44年9月12日 最判(二小) 民集23巻9号1654ページ164

44年11月6日 最判(一小) 民集23巻11号1988ページ17

訟月15巻12号1399ページ

判時578号44ページ

(昭和45年)

45年1月22日 最判(一小) 民集24巻1号40ページ164

45年6月24日 最決(大) 民集24巻6号610ページ152

45年7月15日 最判(大) 判タ251号166ページ89

45年7月15日 最判(大) 民集24巻7号771ページ183

45年7月16日	最判(一小)	判時600号89ページ……………164
45年9月10日	最判(一小)	民集24巻10号1389ページ……………93
45年12月16日	最決(大)	民集24巻13号2099ページ……………152
45年12月24日	最判(一小)	民集24巻13号2243ページ……………48
(昭和46年)		
46年9月21日	最判(三小)	民集25巻6号857ページ……………190
46年12月7日	最判(三小)	判時657号46ページ……………164
(昭和47年)		
47年3月21日	最判(三小)	判時664号35ページ……………93
47年3月23日	大阪地判	判タ278号361ページ……………99
(昭和48年)		
48年1月30日	最判(三小)	判時695号64ページ……………164
48年7月18日	東京地判	判時728号65ページ……………99
(昭和50年)		
50年1月17日	最判(二小)	金融法務事情746号25ページ……………93
50年11月28日	最判(三小)	民集29巻10号1818ページ……………164
(昭和51年)		
51年10月25日	釧路簡決	公刊物未登載……………133
51年12月23日	釧路地決	訟月22巻13号2929ページ……………133
(昭和53年)		
53年3月17日	最判(二小)	民集32巻2号240ページ……………49, 93
(昭和54年)		
54年12月4日	最判(三小)	民集33巻7号723ページ……………161
(昭和56年)		
56年3月20日	最判(二小)	民集35巻2号219ページ……………190
56年4月20日	最判(二小)	民集35巻3号656ページ……………179
56年7月2日	最判(一小)	民集35巻5号881ページ……………87
(昭和62年)		

62年5月19日	最判(三小)	民集41巻4号687ページ……………5
62年11月26日	最判(一小)	民集41巻8号1585ページ……………196
(平成2年)		
2年11月2日	東京高判	判時1374号47ページ……………203
(平成3年)		
3年3月15日	生野簡決	公刊物未登載……………133
3年5月14日	大阪地決	判時1455号119ページ……………133
(平成4年)		
4年8月4日	大分地判	判タ794号263ページ……………157
(平成5年)		
5年2月18日	最判(一小)	判時1456号96ページ……………188
5年3月16日	最判(三小)	判時1462号99ページ……………161
(平成8年)		
8年7月12日	最判(二小)	民集50巻7号1876ページ……………188
8年9月30日	東京地判	金融・商事判例1023号38ページ……………157
(平成10年)		
10年2月25日	東京高判	金融・商事判例1043号42ページ……………157
10年6月11日	最判(一小)	民集52巻4号1034ページ……………96
(平成11年)		
11年4月27日	最判(三小)	民集53巻4号840ページ……………93
(平成12年)		
12年1月28日	最判(三小)	金融・商事判例1093号15ページ……………157
(平成13年)		
13年1月30日	東京高判	訟月48巻6号1439ページ……………196
13年2月8日	東京高判	訟月48巻10号2353ページ……………194
		判時1742号96ページ……………
13年5月29日	東京地判	判タ1087号264ページ……………157
13年11月27日	最判(三小)	民集55巻6号1334ページ……………183

(平成15年)

15年6月12日	最判(一小)	民集57巻6号595ページ……………179
15年6月30日	最判(一小)	判タ1129号129ページ……………203

(平成16年)

16年1月15日	最判(一小)	民集58巻1号156ページ……………5
16年6月29日	最判(三小)	判時1868号52ページ……………179

(平成17年)

17年1月17日	最判(二小)	民集59巻1号1ページ……………196
17年3月10日	最判(一小)	判時1894号14ページ……………179
17年11月21日	最判(二小)	民集59巻9号2611ページ……………17

(平成18年)

18年6月28日	神戸地明石支判	判タ1229号339ページ……………157
----------	---------	-----------------------

(平成19年)

19年2月6日	最判(三小)	民集61巻1号122ページ……………101
---------	--------	-----------------------

(平成20年)

20年2月29日	最判(二小)	判時2003号51ページ……………179
20年9月5日	東京地決	公刊物未登載……………203
20年10月2日	東京地決	公刊物未登載……………206
20年11月6日	東京高決	判タ1294号293ページ……………203
20年12月1日	東京高決	公刊物未登載……………206

(平成21年)

21年1月23日	大阪高判	訟務月報登載予定……………194
21年2月1日	東京地判	訟務月報登載予定……………198
21年3月27日	東京地判	公刊物未登載……………48

事項索引

事項索引

(五十音順)

【あ】

悪意 157

【い】

異議

労働審判法21条1項によ

る—— 12

民法488条2項による—— 87

民訴法275条の2第3項に

よる—— 129, 130

破産法121条による—— 152, 196

民事再生法102条, 103条,

226条による—— 152

会社更生法147条による—— 152

督促—— → 督促異議

一部弁済 99, 182

委任 7, 28

違約金 192, 196, 200

違約金条項 192, 200

依頼

強制履行の——

……21, 51, 55, 59, 113, 116, 117, 122

検察官からの強制執行の——

……201, 202, 203, 203

——の撤回 116, 117, 121, 210

手続終了の——及び撤回 144

【う】

請負契約 88, 192, 196

請負代金債権 196

訴え提起前の和解(即決和解)

……17, 51, 66, 67, 89, 93, 105, 113,

115, 117, 122, 126, 126, 130, 132, 133,

134, 135, 136, 161, 166, 167, 170, 171

訴えの提起 47,

55, 57, 60, 93, 105, 113, 115, 122, 122

運行供用者責任 161, 164

【え】

延滞金 25, 26, 35, 41,

67, 68, 69, 71, 83, 85, 124, 130, 167, 171

延納利息

……26, 69, 71, 83, 130, 132, 134, 167

援用権の放棄・喪失

→消滅時効の援用権の放棄・喪失

【お】

恩給の過誤払金 17, 63, 92

【か】

会計法令 5, 43, 44, 47, 125, 134

会計法令違反 5, 47

外国会社 207

外国居住者 23, 74, 209, 210

外国裁判所

——と権限法 207

——の破産手続 207

——の判決 139

外国政府 211

会社更生手続

……51, 57, 77, 113, 139, 150, 152, 154

解除 36, 88, 175, 186, 192, 196

解除条件 36, 41

各省各庁の長 6, 7,

9, 10, 13, 27, 28, 51, 53, 69, 72, 74, 81

——の承認……………6, 7, 9, 72, 74, 81
 確定判決
 36, 51, 55, 89, 111, 126, 139, 146, 150
 貸付金……………63, 68, 69
 開拓者資金融通法による——
 ……………17, 89
 貸付料債権……………17, 110, 174~190
 過大てん補額返還請求訴訟……………161
 家事審判調書……………139
 課徴金……………15, 21
 合衆国軍隊……………161
 仮差押え
 ……57, 93, 139, 146, 147, 203, 203, 206
 仮執行宣言付支払督促……………55, 139, 150
 仮執行宣言付損害賠償命令……………139
 仮執行宣言付判決……………55, 139, 150
 仮処分……………57, 93, 139, 146, 147
 仮納付……………201
 過料……………23, 139, 149, 201, 202
 科料……………23, 139, 201
 官署支出官……………28
 元本(債権)
 ……23, 25, 41, 69, 71, 83, 87, 144, 167

【き】

期限の利益……………26, 196
 ——の放棄……………196
 起訴前の和解
 →訴え提起前の和解(即決和解)……………23
 寄附金……………23
 求意見→財務大臣への求意見
 旧軍関係債権……………35
 行政財産の使用料……………17
 強制執行……………21, 23, 30,
 51, 56, 57, 60, 63, 74, 77, 79, 80, 108,
 113, 121, 137, 138, 142, 143, 144, 146,
 149, 150, 167, 201, 202, 209, 210, 215
 強制執行手続
 ……………57, 120, 138, 144, 201, 202

強制執行手続の申立て依頼
 ……………51, 56, 59, 113, 201, 202
 行政処分……………15, 30, 48, 62, 97
 行政代執行費用→代執行費用
 強制徴収……………21
 強制履行の請求等……………21, 34, 47, 51,
 53, 54, 55, 56, 59, 67, 113, 209, 211, 215
 供託
 36, 89, 99, 105, 177, 182, 183, 188, 190
 供託金……………182, 183
 供託金還付請求権……………183
 供託物払渡請求権……………89, 183
 共同相続……………107, 108, 110, 110
 金銭債権……………1, 3, 15, 16,
 17, 22, 23, 49, 62, 68, 89, 92, 108, 110,
 125, 137, 144, 146, 149, 150, 152, 207

【け】

刑事徴収金……………21, 23, 201~206
 競売……………51, 56, 57, 59, 113, 121, 137
 契約……………1, 3, 5, 15, 17, 33, 36,
 38, 41, 62, 63, 68, 69, 157, 174, 192, 196
 契約書……………38, 192, 196
 検察官……………201, 202, 203, 203
 現金……………1, 16, 30, 203
 現金出納職員……………23
 限定承認……………57, 76, 108

【こ】

工事請負契約……………196
 更生計画案等についての同意
 ……4, 12, 12, 13, 35, 119, 152, 154, 155
 更改……………36, 105
 公判調書……………139
 公法上の債権
 15, 17, 21, 25, 49, 62, 63, 73, 83, 89,
 92, 93, 97, 101, 102, 103, 107, 115, 117
 公立病院……………17, 89

国税債権……………15, 21, 48, 97
 国税収納金整理資金……………23
 国民年金保険料……………15, 21
 国有財産……………1, 68, 174, 188, 215
 国有地……………110, 174~190, 211
 国庫帰属……………38
 個別協議……………9
 混同……………36, 105

【さ】

(国の)債権管理……………4, 6, 7, 9,
 10, 16, 28, 32, 33, 33, 36, 40, 59, 73,
 79, 81, 103, 108, 131, 157, 166, 174, 215
 債権管理(のための)法令……………1, 16, 33
 債権管理(の)機関 3, 6, 16, 22, 27, 209
 債権管理の基準……………1, 3
 債権管理の権限……………3, 33
 債権管理の責任……………3, 22
 債権管理(の)手続……………4, 36, 120, 175
 債権管理(に関する)事務
 ……………4, 6, 7, 27, 33, 30, 119
 債権管理(の)開始……………33, 38
 債権管理(の)終了……………36, 103
 債権管理簿
 ……16, 34, 36, 40, 41, 43, 75, 108, 116
 債権構成……………203
 債権者代位訴訟……………60, 113
 債権の種類……………16, 28, 41, 44, 83
 債権の消滅……………30, 36, 38, 40, 73, 77, 79,
 82, 85, 86, 88, 101, 102, 103, 117, 120
 債権の譲渡……………36, 38
 債権の調査確認及び記載又は記録
 ……………33, 38, 40, 41, 74
 債権の届出
 ……………57, 59, 93, 113, 152, 196, 207
 債権の取立て
 3, 30, 40, 63, 66, 73, 74, 132, 144, 215
 債権の内容(効力)変更
 ……………3, 12, 30, 35, 50, 108, 119, 126

債権の保全
 ……3, 30, 57, 60, 66, 73, 146, 147, 167
 債権の免除
 3, 9, 12, 12, 33, 35, 36, 63, 67, 68, 69,
 71, 72, 105, 110, 119, 126, 130, 155, 167
 催告
 ……43, 46, 48, 49, 50, 93, 97, 107, 125
 財産開示手続……………56, 137, 149, 150, 215
 歳出……………16, 28, 83
 歳入……………1, 16, 41, 142
 歳入(の)徴収……………1, 10, 28, 81
 歳入外債権……………15, 16, 28, 43, 44, 46, 125
 歳入金債権
 ……………15, 16, 28, 41, 43, 44, 46, 125
 歳入歳出外現金出納官吏……………30
 歳入徴収官……………23, 28, 142
 歳入徴収官等 4, 6, 7, 9, 21, 25, 26, 27,
 28, 30, 32, 33, 33, 35, 38, 40, 41, 43,
 44, 46, 49, 51, 53, 54, 55, 56, 57, 57,
 59, 59, 60, 62, 63, 66, 67, 68, 72, 73,
 74, 75, 77, 81, 82, 83, 86, 93, 102, 103,
 108, 110, 113, 115, 116, 122, 131, 132,
 135, 142, 143, 152, 207, 209, 210, 211
 歳入徴収官等代理……………28
 裁判外の和解……………131
 裁判上の請求
 ……………46, 49, 50, 55, 93, 107, 125
 裁判上の和解……………3, 4, 12,
 12, 13, 35, 89, 111, 113, 119, 120, 126,
 126, 127, 128, 131, 132, 134, 167, 173
 債務者の死亡……………74, 108, 110, 111
 債務者の不明……………79
 債務者の破産……………51,
 57, 76, 77, 88, 152, 157, 157, 196, 207
 債務承認書……………102
 債務引受……………110
 併存的(重疊的)——
 →併存的(重疊的)債務引受
 免責的——→免責的債務引受
 債務不存在……………161, 175, 178

財務大臣4,
6, 7, 9, 10, 12, 12, 13, 25, 26, 35, 51,
53, 62, 68, 69, 72, 74, 81, 119, 126, 154
財務大臣との協議
(債権管理に関する各省各庁
の長と)——6, 7, 9,
10, 13, 35, 51, 62, 68, 69, 72, 74, 81
※包括協議、個別協議の各項目も参照
のこと
(争訟事務に関する法務大臣と)——
.....9, 12, 13, 119, 126, 132, 134, 154
財務大臣への求意見
4, 12, 12, 13, 119, 126, 132, 134, 154
債務の承認93, 99, 102, 177
債務の本旨188, 190
債務名義51,
55, 56, 66, 132, 138, 139, 142, 143,
144, 146, 149, 150, 166, 167, 201, 215
詐害行為取消訴訟60, 113
差押え93, 143
差押禁止85, 203

【し】

資金前渡官吏16
事件処理の打切り
.....10, 36, 73, 75, 116, 117, 121, 210
支出1, 16, 142, 143, 215
支出官代理28
失業保険金17
執行証書139, 150
執行判決139, 209
執行費用(代替執行費用を含
む。)23, 74, 77, 79, 80,
108, 121, 139, 142, 143, 144, 210, 215
執行文56, 138, 143
執行命令139, 201, 203, 206
自動車損害賠償保障事業161
自賠代位訴訟
.....67, 161, 166, 167, 170, 171

支払督促17, 46, 49, 51, 55,
89, 93, 107, 113, 115, 122, 125, 139, 150
私法上の債権15, 17, 21, 49, 73,
83, 89, 93, 97, 101, 102, 103, 117, 177
事務管理213
充当36
弁済の——→弁済の充当
相殺の——→相殺の充当
収入
国の——1, 16
債務者の——167, 170
収入金16
収入金額73
収納1, 16
収納事務30, 82
収納手続44
授權決定143, 215
主張立証責任177, 178, 186, 200,
主任歳入徴収官等28
勝訴の見込み76, 116
承認
各省各庁の長による——
→各省各庁の長の承認
債務の——→債務の承認
相続の限定——→限定承認
消滅時効17, 77, 79,
89~103, 105, 117, 177, 178, 183, 213
——期間(時効期間)54,
73, 77, 79, 89, 92, 97, 103, 177, 183
——の起算点79, 89, 183
——の中断43, 44, 46, 49, 50,
55, 60, 73, 93, 96, 97, 99, 103, 105,
107, 113, 125, 177, 178, 183, 210, 211
——の援用
.....17, 76, 89, 101, 102, 103, 117
——の援用権の放棄・喪失
.....102, 177, 178
——の完成36, 67, 73,
76, 97, 101, 102, 103, 105, 117, 183
——利益の放棄17, 89, 101, 102

所在不明35, 47, 53, 74, 79, 210
除斥期間79, 89, 92
信頼関係を破壊するに至らない
特別な事情186
診療に関する債権17, 89

【せ】

請求放棄128
清算条項128, 173

【そ】

増減額賃料確認請求175, 179
相殺36,
44, 50, 85, 86, 87, 88, 105, 120, 196
相殺の充当87
相続38, 41,
57, 74, 76, 107, 108, 110, 111, 113
相続財産管理人108, 113
相続放棄108
訴訟費用
(刑事)——23, 201
(民事)——80, 139
訴状122
訴訟上の和解(狭義の裁判上の
和解)120, 126, 126, 132
訴訟提起依頼
.....51, 55, 59, 113, 116, 117, 122
訴訟提起依頼の撤回
.....116, 117, 121, 210
即決和解
→訴え提起前の和解(即決和解)

【た】

代執行費用21, 213
滞納処分21, 23, 30, 48, 57, 59, 80, 93
滞納処分の例により徴収する債権
.....15, 21, 30, 51, 62, 93, 213

代物弁済36, 105
代替執行費用→執行費用
担保10, 30, 41, 51, 55, 56, 73, 137
担保権(の)実行
.....56, 57, 113, 121, 137, 150

【ち】

遅延損害金(遅延利息)
.....25, 83, 124, 130, 167, 171, 186, 188
地代等自動改訂特約179
地代等増減額請求権175, 179, 188
地方公務員17
中断→消滅時効の中断
徴収停止6, 7, 9, 10, 40, 51, 53,
72, 73, 74, 77, 79, 80, 81, 108, 121, 210
徴収命令書202
調書139
調停4, 12, 12, 35,
51, 89, 93, 113, 119, 126, 127, 167, 175
調停前置主義175
調停調書139
賃貸借契約(貸付契約)
.....17, 174~190, 211
賃料債権17, 110, 174~190, 211
賃料債務不存在確認請求175, 178

【つ】

追加でん捕請求173
追徴23, 201
追徴保全139, 203, 203, 206

【て】

てん捕請求訴訟161
転付命令38

【と】

動産1, 30, 137, 203, 213
 動産執行137
 動産構成203
 督促34, 46, 47, 48, 49,
 50, 51, 54, 55, 73, 80, 93, 103, 113, 125
 督促異議139
 取消し36, 60
 取立てに要する費用40, 73, 74, 80

【に】

日直手当請求権17
 認諾調書139

【の】

納入告知書
 44, 50, 82, 96, 97, 124, 125, 142, 167
 納税の告知48, 97
 納入の告知4, 16, 23, 30, 34,
 43, 44, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 73, 82,
 93, 96, 97, 103, 107, 113, 125, 161, 177
 納付書44, 50, 82

【は】

配当の受領120, 142, 143
 配当要求57, 59, 93, 113, 152
 破産手続51, 57, 76, 77,
 88, 93, 107, 113, 150, 152, 157, 196, 207
 罰金23, 139, 201
 犯罪被害者給付金制度213

【ひ】

非訟手続の申立て依頼
51, 59, 113, 207
 費用83, 87, 144, 167
 費用賠償201
 費用前払決定143, 215

【ふ】

不可分債務105, 110
 不在者の財産管理人113
 不真正連帯債務105, 164, 166
 不増額特約179
 普通財産17, 89, 174
 —の売払い17, 68, 89
 —の貸付け
17, 89, 110, 174~190, 211
 物品管理官30
 物品出納官30
 不当利得返還請求権
17, 23, 41, 63, 92, 102, 194
 不法行為による損害賠償請求権
17, 23,
 41, 63, 79, 85, 89, 92, 124, 157, 194, 213
 分任歳入徴収官28, 46
 分任歳入徴収官代理28
 分任歳入徴収官等28

【へ】

併存的(重疊的)債務引受105, 110
 弁済30, 36, 44, 48, 54, 63, 69, 71, 74,
 76, 77, 79, 82, 83, 85, 99, 102, 103, 105,
 108, 120, 144, 152, 167, 177, 188, 209
 弁済供託→供託
 弁済金交付137
 弁済による代位38
 弁済の充当71, 83, 87, 144, 167
 弁済の提供182, 186, 188, 190
 便宜時効処理183

【ほ】

包括協議
 債権管理に関する——
7, 9, 10, 12, 13, 72, 81

争訟事務に関する——
9, 12, 13, 119, 126, 132, 134, 154
 包括的清算条項128
 放棄
 期限の利益の——
 →期限の利益の放棄
 時効援用権の——
 →消滅時効の援用権の放棄・喪失
 時効利益の——
 →消滅時効利益の放棄
 請求の——→請求放棄
 相続の——→相続放棄
 俸給等の過誤払金17
 法律上の争い126, 127, 130, 132, 134
 法務大臣4, 12, 12, 13, 30,
 35, 51, 55, 56, 57, 57, 59, 59, 60, 66,
 67, 76, 83, 86, 113, 116, 119, 120, 126,
 127, 132, 134, 152, 154, 155, 167, 207
 法務大臣の権限に属する事項に
 関する事務4, 30, 113
 法律意見照会4, 115, 116, 121, 161
 保管金23
 保証債務105, 107
 保全執行期限206
 保全処分57, 211
 保全命令139, 147
 没収201

【ま】

前払金返還請求権196

【み】

みなし消滅36, 40, 73, 75, 76,
 77, 79, 81, 103, 108, 116, 117, 121, 157
 未払賃料請求事件175
 民事再生手続
51, 57, 113, 139, 150, 152, 154
 民事執行手続15,

21, 56, 113, 120, 137, 138, 149, 201, 211
 民事執行により徴収する債権
15, 21, 201
 民事保全手続57, 113, 146, 147

【む】

無資力53, 63, 69, 71

【め】

免除3, 9,
 12, 12, 33, 35, 36, 63, 67, 68, 69, 71,
 72, 105, 110, 119, 126, 130, 155, 167
 免責許可157, 157
 免責的債務引受110

【も】

申立て依頼21, 51, 55, 56, 57, 57, 59,
 59, 60, 67, 97, 105, 113, 115, 116, 117,
 122, 161, 166, 167, 201, 202, 207, 215
 申立て依頼の撤回116, 117, 121, 210

【よ】

予算1, 7, 16, 83

【り】

履行延期申請書102
 履行延期の特約等3, 6, 7, 9, 10, 12,
 25, 26, 35, 51, 53, 62, 63, 66, 67, 69,
 71, 72, 81, 130, 131, 132, 133, 134, 167
 履行延期の特約等に代わる和解
66, 67, 113, 132, 134, 161, 167, 170
 履行期限 10, 25, 26, 33, 35, 41, 46, 51,
 53, 62, 63, 66, 67, 69, 71, 74, 77, 79, 8
 0, 83, 108, 124, 132, 133, 134, 167, 170
 履行(の)請求105, 115, 122

事項索引

利息10, 23,
26, 36, 41, 68, 83, 85, 87, 130, 167, 188
利息債権23, 41, 68, 71
利率.....1, 25, 26, 68, 132, 134, 167, 171
利率(の)引下げ(の特約)
.....3, 9, 12, 35, 68, 72

【れ】

連帯債務105, 107
連帯保証債務105

【ろ】

労災保険給付金の過誤払金.....17
労働審判(手続)12, 51

【わ】

和解

訴え提起前の——(即決——)
→訴え提起前の和解(即決和解)
起訴前の——
→訴え提起前の和解(即決和解)
裁判上の——→裁判上の和解
裁判外の——→裁判外の和解
訴訟上の——
→訴訟上の和解(狭義の裁判上の
和解)
履行延期の特約等に代わる——
→履行延期の特約等に代わる和解
和解期日
.....67, 126, 130, 132, 135, 136, 166
和解契約131
和解条項
.....128, 130, 132, 134, 135, 167, 171
和解調書.....66, 126, 132, 139, 167
和解に代わる決定129, 130
和解費用139, 167

法 令 索 引

法令索引

【財産管理関係法令】

債管法	1, 3, 4
1条	3
2条1項	22
2条2項1号	4, 12, 30, 113, 119
2条2項2号	30, 93
2条2項3号	30, 82
2条2項4号	30
2条3項	7, 28
2条4項	27
3条	21, 23, 201, 202, 211
5条	7, 27, 28
9条	6
10条	33, 209
11条	33, 34, 38, 40, 41
12条	143
13条1項	34, 43, 47, 48, 49
13条2項	34, 46, 47, 51
15条	21, 34, 47, 51, 53, 54, 55, 56, 59, 113, 152, 175, 209, 211
17条1号	57, 59, 59
17条2号	57, 59
17条3号	57, 59, 59
17条4号	57, 59, 59, 152, 207
17条6号	57, 59
17条7号	57, 59
17条8号	57, 59, 59, 152
18条1項	57, 113, 209, 211
18条2項	59
18条3項	59, 60, 113, 209, 211
18条4項	59, 60, 113, 209, 211
18条5項	47, 55, 59, 73, 113, 209, 211
20条	73
21条	6, 7, 9, 40, 73, 74, 81
21条1項	51, 53, 73, 121
21条1項1号	10, 74, 77,

21条1項2号	10, 74, 79, 108, 210
21条1項3号	10, 74, 80,
21条2項	73, 74
21条3項	73
22条1, 2項	85, 86
22条3項	86
23条	82
24条	6, 7, 9, 10, 25, 35, 51, 53, 62, 63, 67, 69, 130, 167
25条	134, 167
26条1項	26, 130, 134, 167
27条	167
28条	66, 67, 113, 132, 170
29条	9, 35, 68
30条	4, 12, 12, 13, 35, 119, 154, 155
31条	4, 12, 12, 13, 35, 119, 126, 127, 132, 134, 167
32条	9, 26, 33, 35, 63, 69, 71, 72, 130, 167
33条	25, 33, 35, 69, 71, 83, 130
34条	69
35条1号	25, 167
38条1項	6, 7, 9, 10, 12, 13, 35, 72, 74, 81
38条2項	6, 7, 9, 10, 13, 35, 69, 72, 74, 81
38条3項	4, 9, 12, 12, 13, 119, 126, 154
39条	6, 23
40条	6, 23
債管法施行令	1
1条	28
3条	23
4条	1, 23, 209, 211
5条	28
9条	38, 40
10条	16, 41

13条	43, 49
16条	21
20条1号	73, 74, 79, 121
20条2号	73, 74, 108, 121
20条3号	73, 74, 121, 210
21条	85
22条2項	82
25条2項7号	25
27, 28条	134
29条	1, 25, 26, 134
30条	134, 167
33条	68
34条	71
36条	25, 167
債管規則	1
2条	28
11条	16
12条	41
13条1項	41
13条2項	83
14条	43, 44
20条	44, 46
21条	59, 215
30条	36, 40, 75, 76, 77, 79, 103, 108, 116, 117, 121, 157
38条2項	68
別表第2	16
別表第4	41
別紙第1号書式	44
別紙第2号書式	44
財政法	1, 174
1条1項, 4項	16
8条	12, 35, 69, 119, 126
9条1項, 2項	1
14条	16
17条	7
20条2項	7, 28
31条~37条	7
會計法	1, 30, 174
4条の2第3項, 第5項	28

6条	1, 43, 47, 48, 49
7条1項	82
8条	82
9条	16
30条	17, 36, 49, 89, 92, 183
31条1項	49, 89, 101, 102, 117
31条2項	97, 107
32条	43, 44, 46, 49, 50, 93, 97
予決令	1
1条2号	28
27条	28
28条	43
28条の2	47
29条	43, 44, 49
34条	28
40条1項	28
100条1項4号	192
歳入徴収官事務規程	1
12条	44
13条	44
16条	44
18条1項	41
21条	46
21条の6	44
47条	46
別紙第1号書式	44
別紙第4号書式	44
別紙第4号の10書式	44
国有財産法	1, 174
18条6項	17
20条1項	17, 89, 174, 175
23条	175
物品管理法	1
35条	30
【民法】	
民法	
72条	38
97条1項	96
97条の2	113

140条	97
145条	102
146条	102
147条	55, 93, 99
148条	107
149条	93, 107
150条	93, 107
151条	93, 107, 136
152条	93, 107
153条	46, 49, 50, 55, 93, 107
154条	93
155条	93
156条	93
157条1項	97
166~174条の2	36
167条1項	17, 89, 183
169条	89, 177
170条1号	17, 89
171条	89
172条	89
173条	89
174条	89
174条の2	89
412条	41
414条1項	55, 175
414条2項	143, 215
404条	25
405条	83, 167
419条1項	25
420条	192
423条	60
424条	60
429条	105
430, 432条	105
434条	105, 107
435~440条	105
452, 453条	105
457条	105, 107
458条	105
474~493条	36

488条	87
489条	83, 87
490条	87
491条	71, 83, 87, 142, 143, 144
492条	186, 188
493条	188, 190
494条	36, 188
495~498条	36
499~504条	36
505~512条	36
505条	85
506条	85
509条	85
510条	85
512条	87
513~518条	36
519条	36
520条	36
545条	196
601条	175, 177
695条	131, 173
696条	173
697~702条	213
703条	194
709条	161, 194
715条	161
724条	79, 89, 92, 213
882, 896, 899条	108
922条	108
938条	108
951条~	108
959条	38

【手続関係諸法令】

権限法	4, 23, 27, 30, 119, 120, 207
1条	4, 55, 152, 207
9条	152, 207
会社更生法	
	12, 76, 77, 119, 152, 154, 155
97条4項	139

115条	139
138条	57, 152
147条	152
189~198条	139
199条2項	155
204条	77
家事審判法	
9条	108
15条	139
21条	139
26条2項	93
29条1項	139
行訴法	
3条2項	48
執行官法	
15条1項	143
仲裁法	
45, 46条	139
破産法	76, 77
2条	152
30条1項	152
34条	152
35条	77
53条1項	196
54条1, 2項	196
67条1, 2項	88, 196
71, 72条	88, 196
78条	152
100条1項	88
111条	57, 152
121条	152, 196
125条	152, 196
135条~	152
151, 152条	196
253条	77, 157, 157
非訟事件手続法	113
72~79条	60
163条	139
民事再生法	
93条	57

94条	152
102, 103条	152
105条	152
137条4項	139
163条	152
171, 172条	152
187, 189, 192条	152
211, 217条	152
226, 228, 230条	152
240条	152
民事執行法	
1条	56, 137, 149
2条	201
11条1項	203, 206
14条1項	143
22条	55, 66, 138, 139, 146, 175, 201
23条	138
24条	139
25条	56, 138, 139, 175, 201
26条1項	138, 201
42条	139, 142, 143, 144, 215
43条~	137
50条1項	59
51条	57
112条	137
122条~	137
131条3号	203
143条~	137
155条1項	205
159条	38
160条	38
163条1, 2項	205
165条4号	205
171条1, 4項	143, 215
180条~	137
181条	56
188条	57
189条	56, 137
190条	56, 137
193条	56, 137

195条	137
196条~	137, 149, 150
197条	150, 215
206条1, 2項	149, 215
民執法施行令	
1条	203
民事執行規則	
74条~	137
民事訴訟法	
4条2項	210
5条1項	210
68条	167
71条	139
89条	126, 126
104条~	122
110条	210
115条1項	111
133条	51, 113, 122
137条	122
188条	147
189条1項	139, 201
192条1項	201
200条	201
201条5項	201
209条1項	201
216条	201
225条1項	201
229条5項	201
230条1項	201
232条2項	201
259条	139
275条	51, 66, 113, 126, 126, 132, 133, 136
267条	111, 126, 132, 139, 173
275条の2	129, 130
382条	51, 113
391条	139
396条	139
民訴規則	
2条	122

41条	122
53条	122
169条	126, 132
民事調停法	12, 51, 113, 119, 126
16条	139
17条	129
19条	93
24条の2	175
36条1項	139
民事保全法	
2条2項	203
13条1, 2項	147
23条1項	146
43条2項	206
46条	203, 206
47条~	203
49条4項	203
民保規則	
13条	146
労働審判法	51, 119, 126
21条1項	12
29条1項	139
外国等に対する我が国の民事裁判 権に関する法律	211
【その他諸法令】	
一般社団法人及び一般財団法人に 関する法律	
207条	77
会社法	
476条	77
575条1項	77
580条	77
645条	77
開拓者資金融通法	17, 89
関税法	
14条の2	89
企業担保法	
51条の2	57
旧軍関係債権の処理に関する法律	

法令索引

3条	35
自賠法	
3条	161, 164
借地借家法	
1条	175
11条1～3項	175, 179, 188, 190
行政代執行法	
6条1項	21, 213
金融商品取引法 21	
185条の15第2項	21
健康保険法	
181条	25
193条1項	89
鉱業法	
189条の2	25
厚生年金保険法	
92条1項	89
公認会計士法	21
34条の60第2項	21
国税徴収法	21, 93
2条9号	93
47条1項	93
国税通則法	
36条	48, 97
40条	93
57条1項	83
73条1項1号	97
73条1項4号	93
国有資産等所在市町村交付金法	
2条2項	188
国家公務員災害補償法	
6条1項	38
国民年金法	
88条	15
95条	21
戸籍法	
10条	32
12条の2	32
国家行政組織法	28
自衛隊法	

98条4項	35
失業保険法	
47条1項	17
私的独占の禁止及び公正取引の確保 に関する法律	
7条の2	15
70条の9	21
住民基本台帳法	
20条2項	32
37条1項	32
商登法	
10条1項	32
少年法	
31条1項	139
商法	
522条	89
出納官吏事務規程	
1条	82
58条の2	16
船員法	
35条	85
地方公務員法	
58条2項	17
地方自治法	
126条1項	17
233条	17
地方税法	
348条1項	188
電子記録債権法	
2条1項	
内閣府設置法	28
農地法	
43条	25
犯罪被害者等給付金の支給等による 犯罪被害者等の支援に関する法律	
8条2項	213
不登法	
119条1項	32
法廷等の秩序維持に関する法律	
7条1項	139

補助金等に係る予算の執行の適正化 に関する法律	
18条3項	35
19条	25
民特法	
1条	161
72条	161, 173
76条1項	161
労災保険法	
20条1項	17
労働基準法	
115条	17
17条	85
労働保険の保険料の徴収等に関する 法律	
19条	36
27条	25
【刑事関係諸法令】	
刑法	
9条	201
19条の2	201

刑事訴訟法	
96条3項	201
133条	201
137条	201
150条	201
171条	201
185～187条の2	201
222条	201
333条	201
348条	201
461条	201
490条1, 2項	139, 201
交通事件即決裁判手続法	
3条1項	201
15条	201
組織的犯罪処罰法	203, 206
42条	203
43条	203
44条	139, 203, 206
麻薬特例法	203, 206
20条3項	139, 203, 206

リサイクル適性(B)

この印刷物は、紙質へ
リサイクルできます。